

平成 20 年多賀城市議会予算特別委員会会議記録（第 4 日目）

平成 20 年 3 月 3 日（月曜日）

◎出席委員（21 名）

委員長 中村 善吉

副委員長 松村 敬子

委員

柳原 清 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

雨森 修一 委員

森 長一郎 委員

板橋 恵一 委員

藤原 益栄 委員

佐藤 恵子 委員

吉田 瑞生 委員

相澤 耀司 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰己 委員

石橋 源一 委員

小嶋 廣司 委員

竹谷 英昭 委員

阿部 五一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 高橋 弘

市長公室長 伊藤 敏明
総務部長 澁谷 大司
市民経済部長(兼)税務課長 坂内 敏夫
保健福祉部長 相澤 明
建設部長(兼)下水道部長 後藤 孝
建設部理事(兼)多賀城駅周辺整備課長 佐藤 正雄
総務部次長(兼)総務課長 内海 啓二
市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新
保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 本郷 義博
建設部次長(兼)都市計画課長 佐藤 昇市
地域コミュニティ課長 鈴木 春夫
副理事(兼)交通防災課長 伊藤 一雄
市民課長 小林 安子
納税課長 永澤 雄一
農政課長(兼)農業委員会事務局長 伊藤 壽朗
副理事(兼)商工観光課長 高倉 敏明
副理事(兼)こども福祉課長 小川 憲治
健康課長 岡田 まり子
介護福祉課長(兼)介護支援室長 鈴木 健太郎
副理事(兼)国保年金課長 鈴木 真
道路課長 武田 一男
施設課長 佐藤 実
下水道課長 鈴木 典男
会計管理者(兼)会計課長 大友 辰夫
教育委員会教育長 菊地 昭吾
教育部長 鈴木 建治
教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏
副理事(兼)学校教育課長 相沢 一博
副理事(兼)生涯学習課長 伊藤 博
文化財課長 佐藤 慶輝

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

監査委員事務局長 庄司 あや子

副理事(兼)選挙管理委員会事務局長 齋藤 富士夫

市長公室参事(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

税務課参事 菅野 敏

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主事 藤澤 香湖

午前 9 時 58 分 開議

○中村委員長

若干時間が早いようですけれども、皆様おそろいようですので、開会させていただきます。

本予算特別委員会も本日で 4 日目でございます。慎重審議の上、十分なる予算審査をお願いいたします。

ただいまの出席委員は 20 名であります。本日は、雨森修一委員から、午前中の会議を欠席する旨、届け出がありましたので御報告申し上げます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の委員会を開きます。

● 議案第 26 号 平成 20 年度多賀城市一般会計予算(歳出質疑) 第 8 款土木費～第 14 款予備費

○中村委員長

それでは、議案第 26 号 平成 20 年度多賀城一般会計予算を議題といたします。

先日引き続き、歳出の質疑を行います。

第 8 款土木費から第 14 款予備費までの質疑を行います。

○金野委員

おはようございます。関係資料の 149 ページと 151 ページ、それから行政評価に対するのは 6 ページ、そして赤本、地域防災計画・国民保護計画についてやります。

市民の安全・安心、また宮城県沖地震に対して防災対策の急務、新たな防災担当監の配置、危機管理、万全と述べられ、市長の公約、また、私も一般質問を 2 回ほどやっておりますが、昨年から防災指導員という実務に入っているわけですが、その成果を伺う。

次に、149ページの、防災会議委員、これは赤本も参照していただきたいのですが、1号委員は、指定地方行政機関の職員から、そして1号から9号に、市長の指名する者が27名、同趣旨で、国民保護協議委員も27名おりますが、平成20年度の委員会会議は何回ぐらいやるのか、まず、その2点についてお伺いします。

○伊藤交通防災課長

お答え申し上げます。

まず、第1点目の、防災の専門員の成果についてというような質問の趣旨のようでございますが、これは、平成19年度から多賀城市の、本市の防災力向上を期するというようなことで、交通防災課に配置をしていただいております。

非常勤職員で、消防事務行政40年以上もの長きにわたって貢献されてこられた方でございまして、その業務内容、とりわけ、端的に申し上げますと、まず一つは、昨年9月1日に実施をいたしました9.1総合防災訓練でありますけれども、その訓練に際しまして、事前の各防災関係機関・自衛隊、警察、消防あるいは公共交通機関、さらには宮城県の医療チームの先生方との事前調整が大変すばらしく、スムーズにいったということで、今後、本市の災害有事における際の、太いパイプが構築されたのではなかろうかというふうに思っております。

それから、二つ目につきましては、私どもでは、いわゆる自助・公助・共助というような部分で、その共助の部分で、地域の防災力を高めようということで、支え合い、助け合い、みんなで地域で取り組もうということで、自主防災組織の組織を構築するという大きな柱に掲げておりますことから、この防災専門員が地域の行政区長さん、あるいは地域の防災リーダーの方々と連携を図りながら、自主防災組織率の向上に努めておるところでございまして、明年平成20年度は各地区の総会等で、大体見通しでは80%ぐらいの組織率が構築されるのではないかとというふうに思っております。

それから、三つ目は、私どもでは、災害に対応するために、各日用生活用品であるとか食料を備蓄しておるところでございまして、それにつきましても、各市内の大型スーパーであるとか、日用用品の量販店等と交渉を進めまして、これも今準備を進めていると。

総合的に見ますと、大変配置をしていただいておりますので、大きな成果が図られているということで、担当といたしましては、大きく評価をいたしております。

それから、2点目の、防災会議あるいは国民保護協議会等につきましては、回数でございまして、防災会議につきましては2回ほど実施をし、国民保護協議会については1回を予定しております。

○金野委員

防災指導員については、今、課長から答弁あったように、9.1の総合防災訓練時には多大なる貢献と、そして、今後、地域の防災力の向上、また学校とか、小学校の防災力に貢献してもらえればと思います。

何といたしても、有事の際には防災指導員は市長に対して、指揮官に対して、確かな情報を分析して、市長が決心しやすいようなそういう本部機能だと思っておりますので、その辺、ひとつお願いします。

また、次、2点目ですが、防災会議を2回、国民保護協議会1回ということですが、この地域防災計画と整合性をしっかりとってください。後で、課長も多分御存じだと思うので

すが、住所とかお名前とか、そういうのが若干ありますので、これはあえて答弁は要りません。

あと、国民保護法に関しても、そのようにしっかりと、今後防災指導員もいますので、その辺にしっかりとやっていただきます。

次、151ページについて、災害用備蓄品購入費ですが、昨年9.1の宮城県総合防災訓練で、かなりの乾パンとかアルファ米とか使っているのですけれども、平成14年から28年計画で、乾パン、アルファ米、簡易トイレ、毛布等4品目の経過について、現時点で、ことしはこれだというのがあれば教えていただきたいです。

○伊藤交通防災課長

備蓄については、平成20年度においても推進してまいりますが、前の委員会、前回も申し上げたかと存じますけれども、やはり市、いわゆる公的備蓄には限界がございますことから、市民の方々には3日分の食料等を用意していただきたいというようなことで、普及啓蒙をしております。

そういった形で、また、流通備蓄ということも推進いたしておりますことから、特に、阪神・淡路、あるいは中越地震等では、ライフライン、特に水道等が地震によりまして断水されまして、トイレの問題が大きく問題としてクローズアップされておりました。

そこで、私どもでは、簡易トイレ、今充足率、目標に対して100%でございますけれども、やはりプライバシーを守るというような観点から、平成19年度からトイレ用の簡易テントを備蓄してまいりました。20年度においても、この簡易トイレ、11基ほどでありますけれども、さらに備蓄してまいりたいというふうに思っております。

○金野委員

ことしは簡易トイレを重点にやるということですが、それについて、食料などは、この6万市民に対して、私は足りないと思うのですが、そしてまた、去年はジャスコ等などの量販店との提携をしております。その後、ジャスコ等以外に量販店との提携をやっているところがあれば、教えていただきたいです。

○伊藤交通防災課長

災害時における支援協定ということで、ジャスコさん以外ではどこかというようなことでございますけれども、具体には、市内に店舗を構えております大型スーパーマーケット、さらには日用品を扱う薬局、あるいはホームセンター、そういったところと今調整を進めているところでございます。

○金野委員

現在調整中ということですが、どしどし、生協とかヤマザワとかありますので、市長だけがトップセールスマンではなく、課長もサブセールスマンになって、その辺もしっかりとやっていただきたいと思えます。

そして、この備蓄品は、現在集中管理ですね。市内の避難所は11カ所、また、その他の災害で指定収容避難所とありますけれども、私たち、前に竹谷委員でしたかとも言ったのですけれども、東部、中央、西部と分派するべきではないかと思えます。その点についてお伺いいたします。

○伊藤交通防災課長

お答えいたします。

ただいまの分散備蓄というようなことをございますけれども、ただいま委員お話しのとおり、大代地区公民館、これは平成 18 年度に分散備蓄を図っておりましたし、同様に、昨年 2 月、山王地区公民館ということで、市内 3 カ所、中央部、東部、西部というようなことで分散いたしております。そういった状況でございます。

○金野委員

なぜ質問したかという、現在、トイレは庁舎北側に集中管理ですね。私は、その搬出で、この地域防災計画を見ると、職員の方が 2 名で搬送するようになっているのです。ですから、私が言うのは、前にも質問したのですけれども、多賀城市内の建設業界の車載クレーンとか、また自衛隊などに、ある程度、笠神、大代だったら自衛隊さんとか、山王の方だったら何々会社とか、そういうのもある程度決めていただければ、職員が 2 名で、私など持っていけないと思います。

そして、集中するし、移動間も、私、阪神・淡路のとき大倉山公園から王子動物園まで 4.5 キロメートルのところを車で 5 時間、歩いて 1 時間半だったのですけれども、そういう状況になるのは確実です。ですから、そういうとき、ある業者とか自衛隊さんと締結をしていただいて、これは研究事項なのですけれども、そういう目標を持ってもらいたい。1 カ所でもいいですよ。平成 20 年度はこのように 1 カ所やると、そういう研究をしていただいて、これで 3 点なので、質問を終わります。（「答弁は」の声あり）これは答弁は要りません。研究してください。

○佐藤委員

131 ページの、多賀城駅前の自転車駐輪場のことについて、まず最初にお聞きいたします。

ずうっとここは数少ないもうけ頭の一つで、利益を上げている部分であると思うのですが、ちょっと私も調べかねたので、去年は幾らぐらい利益を上げたのですか。

○佐藤施設課長

お答えいたします。

もうけ頭というお話がありましたけれども、平成 20 年度の予算でちょっとお話ししますと、歳入で 692 万 6,000 円ほどを見込んでおりまして、歳出では、ここに 131 ページに記載のとおり、718 万 2,000 円ということで、（「そうですか、失礼しました」の声あり）大してもうけているという話でございませぬ。

○佐藤委員

済みません。では認識を改めて。もうかっているか、もうからないか、もうかっていた方がいいのですが、利益を上げていた方がいいのですけれども、多少であれば。ちょっとお願いがあるのですけれども、自転車置き場に空気入れを置いてほしいというお願いなのです。

なぜかといいますと、ある方のお孫さんが、お願いしていて、帰りに自転車のタイヤがパンクしていたということなのです。しょうがないので、大代まで引いて帰っていったのですけれども、友達の話などを聞くと、結局パンクしてたりすると、つい隣の自転車を拝借して乗ってしまうということがあって、そして乗られた人が、また違う自転車に乗っていくなどという話がありまして、空気入れを置くと、借りて空気を入れれば、真っすぐ帰れるし、そういうことも多少は減るのではないかというようなことの提案をされまして、空

気入れを調べてみましたら、2,000円未満ぐらいで買えるのです。ぜひ二、三台置いていただいて、利用者の便宜を図ったらいかがなものでしょうかという提案なのですけれども、いかがですか。

○佐藤施設課長

今の質問は、多賀城駅前駐輪場に空気入れを備えてほしいということでございますけれども、これにつきましては、あった方が確かに便利だと思います。それで、備えつけの方向で検討してみたいと思います。よろしく申し上げます。

○佐藤委員

ちょっとした心遣いですが、大変市民に喜ばれる配慮だというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

次に、151ページです。ちょっと私の想像で今話すのですが、18節備品購入費のところ、浄水機を購入というふうにあるのですが、何回か見たときに、浄水機というのは、何か電気で浄水するのがありますね。あれがうまくいつも稼働していないのですけれども、これはちゃんと稼働するのでしょうか。

○伊藤交通防災課長

浄水機については、点検に努めてまいっておりますし、これからもそのように対応してまいりたいと思います。

○佐藤委員

この80万円のレベルというのは、いい方なのでしょうか。常に点検はしているのでしょうか。2回か3回見学、防災訓練などのときに、スムーズに動いたことは、私は一回も見ることがないのですが、そういうことでは、何かちゃんとしたのを買っているのかという気もするのですがいかがですか。

○伊藤交通防災課長

たしか、委員の地元の代地区の防災訓練では、エンジンがかからなかったと思うのです。これは混合油のエンジンでございます、やはりプラグとか濡れますと、なかなかかかりづらいというようなことで、私ども交通防災課の職員、庁舎北側の倉庫の方にいつも格納しておりますけれども、定期的に点検に努めておるようにしております。

○佐藤委員

今、後ろの方から、人見知りする機械だというふうに言われたのですが、だれが使っても、一発でかかるように、ぜひ点検方しながら、できるだけこの値段でいい機械を買って、用意していただきたいというふうに思います。

次、6節なのですが、洪水ハザードマップの内容をちょっと御披露ください。

○伊藤交通防災課長

洪水ハザードマップにつきましては、先般の説明会でお話し申し上げたとおりでございます。前提には水防法の改正ということでございます。

これは、市民の防災力の向上、特に今、風水害、台風、そういったときに備えまして、私ども多賀城市内には、県が管理する七北田川、さらには中央を流れる都市河川であります2

級河川の砂押川というようなことで、浸水想定区域に指定されましたことから、住民の迅速な避難、安全確保を図るといった観点から、このたび洪水ハザードマップ作成について、予算を計上させていただいたと、こういうことでございます。

○佐藤委員

それで、関連してなのですが、津波のハザードマップというか、避難先というか、大代の公園のところに、高台に避難しなさいという指示の看板はあるのですが、その高台とは、はてどこだというようなことで、具体的にこちらの方とか、あの場所とか、そういうことがあればいいのではないかといいふうにお願いもしてあったのですが、そういうところでは検討は進んでいるのでしょうか。

○伊藤交通防災課長

ただいまの津波ハザードマップの作成というようなことでございますけれども、これにつきましては、同様に、市民の津波浸水時の防災力を高めるというようなことで、避難場所、避難経路などを記載した津波ハザードマップを作成、配布いたしまして、市民が津波避難区域を把握できるように努めたいというような、担当ではそのように思っておりますが、まず、当面、平成 20 年度は、ただいま申し上げました洪水ハザードマップに重点的に取り組んでまいるといふようなことでございまして、順次作成年度を今後見きわめてまいりたいとこのように思っております。

○佐藤委員

よろしく願いをいたします。

関連なのですが、あの貞山堀と砂押川の、あの陰に隠れて、公園の前のあたりの砂押川ですか、貞山堀も含めてですが、放棄船、プレジャーボートというのですか、あれもその津波が来たときには、本当に 2 次被害を及ぼすという危険性を多分にはらんで、本当に、もう使えないような船がいっぱい投げて、陰に隠して投げてあるというような状況があって、地域でも問題になっていますし、何回かお願いにも行っていると思うのですが、ちょっと違いますか、場所は、関連でお聞きしているのですが、それで、それも県の方に強力に、何とか処置するようお願いをしたいというふうに思うのですが。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

今お話しあった、砂押川と貞山運河のプレジャーボートの件でございますけれども、何度も御提言いただいているのですが、私どもとしましては、あそこの管理権は県だということで、県の方に強く申し入れをしているところです。今後さらに申し入れをしたいと思っております。

○佐藤委員

もう一ついいですか。157 ページです。2 節特別支援教育支援事業「すくすくプラン」で、補助員 5 名増員したということで、大変喜んでおります。

これは継続されたのは三、四年前ですか、最初に県で導入した障害者の方の補助員を、3 年か何かで試行しながら、ずっと多賀城はもう継続していただいて、子供たちが援助してもらっているわけですが、私が継続をお願いしたときの質問の中で、高崎中学校に行ってみたときに、大変重度の子供さんなどがいたのですが、それが補助員の方の手を借りて、生き生きと勉強していた様子を紹介もしていたのですが、ああいう子供さんたちは、

今、どのようになさっているのか、もし御存じでしたら、御存じなかったらいいのですが、御存じでしたら紹介していただければありがたいと思うのですけれども。

○相沢学校教育課長

車いすに乗っていたあのお子さんですね。特別支援学校の高等部に入学して、目標はたしか少年の主張でも、「一生懸命勉強して、こんな学者になりたい」というような希望を言っておりましたが、今、特別支援学校高等部で活動しています。

○佐藤委員

これからどうぞよろしく願いいたします。1回終わります。

○竹谷委員

152 ページ、教育関係に関する基本的なことをお伺いしたいと思います。

たしか、文部科学省では、新学習指導要領が発表されておりますけれども、その基本的な考え方、そして具体的なもし内容があればお答え願いたいと思います。

○相沢学校教育課長

学習指導要領の告示は、委員もたまたま御指摘のように、今週中にも正式な告示を受けるものと考えております。

これまで、文部科学省から示されてまいりました新しい学習指導要領案に基づきまして、大きく改善が図られている点について御説明を申し上げます。

新しい学習指導要領では、まず、1 点目、言語活動を小・中・高等学校にわたって特に重視して取り組むこと。具体的には、コミュニケーション能力を高めていく。国語だけではなく、社会や算数、理科、数学、こういった教科の中でコミュニケーション能力を高める、そのような授業を構築してほしいと。1 点目でございます。

二つ目、理数科離れがいろいろ指摘されておまして、これに対しましては、授業時間数の増加も含め、理数教育の充実を図ること、ということが含まれております。

3 点目、伝統や文化に関する教育を充実させること。具体的には、国語での古典の重視、社会科での歴史学習の充実、音楽での和楽器、美術科での我が国の美術や文化、保健体育科での武道の指導の充実を図ること。

4 点目、規範意識の低下等指摘されておりますので、道徳教育の充実を図ること。

そして、5 点目、子供たちの社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団宿泊活動や職場体験活動、奉仕体験活動や就業体験活動などのさまざまな体験活動を通し、成すことによって学ぶ教育活動を展開すること。

そして、新聞等でも取り上げられてまいりましたが、小学校段階における外国語活動を導入すること。具体的には、小学校 5、6 年生で週 1 時間程度、年間 35 時間というふうになっているようでございます。

○竹谷委員

この今おっしゃられた、案でしょうけれども、多分これに基づいて、今週中ですか、告示されると思うのですけれども、これを予想しながら考えた場合に、今回の平成 20 年度の予算の中で、これに対応するための配慮というものはどのようにされてきたのか。もし、そ

のことまでは研究していなかったら、今後研究する課題だというのであれば、それでも結構ですが、いかがでしょうか。

○相沢学校教育課長

具体的には、新しい学習指導要領が示されて、その後約3年間ほど移行措置期間と申しまして、学校は、新しい教育課程の実施に向けた準備期間に入ります。

しかし、ただいま御説明申し上げました内容につきましては、1年目から実施していいもの、あるいはもうすぐにでも実施するもの等がございまして、多賀城市教育委員会といたしましては、まず1点目、新しい社会科副読本の編集を予算措置として上げております。

それから、学校を支援することが重要ということになってまいりますので、今後とも授業を改善するために、予算というほどではありませんが、宮城県の学力向上検討委員会と連携し、市内の小中学校の学力向上推進のための取り組みを具体的に定めております。

○竹谷委員

この指導要領について、具体的なものを見ないと、何もどうのこうのという見解は申し上げるわけにはいかないのですが、私はちらっと見ているところで、特に、今年度からでも重点的にやれるのであれば、やってもらいたいというのが道德教育だと思うのです。これもやり過ぎると大変なことになるのですが、一般常識の道德というものが欠けているのではないのかと。結果的に、集団的な暴行事件もありますけれども、いろいろな事件がある、しかしながら、道徳的な見地からいけば、防げる問題もあるのではないかというものもあります。

それと、もう一つは、地域と家庭と学校の連携というものが大変重要だ。これも一つの目標でいけば、その連携だということに、もうこれは20年前からも30年前からも騒がれてきているわけですが、遅々としてそれは伝わっていない。そのことを改善するには何が必要なかとなると、人と人とのつながりとなると道德ではないのかというような気もするのですが、そういうものについての力点というものを、多賀城の教育行政として、私は進めていくために、こうあるべきだという論を持つべきではないかというふうに思うのですが、その辺は一つはいかがなのか。

それから、学力の向上というものについて、余りにも今までのように、かつてのように、進学指向型の学力ということになると、また問題が出てくるのではないのか。やはり今、よく聞くところによると、一つの自分が得意とする一芸といいますか、これを伸ばしていく教育も大事ではないかと。ただし、そのためには、小学校の基本的教育をきちんとし、中学校、高校段階からそういうふうに持っていくべきではないかとおっしゃっている方もあります。

それらを含めて考えた場合に、多賀城の教育が、新学習指導要領に基づいて、どう導いていくのかということが、大変重要になってくるのではないかというふうに思うのですが、その辺の御見解はいかがでしょうか。

○相沢学校教育課長

まず、道德教育につきましては、委員も御指摘のように、規範意識の向上には、学校だけの努力では私も限界があろうかと考えております。

やはり、学校と家庭と地域が、豊かな心を持つ子供を育てるために、さまざまな連携を図らなければならない。そのためには、少なくとも地域の方々には、あるいは保護者の方々には、学校での取り組みをもっともっと詳しく知っていただく必要があるだろうと。

私は、かつてコラボスクールということで、地域の方々とともに活動することを通して、地域の方々に学校を公開しまして、本当に御理解をいただき、御協力もいただき、御支援もいただくことができました。

今回、多賀城市の平成 20 年度の教育基本方針の中に、保護者、地域及び関係機関との連携・融合による学校づくり、コラボスクール事業の推進という項目も立てております。

2 点目の、学力向上につきまして、単なる点数だけを上げるという、これは私も学力とは考えてはおりません。まして、進学指向型で、点数だけ上げていくということであれば、学校の教育活動は非常にいびつなものになるかと、そもそも学校は、知と徳と体と、そして今は食、この四つの領域のバランスのよい発達を促す、これが学校教育だと私も確信しております。

しかし、学力向上はまた、文部科学省の新しい学習指導要領の基本的な施策でもありますし、多賀城市民の大きな願いでもあると、そう信じておりまして、教育委員会といたしましては、確かな学力向上をはぐくむ学校体制の構築の支援を続けていくと。

具体的には、先ほども少し申し上げましたが、宮城県教育委員会学力向上協議会と連携した学力向上のためのさまざまな施策に取り組んでまいります。

実は、平成 20 年度、高崎中学校は、宮城県のこの学力向上支援事業から指定を受けまして、研究指定校として取り組むわけですが、こちらには市内の残り 9 校の教職員をすべて派遣いたしまして、高崎中学校が深めた研究の成果を、市内各学校へも広げたいと考えております。

また、基礎的・基本的な知識や技能の定着、これは先ほど委員も御指摘のように、小学校にぜひとも必要なこととございます。これにつきましては、定着を図るための授業改善や取り組みへの支援を、学校教育専門指導員の手によって、平成 20 年度、さらに充実させていきたいと考えております。

また、学習は、やはり関心、意欲がなければ、なかなか取り組めるものではございません。教職員の資質向上を図るためのさまざまな研修会、財政的な支援もしておりますが、研修会を活発にし、児童・生徒の興味、関心を高める授業づくりを支援してまいりたいと、以上のように考えております。

○竹谷委員

当面、平成 20 年度においては、それぞれの目標に向けて、今、御回答いただいたようなことで進めるということで、私は大事であると思えます。私もよく理解したところでございます。

しかし、教育というのは、1 年、2 年で成り立つものではございません。そういう意味では、新学習指導要領が発表され、そして多賀城としての体制、これに基づいての推進計画等々があると思えます。これからできてくるといいますので、そういう面については、ぜひとも我々にも原案段階でいろいろ説明をしていただきながら、多賀城のあるべき姿はこうなのだという、教育委員会でお示したものを、お互いに意見交換する場を設けながら、私はやっていくことが大事ではないかと。教育委員会だけの協議ではなく、やはり全体を含めて、やはりそういう指針をつくっていきながら、地域をも含めて進めていく教育体制を、

今回、ぜひ確立していただきたいと。どちらかという、教育というのは、一方的にやってきたような嫌いなきにしもあらず、というような感じを受けているものですから、21世紀の新しい教育というトライをするとすれば、やはり少なくとも市民とともに歩む教育体制ということを考えながら、進めていただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

○相沢学校教育課長

委員御指摘のとおり、地域も含めた教育体制の構築、21世紀の新しい多賀城市の教育体制の整備、これにつきましては、学校だけでなく、広く議会も含めまして、地域の方、保護者の方々等とともに力を合わせて、構築してまいりたいと考えております。

○竹谷委員

ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。この点についてはこれで終わりたいと思いますが、ひとつよろしくお聞きしたいと思います。

次に、189ページ、金曜日の議論の中で、若干お話ししておいたところがありますので、その前にお聞きしておきたいと思います。

教育委員会も、多分金曜日の議論の中で聞いておられたと思います。その中で、多賀城市の観光資源は特別史跡だという一つの答えが出ました。

しかし、この特別史跡のいろいろな整備は教育委員会、特に県がそれを補っていかねばいけないというふうになっている、というふうにお聞きしておりますが、まず、その辺の基本的な姿勢は、私が今思っているようなものと同じであるかどうかお聞きしたいと思います。

○佐藤文化財課長

特別史跡多賀城跡の整備につきましては、宮城県と多賀城市が一体となって進めているところでありまして、公有化事業を終了したところから、宮城県が事業主体となって発掘調査と環境整備事業を行っているところであります。

○竹谷委員

そうしますと、金曜日の議論も含めて、多賀城市として観光行政も含めて、この特別史跡をどのように整備をしていったら、精緻したものとなっていくのかということを考えていかなければいけないと思いますが、その整備計画について、おありであれば示していただきたいと思います。

○佐藤文化財課長

特別史跡の指定面積は107.6ヘクタールで、うち、現在の整備状況は、公有化率が平成18年度末で49.3%となっており、発掘調査は史跡全体の10%、環境整備事業については約17%となっている状況であります。

この長い年月をかけて整備している割には、どちらかという、全体的には整備の進捗率も低く、余り進んでいない状況ではないかと思っております。

今後、政庁跡外郭南門にかけましては、すべて買収も終わり、平成19年度において発掘調査も終了し、現在は政庁跡から多賀城碑、多賀城碑から政庁跡におきまして、視界を妨げるものは一切なく、大変眺めのよい、見通しのきく状態になっております。

こういう中で、ことし DC が開催され、多くの観光客が多賀城跡、多賀城碑を訪れるということでもありますから、訪れた方が政庁跡に立ったときに、素晴らしい眺望を前に感動を得られて、「本当に来てよかった」と思っていたのが一番でありますので、一日も早く実現できるよう、多賀城市も宮城県と一体となりまして多賀城跡の環境整備に取り組んでいきたいと考えております。

特に宮城県に対しては、多賀城跡の環境整備に対して特に力を入れて行っていただくよう、そして、その中でも、特に政庁跡付近については特に重点的に整備されるよう要望していきたいと考えております。

○竹谷委員

今度の予算委員会で特に出てくるのは、史跡まちづくり法でしたか、歴史まちづくり法ですか、国の 2 官庁が一つの母体になってやろうということで、多賀城もその一つの地区として意見を聞かれたということですが、その意見を聞かれた段階の中で、どのような整備計画といいますか、構想といいますか、そういうものをお出しになられたのか、その辺、具体的なものがあればお示し願いたいと思います。

○伊藤市長公室長

実現が可能かどうかはまだ詳細には詰めておりませんが、ただいま委員がおっしゃったように、政庁跡を中心とした多賀城市の、この歴史まちづくり法案に該当するようなものについて、いろいろな面でそのガイダンス施設であるとか、景観形成の総合支援事業であるとか、それからまちづくり計画の策定の担い手支援事業とか、まだ確固とした具体的なものはないですけれども、そのように、史跡を中心としたものを、ほとんど該当できるような要望というか、ヒアリング時にはお出ししているといったところでございます。

○竹谷委員

これでヒアリングを受けたということなので、こうしたいというロマン、ロマンといいます、構想計画という問題がありますから、ロマンをお話しになられたのではないかと思います。特別史跡の多賀城跡をこういうぐあいに、この法律の適用を受ければ、このようなものをやっていきたい。こういう事業を展開していきたいというロマンを、多分申し上げられたのではないのかと思うのですけれども、そのロマンについて結構ですから、具体的にこういうものだというものがあれば、やはりお示ししていただくことがまず第一ではないかと。

なぜかという、そのロマンがあつて初めて、県に対して、こういうものをしてほしいというものになっていくのではないかと。今、多分、教育委員会の方にお尋ねしても、そのロマンさえないと思うのです。南門復元とか、外郭南門復元の問題とか、それだけだと思うのです。全体のロマンというはないと思うのです、現実的に。ですけれども、今回のこのヒアリングでは、ある程度は全体のロマンを考えながら、こう位置づけていきたいというものになっているのではないかと思います、その辺はいかがでしょうか。

○伊藤市長公室長

委員がおっしゃるように、その多賀城政庁跡を中心とした南門の復元であったり、それから情報館の整備であったり、それから、市長がよく申し上げております「歴史の道」の整備であったり、先ほども申し上げましたようなガイダンス施設であったりという、整備可能なものを、この制度の中でいかに国からの補助を得ながら、整備できるかといった、その総合的な視点で、多岐にわたる整備手法というものをに入れて、今後進めてまいりたいというふうに、中では話をしているところでございます。

○竹谷委員

いや、なぜ私がそれを申し上げたかという、私は一般質問、観光行政の関係でお聞きしたことがあると思いますが、私は、あの広大な買収、49%買収している、発掘はしていないところもありますけれども、その土地をそのままにしないで、例えば、春は菜種、ナノハナを一面に咲かせる、秋はソバの白い花を咲かせるという方法もあるのではないのか。あそこに広大にただ置いておくよりも。その中で、市長のおっしゃられる「歴史の道」も含め、観光客の誘導を図りながら、先ほどおっしゃられましたように、政庁のあの上を立てば、太平洋が一望に見渡せるすばらしい展望が、ロマンが生まれてくる、というようなことを私は思いながら、そういう質問をさせていただきました。

ですけれども、あのときは具体的になかなかできないという御答弁のようでした。ですけれども、今言ったまちづくり法でいけば、そういう点も含めて実現、ロマンとして掲げることができるのではないのかというふうに思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○伊藤市長公室長

委員おっしゃるとおり、すべてのそういうイメージ、ロマンを持って、整備可能な法案だということで認識してございまして、それで多賀城市もこの法案を最大限活用して、整備実現に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○竹谷委員

それは、早急に、公室が所管なのかどうかわかりませんが、やはりそういう計画を、基本計画といいますか、私は今、ロマンとあえて言ったのですが、そういうものをやはりお示ししながら、その中で、DCに合わせてやるのはどれをやるのか、それを県にどう要請していこうか、そして市民の力を協働の力でどうやっていこうか、というものに踏み込んでいくのではないのでしょうか。それがあって初めて、今言ったロマンの、全体のロマンを実現するための起爆剤になっていくのではないのかというふうに思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○伊藤市長公室長

委員の御提案にもありますように、市長公室だけでなく、関連する都市計画であるとか文化財であるとか、施設であるとか、それから、農政関係もすべて絡んでくることとございますので、早目にこの全体像を、この制度にはそういう全体像をつかむソフト部分での補助もあるようでございます。その辺を、全体像を関連する、関連するといいますか、ほとんど関連するかと思えますけれども、庁舎内で、市組織内ですべての関連する各課と早目にこのような全体像の計画をつくり上げてまいりたいというふうに考えてございます。

○竹谷委員

今度の議会で松村委員が一般質問して、吉野ヶ里の問題も言うておりました。都市公園にして整備をしたということをお話しされました。

私も、もう何十年か前に、明日香の古墳に行きました。今いろいろ新聞に出ている、テレビなどに出ている、色が変わるからどうのこうのというような復元をいろいろやっていますね。あそこにも行ったように記憶しているのです。

あのときから、私は多賀城市に対して、明日香のように、指定された場所はそこに置きながら、あとは都市公園を引いて、早く整備すべきだということを強く提唱したことがある

のです。ですけれども、遅々としてそこまでいかなかった。ですから、なぜかという、そこにはロマンがない、計画がないからなのです。こうしたいというロマンと、そして、このためにはこういうふうなことをやりたいのだというものがないから、実行して、突っ込んでいけないのだと思うのです。ただ予算ください、都市公園にしたいですからではだめだと思うのです。このことも同じことではないかと思うのです。あのときは建設省所管で補助金を出していました。明日香はほとんど都市公園になって、遺跡のあるところは、一応文化財ですから、もう全体が都市公園で、修学旅行から遠足からいっぱい子供たちが来ているのです。

多賀城も少なくともそういうような環境づくりをすれば、修学旅行、遠足、いろいろな方々が訪れる施設ではないのかと、そういう資源ではないのかというふうに思うので、その辺は早急に、まずそういうビジョンというものを、私は求めるべきだと思うのですけれども、これは時間がかかればかかるほど遠のいていくと思いますので、いや、早急にこういう手はずをしていくべきだというふうに思うのですけれどもいかがでしょうか。

○伊藤市長公室長

現在も多賀城市には文化財、正式名称はちょっと文化財課長の方が詳しいかと思えますけれども、保存の管理・活用計画という計画がございます。これをさらに一歩進めた形で、具体的に、何をどうするか、それを踏み込んだところで、ぜひ検討して、計画を練り上げていきたいとこのように考えてございます。

○竹谷委員

管理・活用計画は、史跡を守るための管理・活用計画で、観光というものを視점에置いていないと思いますので、そういう意味では、観光的なものを視점에置きながら、考えていかなければいけない重要な事項ではないかと、今の状況では。前はそれでよかったのだと思いますけれども。そういうふうに思います。

具体的にお願いしたいのですが、DCが始まります。先ほど課長からありました。政庁から南門まで、これが一つのメインだと。多賀城碑、そして、極端に言うなら東北歴史博物館というルートでしょう。

そうであるとすれば、政庁南北大路は、南門からの延長で、なかなか復元は難しいと思えますけれども、何らかの形でそこを示すような工夫はされてもいいのではないのかと。それは平成20年のあのとき来たときはこうだったけれども、実際に5年後なり6年後、それができれば、「あっ、あのところがこういうふうに変ったのだ」という、また一つのあれが出てくると思いますので、そういう面では、今回のDCキャンペーンに向けて、この多賀城の観光の目玉である史跡を生かすとすれば、そういうことも私は、最少限の費用で最大限の効果を生み出すようなことを考えながら、県と話し合いをするべきではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○佐藤文化財課長

多賀城跡調査研究所での第8次五カ年計画の中では、21年度までなのですからけれども、その中で整備計画はございませんけれども、その後の第9次五カ年計画の中で、その政庁跡から多賀城碑までのその道路が整備されるよう、こちらでも県の方に強く要望していきたいと思えます。

今、委員のおっしゃったとおり、その政庁から多賀城碑までのところに、こういう道路があったよと示すような方向を、一応県の方と協議していきたいと思えます。

○竹谷委員

ぜひ、両わきに、先ほど言ったように、花畑でも、ナノハナでもヒマワリでも何でもいいですから、名物になるようなものをつくって、そして、あそこに、城南土地区画整理で復元したあの幅が、幅員がいいのかどうかはわかりませんが、多分あれを延長しないとおかしくなると思うのですけれども、ああいうような感じで、ここにこういうのがあって、周りにそういう一つの、何といいますか、ロケーションを生み出すようなことを、やはり早急に研究をして、これはきょう、あすの問題ですので、やはり、たまたま観光課長が高倉課長ですから、史跡の方はだれよりもよく知っている方ですから、その辺はよく連携をとって、史跡関係では県にも大分知っている方も多いでしょうから、そういう方を含めて、やはり当然 DC の担当ですから、それを含めて、もうこの際、ちょっと考えたら、DC に向けてやって、そのことが将来的に多賀城の、今できるまでの間のメインとしての活用としていくという施策を、この DC キャンペーンを機会にやったらいかがかと思うのですけれども、どうでしょうか、副市長、そういう意向はございませんか。

○鈴木副市長

これは、DC ですから、市民経済部長からお答え申し上げた方がいいと思うのですけれども、そういったことも、さまざまな要因をとらえて、せつかくのチャンスでございますから、実のあるものにしていきたいというふうに思っております。

○中村委員長

ここで休憩に入ります。再開は 11 時 5 分でございます。

午前 10 時 55 分 休憩

午前 11 時 08 分 開議

○中村委員長

再開いたします。

○石橋委員

先ほどの竹谷委員の関連で質問させていただきたいと思います。とうとうと竹谷委員がロマンを語ったわけでございますけれども、その 189 ページの、文化財保護に関する関係で、竹谷委員が政庁大路、南北大路等々の 8 メートル、その道幅等々にも触れられたと記憶するわけでございますけれども、御案内のように、あそこの政庁大路はいろいろな職員の方々の大きな御協力をいただいて、地権者の方々の力強い後押しがあって、あそこに漏刻もつくり、そしてあの大路もつくらせていただきました。

ただ、あの 8 メートルは都市計画街路でございますけれども、両側 1 メートルずつセットバックをして、家を建てるように協力をいただいたという経過はおわかりだろうと思います。

そこで、あの 1 メートル、1 メートルセットバックしていただいたあの 1 メートルの幅に、里山構想から政庁大路にふさわしい樹木の植栽をさせていただきました。そして、御案内のように、あの政庁大路のすべての樹木の管理は、我々城南の組合員が基金をつくり、今、ことしで 4 年目になりますけれども、管理をするという仕組みで基金をつくって、これから 10 年もこの先、でき得る限り管理をしましよということになっているのは、恐らく御存じだろうと思いますけれども、そこで、あの貴重な土地を得られた所有者の方々が、1 メ

ートルは、自分の土地であっても使えない、こういう不利益があるわけでございますので、あの土地を求めていただいたときには、1メートルセットバックしてくださいと、使えないですよと、そして、そこに樹木を植える分については、我々の基金があるうちは管理をしますということで、了解のもとに、「わかりました」ということで、多賀城の史跡のまちにふさわしいあの道をつくらせていただいたという経過があるわけでございますので、文化財課長、ぜひ、あの1メートル、1メートル、恐らく300、400平方メートルはないだろうと思いますけれども、あれを減免措置にできないかというふうなことの、文化財課長、どのような考えか、ちょっと聞かせていただきたいということの質問でございます。

○中村委員長

石橋委員、減免の対象は何でしょう。

○石橋委員

文化財課長というふうに、私、答えを求めたのは、あそこの南北大路の仕組み等々については御存じですね。そのことの確認を、まず文化財課長にさせていただきたいという思いで、文化財課長にお答えを願いました、ということで申し上げました。

○佐藤文化財課長

ただいまお話しあった件については、勉強不足で存じませんでした。申しわけございません。

○石橋委員

文化財課長、勉強不足で存じなかったということで、それはそれでいいです。ですから、ぜひ、あの両側の地権者、1メートル、自分の土地をあいう多賀城の史跡のまちにふさわしいものにつくるのだという、そのものに協力をいただいている、まさに菊地市政が掲げます協働のまちづくりに合っているわけですから、大したことはないと思います。固定資産税の減免対象にする面積、個々にすれば大した面積ではない、でも、そういうふうな道づくりに、市民挙げて、自分たちでここをできる土地を協力しているのだというふうな趣旨からすれば、減免にしてあげたいという思いを、ぜひ、それでは所管の市民経済部長ですか、その辺にお考えを賜りたいとこう思います。

○坂内市民経済部長(兼)税務課長

これは、たしか、私の記憶から言いますと、現場にも行きまして、協力をいただいておりますということで、うちの方は減免したいというふうにも考えておりました。

ただ、その1メートルのものが、一応個人のものになっていきますと、あそこに間違いなく樹木も立っていますと。地権者の方からの協力で、一応その大路跡の道路を整備した後で、その整備の管理用地ですか、というぐあいになりますと。あの関係は、組合さんの方の部分管理していますと、1メートル分ですね。ただ、所有はあくまでも個人の土地になっていますというような観点で、前にお話ししたときにはちょっと減免対象にはなりませんというお話はしておりますが、その1メートルを後退して、協力していただいたというその実態をかんがみますと、やはり何らかの措置がとられて当然ではないかとそのように思っておりますので、関係各課と、面積の関係もございますし、概算的な減免というのもちょっとうまくないと思いますので、各地権者が両わきにずうっとおりますので、今のところはその1メートルというお話ありますが、各所有者にすれば、そんなに大きな面積でもございませぬので、その辺は考えていきたいと。

ただ、税務課サイドだけでなく、庁内の関係課の方と協議しまして、考えていきたいとこのように思います。

○石橋委員

前向きに考えますという、所管の部長のお考えですので、ぜひ市民の気持ちから、そういう思いに行政も理解していただいているのだということについて、ぜひそのような検討方を早急をお願いをしたいということで、関連の質問は終わりますけれども、委員長、質問よろしいですか。

○中村委員長

はい。では、大分前に予約している人がいらっしゃいますので。（「質問があるのです。今の1メートルの問題の関連で。1メートルの問題の関連だめですか」の声あり）予算委員会ですので、できるだけ簡潔にお願いします。（「予算委員会であるからするのです。関連あるのですから」の声あり）竹谷委員。

○竹谷委員

なぜ、私、今、関連と言ったか。所管が、その1メートル後退がわかっていないということは、これは失礼です。（「いや、わかっているはずです」の声あり）いや、わかっていないのです。そうすると、ずうっと組織的にどうなっているのですか、引き継ぎが。あれを整備するのにどれだけ心血を注いでやったか。地権者の思いがどこまで本当に市役所につながっているのかと、本当に疑問に思っていました。

私は、先ほど、高倉課長に、あなたわかっているのですから、あなた、ちゃんと認識を新たに、答弁したらいいのではないですかと、ちょっと合図したのですけれども、それじゃだめですよ。減免も必要ですけれども、それよりも、そういう経過であの南北大路ができたのだという歴史と伝統は、きちんと庁内の中で、だれが聞いてもわかっているようにしておかなければ、私はそう思います。そうでないと、人事異動のたびに問題が出てくる。そういう組織であってはいけないと思いますけれども、組織を担当する総務部長、いかがですか。

○澁谷総務部長

確かに、今、委員おっしゃるとおり、引き継ぎにつきましては、課長から課長への引き継ぎ事項がございますので、そして、特に重要なことについては、口頭できちんとお話をし、さらに文書で残すという形になっておりますので、今の部分ですと、今後もそういうことのないように、きちんと持っていきたいと思っております。

○米澤委員

それでは、私の方からは2点なのですが、歳入のときに、ちょっと歳出の質問をしてしまいました申しわけありませんでした。

関連なのです。放課後子ども教室についてのモデル校が多分1校あるというふうに、こちらの方に書いてあったので、もし差し支えなければ、そのモデル校を1校教えていただきたいということと、それと、205ページの、学校給食についてです。

3カ年で食器交換ということで、この間御説明ありましたけれども、その給食についての内容なのですが、今般やはり食育に対していろいろ力を注ぐべき問題もあると思いますが、その中で、メニューで少し改善された点がもしありましたら、その点も含めて教えていただきたいと思えます。

○伊藤生涯学習課長

それではお答えを申し上げます。

モデル校につきましては、正直なところ、現在、どこどこでやるということではなくて、現在選定中ということで、その選定に当たりましては、やはり子供たちの安全確保と、その辺のセキュリティー的なものが、どこが一番ふさわしいか、そういった面で検討をしておりますし、また、その事業をやるのに、どういった条件が必要になってくるか、そういったことも含めまして、現在検討中というところでございます。

○相沢学校教育課長

米澤委員から御指摘がありました、まず食器につきましてお話を申し上げたいと思います。

現在使用しております食器がやや古くなってきておまして、洗浄をかけても、油分が残ったりするようなことが出ている食器もありますので、今後3年かけて、現在使用しております耐熱樹脂製の食器に交換していこうと考えております。

なお、安全性につきましては、厚生労働大臣指定検査機関によりまして、検査をすべて実施いたしまして、合格をしているという食器でございます。

それから、食育との関連で献立の工夫というようなことでございましたが、基本的には、蛋白質やカルシウム、ビタミンなどの栄養所要量の基準を満たすということが大原則でございます。

そして、また、安全な食を提供できるようにするとともに、これまで残食率が高くなる献立や、逆に残食率が低くなる献立等がありますので、すべて低くなる場所にそろえるというわけにもいきませんが、そういうものを、栄養あるいは食の安全、残食率、そういうものを全部勘案しながら献立を作成していきたいと考えております。

○米澤委員

御答弁ありがとうございました。

残食率に関しては、やはり私も見ていて非常に心が痛いところがありましたので、なるべくその辺も力を注いでいただきたいと思います。

あと、2点ほどちょっと、答弁は要りませんが、特別支援学級、先ほど佐藤委員の方からもお話がありました。私からも、本当にこれはなかなかやはり、障害を持って、通常学級の方に通いたいというお子さんたちの意向を踏まえて、そして、さらにそれを単独事業としてずっと継続してやってらっしゃるか、そして、やはりいち早くその現場の声というのを、ずっと継続してそれをお取りいただいたというのは、非常に私は評価したいと思います。

それと同時に、金曜日にいろいろな意見がありました学校用務員さんに関してなのですが、私、学校に行ったときに、こんなにごみがいっぱいあるのだということが、正直言ってびっくりしました。4階までの各階ごとに、階段にほこりのごみがすごいのです。舞ってました。でも、それを朝に行った時点で、すぐく目の前にするのですが、もう給食始まる前にはないのです。きれいに清掃されてました。

そうすると、後、放課後、また休み時間があると、子供たちがもうわっと騒ぎ始めます。またほこりがという形で、それを全部用務員さんたちが皆掃除してくれるのです。そして、やはり用務員さんというのは、子供たちが本当に好きで、いろいろな形で支援学級の子供

たちにも声をかけていただいたりというふうに、とてもありがたかったのです。その方たちの力というのはとても大きかったので、むしろこの間、金曜日にいろいろお話があったと思うのですが、私は、逆に業務委託以外に非常勤としても、本当にふやしていただきたいという気持ちでいっぱいでした。

○昌浦委員

学校教育に関してちょっといろいろと質疑させていただきたいのですけれども、まずもって、よく学校の小中学校の先生、非常に時間的なゆとりがないと。私も友人の学校の先生方から聞いたりしているのですけれども、何が原因でそうゆとりがないのか、学校の先生の1日が大変タイトになっているという話なのです。

では、それを是正するにはどうしたらいいのか、その辺、学校教育課ではどういう考えを持っているのか、この2点をお願いします。

○相沢学校教育課長

昌浦委員御指摘の、学校の教員に時間的なゆとりがないのではないかと御指摘でございますが、これにはたくさんの方の要因が考えられるのではないかと思います。

まず、そもそも週6日で教育活動を展開をしてみましたが、これが週5日に変わりました。私も、実は、土曜日が活動の日だったときの教員生活が長いのですが、土曜日を活用しますと、教材研究にしても、あるいは子供たち、保護者の方に渡すおたよりやプリントにしても、余裕を持ってつくっておりました。

しかし、週5日制になりますと、土曜日の分がそれが全くなくなるものですから、月曜日から金曜日まで割り振りまして、教材研究、それからいろいろなプリント、あるいはおたよりの作成、そのほかにできるだけ会議の精選を進めているのですが、やはり必要な会議は行わなければならないということもありまして、やや時間がかかっているかなと、そのように認識をしております。

実は、この先月2月と、それから今月3月、学校教員の在校時間、時間外勤務ではございません。在校時間の記録を一人ひとりの教員に記録をつけてもらいまして、1カ月当たりどのくらいの在校時間になっているのかと。本来、約8時間、休憩等も入りまして8時間15分とか、8時間30分とかいる、それ以外の時間がどのくらいあるかということ进行调查しております。

まずは、月に、正規の勤務時間以外に学校にいる時間が80時間を超える教員につきましては、本人と面談をする、あるいは本人の意向があれば、医師との相談等も検討すると。

それから、月45時間以上の余計に在校時間がある職員で、その状況が3カ月連続して行われている教員、これについても面談をし、時間をもう少し短くできる方法について、校長あるいは教頭などと面談をするということで、準備を今進めているところでございます。

○昌浦委員

今の御回答では、例えばチラシですか、学校から家庭に配るチラシ等々を含めて、先生方がつくってらっしゃるというのですけれども、学校にはそういう関係の事務職員の方がいらっしゃると思うのですけれども、その方たちにそういうチラシなどをつくってもらうとか、そういうことで振り分けていけば、少しは先生方の任務過重な部分が減るのではないかと思いますのですけれども、その点はどうなのでしょう。

○相沢学校教育課長

昌浦委員御指摘の点も確かにあると思います。基本的に、学校だよりにつきましては、教務主任や教頭が、学年だよりについては学年主任が、そして学級だよりについては担任が作成をしているということでございます。

○昌浦委員

いわゆるゆとり教育で週5日制になったら、先生の方がゆとりがなくなったというふうな実態がやはり見えてきたのです。そういうことでいろいろと、いわば先生の方もかなり疲れていて、そういうことがすべてゆとり教育の弊害と言ったらおかしいですけども、負の部分として出てきたのかと、今、ちょっと実態としてわかりました。

ちょっと質問が変わるのですけれども、全国の学力テストで、小学校の部で、小学校4教科なののですけれども、軒並み全国1位の県はどこかおわかりですか。

○相沢学校教育課長

秋田県でございましょうか。

○昌浦委員

秋田県なのです。一体秋田県、塾なども余りないのですけれども、どうして全国1位になったかと、ちょっと勉強させてもらいましたら、インターネットを使って各小学校にオンラインで結ばれているのです。そこで、いわゆる県教委などが、単元ごとに、算数なら算数を、単元ごとにプリントをつくって、それを一斉的に勉強しているのです。児童の方も、それから、やる気を引き出す家庭学習ノートというのを作成したのです。県教委が。

そして、もう1件、これは先ほど竹谷委員の質問にも出てきましたが、教師の指導力アップを徹底的に図ったのです。

そこでなののですけれども、先ほど竹谷委員の質問に対して、御回答では、前倒しできるものは前倒しでやるという形をとるとということなののですけれども、いわば30年ぶりに学習指導要領が改定されて、いわゆる今までのマイナス部分を補完していくような学習指導要領に、今週中に告示といいますか、開示されるのでしょうか、になるよだということなのですが、その辺で、いわゆる基礎中の基礎の小学校の学力アップのために、平成20年度は市教育委員会ではどういうふうな、先ほどの竹谷委員への回答以外に、もし方策等、学力アップのための方策等があれば、私にお示しいただきたいのですが。

○相沢学校教育課長

お答え申し上げます。

各学校とも、さきの文部科学省が実施しました学力学習状況調査の結果を受けて、また、各学校が市の予算を活用し、独自に進めております学力実態調査、これらを踏まえまして、学校の学習面での課題を把握していると思います。

教育委員会といたしましては、その課題の解決に取り組み、つまり、学力向上に取り組む学校への支援をしなければならないと考えているところでございますが、まず、平成19年度中、本年度中でございますが、教育委員会として、宮城県の学力向上推進協議会の座長をしております西林克彦宮教大の教授をお招きし、「学力とは何か」というテーマで、各学校の研究主任それから教務主任、先生方を集めまして、研修会を開催いたしました。

また、やはり県と共同になります。東豊中学校、多賀城小学校、山王小学校の3校では、宮城県教育委員会の指導主事、あるいは県内の各学校ですぐれた授業実践をしている教師

を招きまして、実際に授業をして、その授業の検討会に教員を参加させる中で、教員の資質向上を図っておりまして、平成 20 年度もぜひ県教委と連携した取り組みを続けていきたいというふうに考えているところでございます。

あわせて、先ほどもちょっとだけ竹谷委員の方にも申し上げたのですが、市では、学校教育専門指導員を配置しておりますが、専門指導員は、かつて指導主事等の経験もあり、学校長の経験もあるすぐれた実績のある方でございまして、この方が、各学校でそれぞれ校内研究を実施する際には、助言者としてお招きいただき、適切な助言、指導を続けているところでございますが、平成 20 年度についても、さらに充実させたいというふうに考えております。

○昌浦委員

教育の目的というのは一体何なのかと思うと、いわば不測の事態への適応能力、これを学校では「生きる力」とおっしゃっているのかと。それをはぐくむことが一番の、はぐくむための訓練等をやるのが一番の眼目であり、いわゆる学力が 3 割、そして意欲や思考などの方が 7 割というふうに私は思っておるのですけれども、しかしながら、自分で学ぶ力というのを養うためには、やはり基礎的な学力というのも高めていかなければならないと私は思っているところです。

平成 20 年度、そういう形で、いわゆる質の向上をできるだけ図っていただきたいと思うところでございます。

次なのですが、市内の小中学校はそれぞれ学校の歌、校歌がございますね。恐らくは小学校の 1 年生、あるいは中学校 1 年生に校歌を覚えてもらうために、いろいろと時間をかけておられると思うのですけれども、どの教科の時間に、どのくらいの時間数をかけて、校歌というのは教えているのですか。

○相沢学校教育課長

一番わかりやすいのは、小学校 1 年生がわかりやすいかと存じます。入学したばかりの子供たちに校歌を教える、私も 1 年生の担任をしていたことがあるのですが、朝の会や帰りの会などを使って、いわゆる授業時間とは別の時間なのですが、校歌の練習を続けてまいりました。

多分、市内の各学校の 1 年生の指導も、そのようにして、音楽の時間というふうにとりたててするのではなく、校歌ですから、毎日歌えるように、朝や帰りの会で実施しているかと思えます。

○昌浦委員

今、図らずも、朝の会、帰りの会ということで、私どもが小学校のころは、朝礼というのでしょうか、週に 1 回、大概は月曜日の朝に、全校生徒がグラウンドに集まって、いろいろ学校の行事から、それからいろいろな校長先生のお話などを聞いた会があったのですけれども、では、そのときに、朝の会とか、いわゆる学校行事のときに、終わったときに校歌というのは歌われるのでしょうかね。

○相沢学校教育課長

運動会、もちろん入学式も、卒業式とか、いろいろな機会をとらえまして、学校行事の中でも校歌は歌うようになっております。

○昌浦委員

何か、私聞き漏らしたのですけれども、何か「郷土を誇れる子供たちを」云々という、今、平成 20 年度ですか、これからそういう学びの時間を設定ということなのですけれども、そこで、市民歌などを教えていただくということは可能だと思うのですけれども、いわば、昨年の決算特別委員会で、正確には 9 月 19 日なのですが、今御答弁いただいている相沢学校教育課長は、「音楽の時間数が減った」云々という話があったので、しからば校歌というのはいつ教えていただいているのかと、今、前段、このことを聞かせていただいたわけですが、ならば、多賀城市の歌である市民歌というものも、やはりその中で学んでいただくように、強く学校側の学校長会議等々で要望いただけるものかどうかお聞かせください。

○相沢学校教育課長

前回の委員の御指摘がありまして、その後、すぐに各学校に市民歌の CD、これをお届けいたしまして、さまざまな場面で活用してくれるようお願いをしているところでございます。

○昌浦委員

やはり、いわゆる郷土を愛する心、郷土愛というのですか、こういうところから基本ではないのかと私は思うのです。あるいは人生の通過点の方もいらっしゃるかもしれません。いわゆる親御さんの転勤等で、一時期多賀城市に小学校、中学校在籍した人であったにしても、多賀城市民歌というのは心に残ると私は思うのです。

いずれそれが多賀城市を再訪したり、そういうことにつながっていく。あるいは、税の方で、「ふるさと税」に還元されるかもしれない。基本中の基本がこの市民歌ではないのかと私思うところなので、その辺はぜひともきちんと、平成 20 年度は小学校の児童、中学校の生徒に、市民歌を教えていただくようお願いしたいと思います。

さて、もう 1 点なのですけれども、平成 17 年度とちょっと古い統計なのですけれども、全国の小中学校での給食費の未納額が約 22 億円なのです。これは文部科学省の調査で明らかになりました。そのうちの 60%は、保護者の責任感や規範意識の欠如がその理由なのだそうです。

さて、この間、議員に対して未納額の資料が出てまいりました。予算内訳ということで、平成 20 年度給食費過年度分予算内訳が私どもに配られたわけなのですけれども、これを受けて、前のこれは議案第 2 号でしたか、行政組織の一部を改正する条例のときに、いわゆる収納課というのが、平成 21 年度には保育料と、それから給食費なども視野に入れてという答弁があったわけなのですが、この 20 年度中、単に保護者に手紙を出したりの催告とかするのではなくて、何か具体的にいわゆる未納額を減らす、まして、こういう方は多賀城市内にいらっしゃると思うのですが、いわゆる制度の無理解とかで、いわゆる給食費をちょっと納めない人などに対する対応策というのは、どういうものをお考えなのでしょうか。

○相沢学校教育課長

さきの歳入に関する委員会の折にもお話しいたしましたが、負担を公平にしなければいけないということは、本当に必要なことと考えているところでございますが、学校給食費につきましては、現年度分は学校が集金をしているという、こういう現状がありまして、さきにお示した資料のように、平成 19 年度は約 400 万円を超える未納額が見込まれる、大変深刻な事態であるというふうにとらえているところでございます。

それで、平成 20 年度の具体策ということでございますが、学校長ともこれまでいろいろと話し合いをしておりますが、一つは、就学援助制度について、もう少し保護者の方々

に徹底したお知らせをしていこうと。機会をとらえて、就学援助制度の活用という点について、働きかけていこうと考えております。

それから、2点目でございますが、平成20年度はぜひ、学校長名だけで給食費を毎月引き落としされまして、銀行から「引き落としできませんでした」という一覧表といいますが、届くわけですが、それに基づいて、学校で督促状を発行するわけですが、その督促状に、学校長名だけでなく、あとで教育長からも了解をとりたいのですが、教育長との連名で督促状を出したらどうだろうか。

もう1点ですが、これは学校長に大変負担をお願いするのですが、3カ月以上督促を続けても、何の対応もなされなかった御家庭については、校長が面談をするというようなのはどうだろうかというようなことを、今、考えているところでございます。

○昌浦委員

それも一つの、今までよりは進歩したいいわゆる徴収方法だと思うのですが、千葉県の子川市の教育委員会は、平成20年度から、いわゆる児童・生徒の保護者と契約を結ぶのだそうです。学校給食申込書というのを書いてもらって、それでいわゆる実費負担分はちゃんと払います、というような契約を結んでいくという方針を示しているのです。

これは千葉県内で山武市というところが最初に導入したのです。そうしましたら、かなりの実効性が上がってきて、いわゆる契約に基づくものですから、それでもその契約をしないという方には、もうお弁当を持ってきてもらうというふうな措置になっているのですけれども、そこまで私はする必要はないと思うのですが、こういう形とか、あるいは、北海道が全国2位なのです、給食費の未納率。やはり督促のための、未納対策専門の方を、いわゆる学校教育課の中に設置している、嘱託員なのですけれども、嘱託職員の方1人を設置して、そういうことで効果を上げている、これは石狩市の例なのですけれども、等々含めて、やはり、実費負担だけは、やはり御理解いただいて未納を減らしていくような方法論というのを、ぜひともとっていただきたい。

今、聞いた中でも、かなり実効性があるのではないかと思います。なおその辺は鋭意御努力いただきたいと思っております。答弁は不要です。

○石橋委員

167ページの、多賀城中学校校舎大規模改造工事の件について、一、二点お伺いをさせていただきますけれども、この事業費の中には、築後大分たっております技家棟の解体等々の費用も含まれているのだというふうな理解でよろしいですか。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

解体工事も含まれております。ここの地震補強事業費(中学校)工事請負費、これが全体で6,303万6,000円になっておりますが、ここの上の欄、大規模改造(質的整備)工事、下のが地震補強工事500万円でございますけれども、ただいま石橋委員のお話しになりました解体につきましては、上の方の質的整備の5,803万6,000円の中に、教室改造アスベストの対応工事、技術家庭科棟の解体工事、それを含めまして5,803万6,000円ということでございます。

○石橋委員

今、520名の生徒が学びますその技家棟、46年、43年経過しているわけでございますけれども、それもこの事業の費用に入っているのだということで、御説明をちょうだいしま

したけれども、この技家棟の取り壊した跡地の利用をどのようにお考えか、おありでしたらお聞かせいただきたいと思います。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

技術家庭科棟につきましては、取り壊しをするということにつきましては、それは質的整備といいますか、大規模改造についての一つの前提ということでございます。

もともと校舎が北側にあったときに、新しく南側に校舎を建てたときに、その技術家庭科棟だけが取り残されたということございまして、校舎の教室の方に移転した後、取り壊すということでございます。

取り壊しをした後、基本的には多賀城中学校の校庭の一部として、引き続き使うという現在の計画でございます。

○石橋委員

これをなぜ尋ねるかといいますと、161ページの天真小学校等々にも関係あるのですけれども、私は、さきの質問で、今、耐力度調査結果が今月末に出ますというふうな状況の中で、全面改築についてどのようにお考えですかというふうなことのお尋ねをさせていただきました。

そのときの菊地教育長の答弁では、「天真小については、今、耐力度調査をお願いしておりますけれども、どのような結果が出るかわかりませんが、あの場所には再築はできないでしょう」というふうな答えがあったと記憶しております。

でありますれば、いずれ、37年、1期から4期までつくられたあの天真小学校の476名の子供たちが学びますあの校舎については、いずれ近いうちに全面改築という時期が来るのだらうと思います。

そういう視点から、今回の技家棟の取り壊しの跡地について、そのいずれ天真小学校の全面改築の時期が来た折に、現時点で建てられる場所というふうな選択肢の一つにはあるのだらうと、こんな思いもするのですけれども、その辺の思いについていかがでしょうか。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

ただいま石橋委員がお話しになりました、「選択肢の一つにはあるのだらう」ということでございますが、多賀城中学校のその用地も選択肢の一つには入れざるを得ないというふうな考えております。

というのは、さきの一般質問の中でも御回答申し上げておりますが、天真小学校につきましては、現在、耐力度調査をやっております。耐力度調査の結果によりまして、天真小学校の整備の手法を幾つか検討しなければならないわけでございます。それは全面補強、現在の位置での全面補強をします。ただ、この場合は、全面補強をして、建物は頑丈になったけれども、中の衛生器具、排水であるとか、外装、内装、あるいは電気設備、機械設備、そういったものについての大幅な改修をしなければならないのだらうというふうな認識はございます。

あと、全面建てかえという手法でございますが、これにつきましては、ただいま石橋委員がお話しになりましたように、現在の位置での建てかえはまず困難であらうと。困難であらうというのは、建築基準法、日陰規制などの関連がございますし、あと、もし校庭に建てるというふうになれば、現地での建てかえとなり、多賀城小学校のように、校庭とか子供たちの授業に必要な空間が確保できないという状況があります。

そうしますと、必然的にプレハブの対応ということになるのですけれども、プレハブについては、城南小学校でおわかりのように、8教室で1億3,000万円ほどでございますので、ほかの市の事例を見ますと、大体四、五億円、あるいは状況によってはもっとかかるというふうな状況でございます。そういうことを考えますと、今の場所での全面改築については、相当程度財政的負担が強いられるということでございます。

あと、もう一つは、一部建てかえというふうな方法でございますが、天真小学校については、建物としては一つなのですけれども、学校の施設台帳からカウントしますと、4棟になっているわけです。4期工事までであるのです。その中の1期から3期は昭和56年以前なのですけれども、4期分が健全、健全といいますが、要するに耐力度指数が補助金を上回っているというような場合は、その場合の手法が、一部建てかえというふうになっていくのですけれども、その場合は、現地での位置といいますが、建築位置がかなり、相当程度困難になるというふうな状況でございます。

今御説明いたしましたように、その全面補強では、内装、外装、中の設備、そういったものに相当程度の金がかかる、あと、改築についても場所の問題があるというようなことを踏まえて、総体的に耐力度調査の結果を受けて、具体的な場所の選定も含めて、今後十分に検討しなければならない課題だというふうに理解しております。

○石橋委員

非常に詳細な、現状での思いを御説明いただきました。

そこで、当然、建てかえの場所という時期が来ますれば、いずれ今説明にもあったように、この3月末には耐力度調査の結果が出るわけですね。それで、まず、一つ、耐力度調査の結果を、出たならば、議員の方々にぜひ教えていただきたい。そして、その結果を教えていただくと同時に、この耐力度の調査の結果によって、このような対応を当面させていただきますというふうなこと等々も教えていただければ幸いかということで、お願いをしておきたいと思いますが、それから、「選択枝の一つに中学校の技家棟の跡地も当然入るでしょう」という今お話でした。そうすると、言わずと知れた第七小学校の用地、桜木二丁目地内についても、選択枝の一つに入るのかなというふうな思いをするのが当然だろうと思うのです。

ですから、恐らくだれよりも大変子供の教育について、菊地教育長はいろいろと細かい神経をお使いの方でございますので、仮に桜木二丁目のあの第七小学校用地に、もし選択枝として、今の時点で、調査結果で、お考えもあるのかどうか、その辺も聞かせていただきたいと思います。

○菊地教育長

お答え申し上げます。

先般の一般質問でもお話がございました。あそこの（仮称）「第七小学校」、これは前市長、そしてまた前教育長が、御質問に対して、「議会を通して建設を」というふうなことがあったのですが、お話のとおり、年数もたっている校舎がたくさんありまして、緊急性を要するというようなことで、今に至っているわけですが、3月にその調査が出てきますので、その時点で、今、次長が申し上げたとおり、なお、市内全体の子供たちの人口の増加といいますが、児童・生徒数の増加というふうなことを見ますと、これもまたいろいろな課題がありまして、学区制の線引きの問題もありますし、若干大きくふえているのは西部地区というふうなこともありますので、そういうふうな全体を考えながら、3月の様子を見

ながら、今後、重大なその課題に向かっていかなければならないというふうに思っております。今のところそんなことで、御回答を申し上げます。

○石橋委員

これ以上聞こうともしませんけれども、いずれ耐力度調査結果が今月末に出ますれば、ひとつぜひ教えていただきたいと、こんな思いを申し上げます。

○中村委員長

ここで休憩に入ります。再開は午後 1 時でございます。

午前 11 時 58 分 休憩

午後 0 時 59 分 開議

○中村委員長

多少早いようですが、再開いたします。

最初に、教育部次長から発言を求められておりますので、これを許します。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

午前中の石橋委員の御質問に対しまして、天真小学校の校舎一部につきまして、「昭和 56 年以降」というふうに私の方から御説明いたしましたが、天真小学校は 4 期ともすべて「56 年以前」でございました。旧耐震基準で、それも含めまして耐力度調査を行っておりますので、私の勘違いでございましたので、訂正させていただきます。

○深谷委員

まず最初に、むすび丸をつけてくれている部課長さん方がふえているので、まことにうれしく思います。ありがとうございます。いつか全員になる日を楽しみに待っております。

私からの質問は 3 点でございます。まず、資料 7 の 119 ページ、道路維持補修に要する経費の修繕料の部分、あとは 148 ページが防災対策の充実に要する経費、175 ページが社会教育総務に要する経費の多賀城市民会館文化事業協会補助金についてです。

まず、119 ページの、道路維持補修に要する経費なのですけれども、この修繕料ということで 4,300 万円ほど出ているのですが、この修繕をしなければいけない要因というのは、どのような見分けというか、例えば、車が走り過ぎて、交通量が多いために道路を直さなければいけないのか、それとも、道路が例えば凍ったとか、そういうことで補強しなければいけないとか、その辺というのはどのような見分け方をするのでしょうか。

○武田道路課長

お答えします。

ただいまの委員からお話あった件もそうなのですが、今、道路パトロールを強化しております。日中はもちろんでございますけれども、夜間につきましても、10 月から 2 月まで夜間パトロールを実施しているところでございます。

そういう中で、やはり道路のふぐあいと、それから市民からの要望、苦情等の一切の修繕料でございます。

○深谷委員

私の質問は、その道路の修繕ということで、パトロールしているのは大変ありがたいことなので、今後もよろしく願いいたします。

というのは、本当は平成 19 年 12 月 11 日の一般質問の中でちょっと御質問差し上げようかと思っていたのですけれども、実はこの平成 18 年 10 月 30 日に、東北地方整備局からの記者発表資料の中で、道路凍上災害で 422 億円を割いたという記事があります。これは、国の予算で、凍結したためのひび割れですとか、凹凸などの災害に対して国が補てんしてくれるというものなのですけれども、私が気になったのは、塩竈の方では 4,663 万 3,000 円で 6 カ所、松島が 19 カ所で 1 億 9,636 万 8,000 円の予算というか、それが県、国から来ているのですが、多賀城の方では、申請はされなかったということなのですから、それはなぜされなかったのでしょうか。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

では、私の方からちょっとお答えしますけれども、凍上災なのですけれども、これは低温が続きますと、道路にひび割れとか、そういうところにつきまして、国の方から補助が出ると、そういう制度でございます。

それで、すべからく出るというわけではなくて、一応凍結深度というのがございまして、どのくらいまで、一応 25 センチメートル以上凍結しているところには採択になると。

また、それと同時に、分布図というのがございます。その中で多賀城が入ってございませんでした。当時の凍上災では、県内の市町村では西部とか、あと北側の方の市町村は大体入っているのですけれども、塩竈の付近は塩竈と、多分笠神あたりではないかと思うのですけれども、多賀城も一部該当にはなっていたのですけれども、道路パトロールをした結果、そのように凍上の発生していないというようなことで、申請はしなかったということでございます。

○深谷委員

では、お伺いしたいのですけれども、まず平成 13 年に申請は出しているのですけれども、そのときの道路と、あと、今回修繕料で上げているその道路ですが、それはどちらになりますか。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

済みません。もう一度お願いしたいのですが、平成……。

○深谷委員

平成 13 年には、多賀城市の方で凍上災の申請を出しているのですけれども、そのときの道路と、今回修繕で直すという道路、私、これで何が言いたいかというと、市長、12 月のこのときに、吉田委員への答弁で、企業の誘致ですとか、そういったときに、インフラ整備はとても大切だと、大切に、国でそういうふうな予算措置をとられるというときには、何でも市として引っ張ればいいものではないとは思っているのですけれども、でも凍上災が適用できると、申請してというふうに、これ県から通知はあったのですね。ですから、そういう中であるときには、やはり市としては、そういうものは果敢に取り組んでいった方がいいのではないかという思いから、ちょっと御質問させていただいているのですけれども。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

平成 13 年当時は、確かに多賀城も凍上災害を受けました。したがって、路線名はちょっと忘れましたが、たしか 3 本ほどですか、3 路線を申請してございます。

今言ったこの 119 ページの修繕料、先ほど道路課長が言いましたその修繕箇所と別でございませぬ。この修繕料は、先ほども説明しましたように、いろいろ道路パトロールをしたり、あと地元の方から、あそこが壊れているとか、あそこはどうなのだとか、直してくれとか、そういうどちらかという日々の補修というようなことで、御理解願いたいと思ひます。

○深谷委員

こういう国の予算をつけられるというので、その予算を例えば歳出抑制という意味で、国の予算を使っていれば、市の一般財源からの持ち出しが少なく使えるということを考えれば、やはり取れるものというか、引っ張れるものというか、措置できるものは果敢に取り組んでいただいた方が、市民の生活のためにもいいのかと思ひます。

また、そのまちづくり 3 法と先ほど出てきましたけれども、あれも果敢にどんどん取り組んでいただいて、国の予算をつけていただけたところは、都市間競争が激しい中なので、一生懸命頑張っていただきたいと思ひます。

私も、何かこのような情報がある際には、いろいろと、私が言える部分はどんどん言っていきたいと思ひるので、よろしくお願ひします。

次に、149 ページなのですけれども、この防災対策の充実に要する経費の委託料の地域防災計画修正、これ風水害対策編などの業務委託料となっているのですけれども、これにまず地震対策というのは入っておられますでしょうか。

○伊藤交通防災課長

地震対策については、入っておりませぬ。

○深谷委員

私、その地震の方で、30 年以内に 99%で来るというので、防災対策の充実という意味でお伺ひしたいのですけれども、地震の地域防災計画というのはいつごろ策定したのでしょうか。

○伊藤交通防災課長

地震につきましては、平成 16 年、地域防災計画一部修正見直しということで、作業を実施済みでございまして、現行の地域防災計画、通称赤本でございませぬが、そちらの方には既に整備されております。

○深谷委員

済みませぬ。では、そこでちょっとお伺ひしたいのですけれども、指定避難場所というのですか、指定避難場所については、西部地区の方は山王小学校でしたか、その一時避難場所というのですか、あれが多分高橋地区、あの周辺、人口が大変ふえているのですけれども、あそこは高橋の生活センターの公園ではなく、新田の公民館だと把握しているのですけれども、それでよろしいのですか。

○伊藤交通防災課長

そのとおりでございませぬ。

○深谷委員

そこで、やはりその新田公民館と決めた時期はいつごろのものですか。それを平成 16 年に見直したとき、そこは入ったのですか。

○伊藤交通防災課長

それは平成 16 年ではなくして、それ以前の見直しで、その他避難所ということで指定しております。

○深谷委員

私は、その防災対策を充実する意味で、高橋地区、あの四丁目、五丁目と仙台育英のあの周りのあたりの人口の増と、仙台育英高校は、避難場所としては、やはりあの周りから来ている人がいるので、使えないということも考えると、生活センターというあそこに今、大きな公園と建物があるので、あの辺を高橋地区の防災の拠点として今活動しているわけなので、防災リーダーを含め、それでトランシーバーですとか、そういうちょっとした備蓄関係においても、あの高橋の生活センターを有効に利用することが、あの辺の住民にとっては、とても必要なことだと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○伊藤交通防災課長

私どもといたしましては、そのような問題意識は持っております。

ただいま委員の方から、仙台育英学園高校というふうなお話も出ましたけれども、実は、昨年、育英さんの方にも、私ども出向きまして、何とか地域の、特に高橋地区の方々、市街地区画整理によって形成されて、住宅も人口もふえたというような観点から、どうかお願いできませんかというようなことで、要請に参りましたら、やはり、一義的には育英さんの方では、やはり生徒の安全の関係で、やはり対応できないというようなことでございます。

それで、高橋生活センターの方につきましては、私どもの方でこれから検討してまいりたいと、このように思っております。

○深谷委員

高橋の生活センターについては、前向きに本当によろしくお願ひしたいのですけれども、そのほかのことで、結局それを策定した時期が結構古いものだと思うので、やはりそのまま、今後の地震ですとか、水害対策、今度洪水ハザードマップなどというのも作成するわけなので、その辺もいろいろな道路部分を視野に入れてやっていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それから、175 ページの、社会教育総務に要する経費、多賀城市民会館文化事業協会補助金 598 万 5,000 円なのですけれども、これの、まず平成 20 年度の予定行事数を、自主事業と共催事業と両方お教へいただきたいのですけれども、それと、あとはお客さんというか、入場者数の動員の方法を教へていただきたいのですが。

○伊藤生涯学習課長

今年度におきまして、自主事業と共催事業、10 本ほど予定してございますけれども、大変申しわけございません。ちょっと明細を書いているものが手元にございませんので、後で御回答申し上げたいと思ひます。

それから、あと、入場者の増を図るというふうなことかと思えますけれども、その辺につきましては、いろいろメディアを通したりとか、あるいはパンフレット類、あるいはホームページで、そういったもので周知をしているというところでございます。

○深谷委員

その方法は今までと一緒ですか。というのは、予算で 598 万 5,000 円と、ここに平成 18 年度と 19 年度の自主事業、共催事業とあるのですけれども、平成 18 年度が 1,125 万 623 円の赤字で、19 年度が 450 万 5,696 円のマイナスということなのですけれども、何とこののですか、その事業をやる上で、多賀城市の文化センターはとて素晴らしいホールだというのは、最近も勉強させてもらって、昔からいいホールだというのはわかっていたのですけれども、そのやる公演の内容等、事業概要で、こういうものだ多賀城市で人がいっぱい入ってくれるとか、動員が見込める、見込めないというのは、チャレンジしていくのは前向きで非常にいいと思うのですけれども、ただ、18、19 年度は赤字で、その前も、多分その前もというのは、正直、私は、経営という感覚でいくと、ちょっとあれかなと思うのですけれども、その辺はどのように今後対応していくというふうなことは考えていますか。

○伊藤生涯学習課長

いいものを安い料金で提供するというところが、やはりこういったお金の使い道に反映されているということだと確信しているわけなのですけれども、やはり入場料なども、例えばお客さんがいっぱい入るといふうな、そういった人を呼ぶに当たって、入場料が余りにも高いというふうな場合に、お客さんが果たして入るだろうかと。そういった場合に、こういった予算を使いながら、その入場料金を安くして、そしていいものをいっぱいの人に見てもらおうというふうなところで、こういった補助金などが活用されているということでございますので、ただ、お客さんがいっぱい入ればそれにこしたことはないのですけれども、そうじゃないものについても、やはり文化事業協会としては、市民の方々にいい文化を提供していくというふうな考え方で臨んでいるということでございます。

○深谷委員

ありがとうございます。その多賀城の文化の推進でしたり、市民の方にいいことに触れていただくという心の醸成というか、そういう意味でも非常にいいとは思っているのですけれども、一番近いところで、12月2日に「プリティガール」というお芝居、何か有名な芸能人の方などが出てらっしゃるのをやられていたときに、ある市民の方が、そこに見にいったように、そのときの感想は、「何か職員さんが少なかった」という、「職員さん、何かいつもの、例えば自主事業だとか何だという、職員の方がある程度協力してくれているなどというのもあったのだけれども、何かあれは随分あれだね」というので、見ると 350 万円ぐらいマイナスになっているので、その辺も、私、毎日言っているのですけれども、むすび丸じゃないですが、職員の皆さんも一体となって、やはり変えていくというそういう意識は、私はとても大切なことだと思うのですけれども、その意味で、一番最初に言ったあいさつ運動などというのは、とても大切だと思うのですが、やはり、これから多賀城市が大変だというのに、乗り切っていくという、一生懸命頑張るという意思を、いろいろなところで市民の人なり職員の人なりに見せていくということが、私はとても大切だと思うので、私もなるだけこの文化事業協会のやる事業には行きたいと思うのですが、ことし、平成 20 年度が始まって、この自主事業の実施状況報告書を、ことしのものをあとでき上がって終わるころに見させていただいたときに、幾らかでも、この三角がついているところの数字が減るように、私も努力しますので、職員の皆さんも努力をよろしく願います。

私からの質問は以上で、答弁は要りません。

○森 委員

131 ページ、放置自転車対策に要する経費なのですからけれども、先日、下馬の人たち、地域の人たちと集まって、下馬駅前の駐輪場なのですからけれども、ちょっとした疑問点が出てまいりまして、ボランティアの方々から何回も何回も整理していただいて、対応されているというふうなことでございまして、大変御苦労さまですねという話になりました。

それに伴って、あそこで使っていない自転車もあるのではないかとというふうな話が出まして、要は、いつも使用している、使っておいて、朝晩になくなっていく自転車ですね、普通に。それ以外で使っていない自転車があるのではないかと。その辺の対応はどのようにされているか伺いたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

○佐藤施設課長

今の話は、下馬駅前の自転車駐輪場の、使われていない自転車があるというような話でございましてけれども、昨年の夏に、うちの方で管理している多賀城駅前の自転車駐輪場、それから下馬駅前の自転車駐輪場、それから山王駅前の自転車駐輪場の3カ所、それから、旧長崎屋の北側の駐輪場と、その不法自転車の撤去を行っております。

それで、撤去したものは、遺失物法という法律がありまして、今度、去年の12月10日にその遺失物法も変わって、6カ月から今度3カ月に変わったようでございますけれども、シルバー人材センターの方の労働者を使いまして、使っていない自転車については撤去して、塩竈警察署の方に届けを出して、そしてしかるべくその6カ月後にまた処分するという形にしております。

○森 委員

多分、長崎屋の周辺とか、駐輪場からはみ出た部分に関しましては、不法駐車、駐輪というのですか、ただ、駐輪場の中にあるものに関して、有料駐輪場以外ですが、そこに収まっているのだけけれども、ただ、ふだんもう使われていない自転車も、多賀城市は1割、人口の出入りの激しい都市でございますので、そういう意味では、本当に使っていない自転車も中にはあるのではないかとというふうなことです。

ですから、逆に言うと、不法ではなくて不要自転車があるのではないかとというふうなことで、話が出たものですから、その辺の対応もしていくと、すっきりしていくし、そういう意味では、もっともっと使い勝手がいいのではないかと話が出たのですけれども、その辺の対応は。

○佐藤施設課長

放置自転車の対策でございますけれども、放置とおぼしき自転車につきましては、まず、注意書を張ります。それで7日間経過後に、今度、警告書を張るような形になります。これも7日間置きまして、それで所有者が判明せずに、依然として放置の状態になっていれば、うちの方でシルバー人材センターを使って、撤去しているというような状況でございます。

○森 委員

そうしますと、最低1週間のスパンでチェックをしているということなのではないでしょうか。有料駐輪場ではなくて、囲まれているだけの駐輪場なのですからけれども、1週間ごとにチェックをされているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○佐藤施設課長

そのとおりでございます。それで1週間、1週間で、2週間になります。

○森 委員

多分、これから異動の時期がもうぼちぼちと始まっている方もいらっしゃると思うのですが、大きく動く時期だと思えます。大きく動くというか、そういう駐輪場の中で、不要になった自転車が、多分捨てられたりというふうな形で、あることも往々にしてあると思えますので、多分これから忙しいのかと。逆に、その1週間ごとにチェックしていると、それでも多分、1台か2台、まあ数台は出てくるだろうというふうに理解いたしまして、逆に、その日ごろの御苦勞に感謝申し上げたいと思えます。ありがとうございました。

続きまして、177ページ、これが生涯学習活動費補助金交付事業費、これが青少年の市内外との交流というふうな説明だったのですけれども、申しわけないですけれども、いま一度御説明をお願いします。

○伊藤生涯学習課長

生涯学習活動費補助金につきましては、子供たちに限らず、いろいろ大人とか、大人のいろいろな事業参加ですが、そういったものに対しても助成をしているわけですけれども、市内外との交流といいますか、例えば、現在行われているものと、スポーツ少年団の野球とか、あるいはいろいろそのほかにございますけれども、市外の方から多賀城の方にお招きをして、いろいろな大会を組んだりとか、あるいは市外の方に逆に出かけていくとか、そういった形で交流を図っているというようなことでございます。

○森 委員

この間、竹谷委員の方からも天童市との交流等というふうな話がございました。そういう内容でしたら、ぜひ活用の幅を広げていただいて、もっともっとその交流に対してもぜひ役に立てていただければというふうに思います。

続きまして、179ページ、新規事業なのですけれども、放課後子ども教室推進事業費、学校敷地内で学舎健全育成、指導員や安全管理員を置くというふうなことで、これに対しては新年度どのような計画を立てられるのかお教えてください。

○伊藤生涯学習課長

放課後子ども教室につきましては、新規事業ということでございまして、平成20年度はモデル事業として、まず小学校の1校で実践してみましようということで、予算を組んでいるわけですが、実施の方法につきましては、放課後子どもプラン運営委員会というものを立ち上げまして、これから協議していくこととなりますけれども、その協議会のメンバーといたしましては、学校関係者、あるいは留守家庭児童学級の関係者、それから社会教育関係者ですね、あるいは児童福祉、PTA、地域住民、そういった方々で運営委員会というものを組織しまして、事業計画の策定とか、あるいは安全管理の方策、それから地域の人材確保、活動プログラムの企画や事業の検証、あるいは評価まで持っていきたいと、このように考えてございます。

○森 委員

子育て支援の意味もありまして、民生関係でも取り組んでらっしゃる。学校開放という形でも取り組んでらっしゃる。多方面から子供に関して、本当に支援がどんどん、どんどんされてきていると思うのです。

そのときに、一時学校開放の方向へどんどん、どんどん進んでいって、ぴたと、子供たちを守るというふうなことで、これは大事なことではあったのですけれども、それを改めて学校開放の方向を向いた。これは支援がなければ非常に危険も伴うというふうなことが考えられると思います。その辺で、注意すべきところ、今後の指針として持たなければならぬところ、これをお話ししていただきたいと思います。

○伊藤生涯学習課長

重点的に考えていかなければならぬところというのは、やはり子供たちの安全を確保するというところだろうと思います。

そういう面で、先ほど米澤委員の方から御質問いただきましたけれども、どこでやるのですかというふうな御質問だったわけですが、今現在、そういったモデル校としてやる場合に、どこでやれば一番子供たちの安全が確保できるか。あるいは、その子供たちをお世話する方々ですが、そういった方々がお互いに連携してやれる、そういった場所を選定していきたいということで、私が今考えているところでは、やはり安全面をどうするかというふうに考えてございます。

○森 委員

地域の力を本当に活用する、ないし、その力を得て、子供が健全に育つ、先ほど来、学校、地域、家庭というふうなお話がずうっとありました。そういう意味では、本当に理想的な形なのですから、一つ事故があつてしまうと、本当にぱたっと門を閉じてしまわなければいけないというふうなことが、前例でもありました。

ということで、まず、今、学校それから留守家庭対策のメンバーなり、社会教育委員なりというふうなことで、本当にそのネットワークが非常に大切であるというふうに思います。ですから、まず新しい事業を行う、それがどのネットワークにつながっていくのか、子育て支援に関してはどういうネットワークを持っていくのかということが、非常に大事だと思います。

ですから、まずそういう意味では、今、課長がおっしゃったように、まずきちんとした対応、リスクマネジメントもきちんとするというふうなことが非常に大事かと思われまので、ぜひ御対応のほどよろしくどうぞお願いします。

○柳原委員

205 ページの、学校給食センター管理に要する経費ですけれども、先日の河北新報に、岩沼市で、米のめんを学校給食に取り入れているという記事が出ていたのですけれども、岩沼市では8校中6校で取り入れている、その理由としては、4月から輸入小麦が30%値上がりをするということもあって、米の消費拡大と地産地消推進につながるメリットがあるということで、やっているそうであります。

多賀城市でも、ぜひこういう米の消費拡大、地産地消も視野に入れて、ぜひこういう米のめんなどもメニューに取り入れるような研究もしていただけないかということと、あと、米のめんだけではなくて、米のパンも話題になったこともあるのですけれども、宮城県内で米のパンを給食で使っているところはあったかどうかということも、ちょっと教えていただきたいのですけれども。まずその点、お願いします。

○相沢学校教育課長

まず、後から御指摘のありました米粉パンの使用状況でございますが、

これは、現在月に1回程度の割合で米粉パンを学校給食として利用しております。

それから、米のめんのことは、私も不勉強で大変申しわけございませんが、今初めてわかりました。これにつきましても、米の消費拡大という点から、研究してまいりたいというふうに考えております。

○柳原委員

今、月に1回やっているということで、私も不勉強で済みませんでした。非常にうれしく思っております。ぜひこれも研究していただきたいと思えます。

もう1点です。157ページに、城南小学校のプレハブ校舎借上料というのがあるのですが、城南小学校の近くを通るたびに、たしかこのプレハブで子供たちが勉強しているのかと思うと、ちょっと心配していたところもあるのですが、その今後のこのプレハブ校舎の見通しについてちょっとお聞きしたいのですけれども。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

プレハブ校舎につきましては、平成17年度から平成26年度まで、10年間の借り上げということで、16年度に債務負担行為を設定させていただいております。

御承知のとおり、城南地区につきましては、区画整理などの進展によりまして、児童数が急増ということでございましたので、ただ、その後、一時的なものでありますので、その後、児童数が徐々に減っていくということ踏まえまして、プレハブ校舎ということで対応させていただいたわけでございます。

ただ、プレハブ校舎につきましては、御承知のとおり、校舎の北側に建っておりまして、東北本線沿いということもありまして、防音などについては随分気を配りまして、北側につきましては二重窓にしておりますし、あとプレハブという構造上、特に夏場などの暑さなども、一般の校舎と違いまして、暑さなども大分厳しいだろうというふうなことで、空調機、エアコンなどの設置もしております。

プレハブ校舎につきましては、学校側から、現時点では、特段その学校の運営に支障があるというふうなお話は承っておりません。

○柳原委員

プレハブ校舎についてはわかりました。

これは、今、児童数が多いので、プレハブ校舎を使っているということだと思っておりますけれども、今後の見通しとして、例えば学校を増築するような必要性があるのか、それとも生徒が少なくなれば、それは必要なくなるのかというのはどうでしょう。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

城南小学校に関してということでございますか。（「はい」の声あり）城南小学校は、現在4教室分をプレハブ校舎で賄っておりまして、2階部分については特別教室に使えるような構造にしておりますが、今まで以上にその児童数がふえるというような状況であれば、プレハブの2階部分につきましても普通教室に対応できるような構造となっております。

ですから、今現在4教室でございますが、最大で8教室まで対応できるというふうな状況でございます。

○相澤委員

加瀬沼公園周辺についてお聞きいたします。加瀬沼公園は県立ですから、直接関係ないという返事をされるとちょっと困るのですが、あそこは、皆さん御存じだと思いますけれども、春の花見、秋の芋煮会等では非常に、特に若者に人気のあるところで、かなり広い範囲から皆さんおいでいただいております。

例えば駐車場の取り合いについても、はっきり言ってもめ事も起きております。その辺で、多賀城市にとって、やはり観光、観光ということをいろいろ言われていますけれども、そうやって自然な形で人が集まってくれることは、いい方向であるべきではないかと思いますので、例えばあの処理場の跡を駐車場にできないかとか、あるいは遊水地等を利用できないかとか、今後玉川岩切線が開通すれば、さらに利便性が上がって、あれだけ火も使えるし、スポーツもできる、食事もできるし、白鳥なども見ることができるところは、なかなか都会に近いところではないと思いますが、その辺のお考えをお聞きしたいと思えます。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

加瀬沼公園につきましては、事業主体が県で、多賀城市と塩竈市と利府がそれぞれ自己負担で整備をしております。

広域公園ということで、いろいろな面、いろいろなステージを持っているといえますか、今の白鳥の件であるとか、あるいは運動施設であるとか、それからキャンプといえますか、煮炊きをする施設であるとか、トイレとか、多機能な公園で、非常に皆さんに親しまれているいい公園だというふうに考えております。（「それを私も言ったのです」の声あり）

砂押川と勿来川の遊水地のところですが、そこを駐車場に活用できないかというお話なのですが、遊水地につきましては、まだ整備が途中なのです。今年度平成 19 年度と 20 年度においても、遊水地の底を下げるために、掘削しなければならないということなものですから、まだ当分そこを利用するという事は難しいのかというふうに考えております。

○相澤委員

玉川岩切線についても、すぐに開通するわけではないですね。ある程度時間がかかりますね。それから、北部道路も今工事してまして、何かさらにあちらの方、岩切方面からの人の流れもありそうな雰囲気があります。

要するに、やはり使えるところ、使えないところ、いろいろ、何ですか、衛生処理場の跡などもたしかあったと思うのですが、あるいは、市長がよく話します「歴史の道」となると、あの加瀬沼公園も上の方からも行けるわけです。あそこの上の方からずうっと下っていくようなあれは、まさに「歴史の道」そのものではないかと、私もたまにあそこを通って感じるのですが、ぜひ多角的に、せっかく多くの方が、いいと、自然の形で集まってきているのです、あそこは。非常に宣伝しているわけではないにもかかわらず。ですから、私は、それはいち早く対応を考えるべきではないかと思えますがいかがでしょうか。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

確かに委員おっしゃられるように、政庁跡から加瀬沼に抜ける小道がありますけれども、とてもいい雰囲気だと、私も二、三回あそこを通ったことがあるのですが、（「意見に賛同してくれてありがとう」の声あり）利用者がふえることによって、駐車場のスペース等の確保も問題になってくるかと思えますけれども、今のところちょっと具体的な計画はございません。

○相澤委員

ぜひ検討していただきたいと思います。

あと、ついですが、あの白鳥、もう大体帰りましたけれども、少し残っていますか、あの白鳥も最近では東北歴史博物館の池などにも舞いおりて、非常に、何というのですか、景色としては非常にすばらしいのです。今野家住宅や池、歴史博物館、あるいは高崎の上の方など、ずうっと、まさに私は観光の宣伝材料になるのではないかと考えているのです。あの辺のビデオ撮りなどはちゃんとしてあるのですか。あれは都会ではなかなか見られないですよ。最近では砂押川、ロジューマンよりもあちらの方に白鳥さんが移ってきているような、やはりえさのやり方にもよるかと思いますが、あれは都会では本当に珍しい景色だと思いますけれどもいかがですか、その辺。どなたが答えてくれるのかわかりませんが。

○鈴木地域コミュニティ課長

それではお答えします。

先ほど、博物館のところに白鳥がという話が出ましたけれども、ホームページの中に、「私の散歩道」というコーナーがございまして、それでその白鳥が博物館のところで泳いでいるシーンがホームページの方に、3月から多分掲載されていると思いますので、ごらんになっていただければと思います。

○松村委員

では、2問まず御質問いたします。

初めにですけれども、163ページ、「総合的な学習の時間」に要する経費、こちらの御説明で、先ほどどなたかもお話ししていましたが、「多賀城を語れる子供」を育成することを目的として、今後していきたいということでしたが、その事業の内容をもう少し詳しい御説明をお願いしたいと思います。

○相沢学校教育課長

多賀城を知り、多賀城を語れる子供たちを育てたいということにつきましては、教育長の強い願いがあります。

また、平成18年12月22日に改正されました新しい教育基本法の中でも、新しい時代に求められる教育理念といたしまして、郷土や国を愛する心を育ててほしいということがございました。

このような背景をもとに、多賀城に生まれ、育っていることに誇りを持たせたい。多賀城を愛する子供たちを育てたい、教育委員会ではそのように考えまして、具体的にこれから申し上げる活動を展開しております。

まず、小学校でございますが、小学校は、身近な地域の自然、産業、環境、歴史を調べ、体験する活動。そして、それらをもとに発表を資料にまとめて、多賀城を語る活動を展開しております。

具体的に申し上げますと、田や畑、店や会社、工場で働く人を調べる、地域にある公共施設を見学し、利用する活動を展開する。多賀城市のごみの始末の様子を調べる、100年間ほどの多賀城の移り変わりを交通や人々の暮らしを通して知る活動を行う。多賀城市民の

安全を守るために働く人々を知る活動。そして、歴史のまち多賀城を知る活動でございます。

また、中学校は、今度は少し空間的な範囲を広げまして、多賀城市の自然、産業、環境、歴史を知る活動を通し、そこで気づいたこと、わかったことを発表資料にまとめて、多賀城を語る活動に取り組んでおります。

具体的には、砂押川、貞山運河の環境測定活動、多賀城市役所の担当者の方から、市の経済、産業、歴史等について説明を聞き、また、実際に現場を訪ねる活動。東北歴史博物館、多賀城跡調査研究所、多賀城市埋蔵文化財調査センター等を訪ね、学芸員から説明を受ける活動。そして、多賀城市内の商店、会社、工場での職業体験活動などに取り組み、多賀城のことを詳しく知り、そして多賀城に生まれたことを誇りに思い、多賀城を愛する子供を育てているところでございます。

○松村委員

ありがとうございました。今、いろいろ詳しい説明がありまして、私がちょっと考えていたこととはまた若干違う部分もありましたけれども、やはり多賀城に愛着を持ち、誇りを持って多賀城のことを皆さんに語れる市民を育成していくということは、市長もよく、「市民意識の醸成」ということがありましたけれども、やはりそういう意味では、子供のときからというのは大切だなというふうに私も実感しております。

実は、私も子供が4人いるのですけれども、子供たちがよく、市外からお友達、県外ですね、県外のお友達をよく遊びに連れてくるのです。そして、友達を案内したいと言うので、どこを案内するのと聞くと、一番先に仙台と松島ということで、必ずそういうふうなあれだったので、「いや、ぜひ多賀城を案内してくれ」というふうに、私も子供たちに言うのですけれども、子供から返ってくる言葉は、「何もないでしょう」と言うのです。「いや、多賀城は何もないけど、こういうのだということで、いろいろ、私は熱い思いで、自分が学んだ、感動している部分を語るのです。そうしますと、子供は、「いや、おれたちそういうこと教わっていない」という言葉が子供から返ってきたことがあったのです。

ですから、ああ、やはりこれが現実なのだというふうに、私も子供との会話を通して非常に感じました。

でも、今は子供たちも率先して、友達が来ると、多賀城を案内してくれるようになりまして、やはり来た方は、「ああ、多賀城ってすごいんだね」と、みんなそういう感動をして帰ってくれているという現状でありますけれども、私はたまたま子供にそういう語れるものがあるからあれですけれども、やはりそういう子供たちを小さいときから育てるとするのは大事ななというふうに思いました。

あと、この前、吉野ヶ里の国営歴史公園に行ったのですけれども、そちらの方でも、やはり地元の自治体の小学生、中学生を、授業の一環としてそちらに招いて、実際、本物の歴史と文化に触れさせまして、そして自分たちの地域の郷土の歴史を学んでもらっているという事業にも取り組んでいるということもありましたし、あと、修学旅行も随分来ているようなお話もありますので、やはり将来的には、多賀城市も修学旅行なども呼べるような、やはりそういう地域でありたいと思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

あと、もう一つなのですけれども、その「総合的な学習」の中に入るとは思いますけれども、子ども議会の件なのですが、去年ですか、やりましたけれども、来年度はどのような計画になっているのでしょうか。

○澁谷総務部長

子ども議会の件につきましては、どこということじゃなくて、総務、市長公室、教育委員会、そのほかの課、部と協力し合いながら、とにかく多賀城市の子供たちに夢を与えるようにしたいということで、みんなが一緒になって取り組んだわけでございますので、ことしもそういう方向性で取り組んでいきたいと思っております。

ただ、学年などについては、今後いろいろと教育委員会の方とも、反省点なども踏まえながら、協議していきたいと思っております。

○松村委員

あと、もう1点ですけれども、139ページ、中央公園整備事業についてお伺いいたします。

ちょっとこちらの件は、私も事前に担当課に行って、お話を聞いた部分なのですが、確認ですが、14節使用料及び賃借料の遊水池借上料ということに関してお伺いしたいと思っておりますが、こちらはいわゆる国府多賀城駅前の遊水池の部分のところなのですが、遊水池として使用している部分、一部市有地になっていないところを借りている賃借料だというふうに聞いていましたけれども、それでよろしいでしょうか。

○佐藤施設課長

使用料及び賃借料として、面積にしますと6,449平方メートルほどございます。これは国府多賀城駅の北側でございます。都市計画道路の清水沢多賀城線の計画区域は、遊水池として位置づけて、この6,449平方メートルは6名の方から借地をしているものでございます。

そして、この遊水池は、城南地区でございます。浮島ポンプ場のポンプ台数が今のところ2台なのですが、将来は3台になるということで、3台になるまでこの遊水池は必要であると認識しているところでございます。

○松村委員

ここの部分に関して、私、一般質問でもしたことがあるのですが、この辺の整備計画はどのようなになっているのでしょうかということで質問したとき、計画に従って整備してまいりますというお話でしたが、ここの整備が完了する予定というのはいつごろになっているのか、教えていただきたいと思っております。

○佐藤施設課長

都市計画道路清水沢多賀城線については、公園区域からは当然外れておりまして、それは街路事業の方でやるわけでございますが、清水沢多賀城線のわきに、施設課の方で、これは平成4年ごろに購入した土地がございます。それが中央公園の今の事業認可の区域12.7ヘクタールの区域の外でございます。計画決定区域にはなっておりますけれども、今のところその具体的な計画はまだ見えておりません。つくっておりません。事業認可の区域の外でございます。

○松村委員

全然まだ計画には上がっていないということだと思います。

それで、ずうっと前回から観光振興ということで、皆、市も意欲を見せまして、こちらに取り組む方向でありますけれども、あそこの中央公園の、いわゆる南側部分ですが、今の

遊水池も含めまして、あとサッカー場、あと水の入線の向こうは野球場に計画するという、あそこの部分の中央公園は市で整備するところだと思います。市でやれる公園だと思うのですが、やはりここが来年、玉川岩切線ができたときに、一番交通量もふえますし、また DC において多賀城市を PR したときに、一番観光客が集まる場所だというふうに思います。

そういう意味では、多賀城を訪れる観光客を迎える玄関と言っても過言ではないのではないかと思います。もし観光客がそこに来て、国府多賀城駅をおりて、一番先に目にする場所というところが、今遊水池になっている場所というのですか、あの辺の空間、あと中央公園の南の部分だと思うのですけれども、果たして、来た方はどのように思われるだろうかと思うと、私は大変恥ずかしいというか、そういう思いであります。

というのは、皆さんも御存じだと思いますけれども、駅をおりますと、その遊水池の今借り上げているところに、一番先に目の前に入るのが資材置き場なのです。それは民地なので、どのように使っても構わないのですけれども、やはり来た方が、本当に観光客をもてなして、本当にまた来てもらいたいと思うためには、やはりそういうような景観で果たしていいのだろうかということを、市の方ではちょっと考えていただきたいというふうに思います。

ですから、何を言いたいかといいますと、あそこは多賀城清水沢線のところですから、いつまでも借り上げてそのまましておくのではなくして、早くあそこも買って、遊水池にシななくともいいような方向に、浮島ポンプ場の方も整備する方向で考えていくということが必要ではないかというふうに思うのですけれども、その辺は計画あるかどうか、考える予定があるかどうかお伺いしたいと思います。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

松村委員が言われたことは、私も重々承知はしてございます。

ただ、御存じのように、今、施設課長も言われましたように、いろいろと雨水関係、あと街路の事業関係、公園関係、いろいろあそこはふくそうしてございます。DC の関係はことしですね、ですから、ことし中に何とかしろと急に言われても、それはできないと思うのです。

やはり、それなりの計画を持って整備していくと、多分、今からだと相当時間がかかると思うのです。またちょっと今、半分、下水道部長でもありますので、答弁しますけれども、浮島ポンプ場も今 2 台入ってございます。あと 1 台は、雨水幹線を、今、東北本線から横断はしてございます。それを上流側の方に延ばしていくと、そういうことによって、雨水が入ってくると。そういう関係で、3 台目のポンプ場が稼働していくということでございます。

今年度の、下水道特別会計の方でいろいろ工事の話があると思うのですけれども、いろいろあの辺の工事もします。そういうところを踏まえながら、その遊水池を、ずうっと使うのか、それともある程度樋管をして、シななくとも大丈夫なのか、そういうところを見きわめたいとこのように考えてございます。

○松村委員

先ほどは、全然計画の見通しがつかないような御答弁でしたので、あれでしたけれども、ぜひ優先順位を上げまして、あの辺の整備をしていただきたいというふうに思います。

あと、もう1点なのですけれども、その地域に関して、今、多賀城市では中央公園としてそこを指定しておりますけれども、サッカー場ですか、去年の9月議会でしたか、サッカー場云々の件で、私もちょっといろいろ当局と議論させていただきましたけれども、あその公園指定を、私は計画を見直して、国府多賀城駅前としての整備事業の方向に計画を変えたらどうかというふうに思います。

といいますのは、やはりあそこが、何回も言いますように、駐車場も近い、また駅前であるということで、一番人が集まる場所であります。今後、多賀城に訪れる方が。そういったときに、やはりそれにふさわしいような景観を備えた、商業活動のできる場所として、今後市としては計画を見直すべきではないかというふうに思います。

よく、市の方から言われるのは、「果たして皆さんやる気があるのですか」とかというふうな言葉とか、「観光客が果たして来るのですか」という言葉が出ますけれども、意欲は私は十分にもう皆さん、商工会の方、農家の方はあると思います。

きのう、市長もお出になったので、わかると思いますけれども、今度DCをきっかけに、多賀城も観光に取り組もうということで、きのうは郷土料理のコンテストとか、あと写真コンテストということでやまして、非常に盛り上がりもありましたし、やはりそういうものを、多賀城のものをそこで提供して、味わってもらおうとか、多賀城の農産物をそこで何か製造して、加工したものにやってもらおうとかという、やはりそれが観光振興に即多賀城の活力に、経済効果にならなければ、何の観光振興の意味もないと思うのです。

ですから、やはりそういう部分では、私はあその地域が一番のベストの場所だと思いますので、公園だから何できないというのであれば、むしろ私は公園計画というものを考えるべきではないかというふうに、見直すべきではないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

中央公園の見直しをしてほしいというようなお話ですけれども、平成25年まで、計画に基づいて中央公園を整備してございます。

平成25年までの事業認可が切れましたら、26年度から新たな事業認可をつくって、整備していくということなので、いろいろそういうふうな観光的な問題も、今度26年の中にどのように入れていくか、その辺はいろいろ検討したいとは思ってはおりますけれども、ただ、今つくっておりますサッカー場とか野球場につきましては、いろいろ変遷がございまして、今のまま推移していきたいというふうに考えてございます。

○中村委員長

ここで休憩いたします。再開は2時15分でございます。

午後2時00分 休憩

午後2時15分 開議

○中村委員長

再開いたします。

まず最初に、竹谷委員から、中座の申し出がありましたので、これを許します。

それから、施設課長より発言の申し出がありますので、これを許します。

○佐藤施設課長

森委員からの質問で、放置自転車対策の御質問がございました。私の説明で、年間を通して1週間ごとにチェックしていると解釈されるものですから、訂正いたします。

放置自転車を撤去するには、保管場所の関係もでございます。今現在、樋の口大橋の下のとこに保管をしているわけでございますけれども、放置自転車の撤去作業は、年1回、多くても2回ということでございます。そういうことで訂正いたします。よろしく願います。

○中村委員長

次に、生涯学習課長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

○伊藤生涯学習課長

先ほど、深谷委員の方から御質問ございました市民会館文化事業協会の自主事業、それから共催事業を合わせて何件ということございましたけれども、自主事業につきましては3事業、それから共催事業が7事業ということで、合計10事業を予定しているところでございます。

なお、内容につきましては、まだ確定していない部分がほとんどなものですから、現在交渉中ということで、ひとつ御了承のほどお願いしたいと思います。

○昌浦委員

資料7の193ページ、市民会館運営管理に要する経費があるのですが、ここに報酬ということで、事務補佐員報酬、御説明では非常勤が2人ということなのですが、現在、市民会館の方では、正職員とそれから非常勤の職員何名、何名になっているのでしょうか。

○伊藤生涯学習課長

現在、年間を通して雇用している非常勤につきましては、市民会館の方で、これは年間を通してなのでございますけれども、1名、あと、視聴覚ライブラリーの方で、宮視教の方ですが、そちらの方で働いていただいている方が1名。そして、現在、市民会館の方では、職員がちょっと病気で休んでいるというふうなことで、1名、これは期間限定で雇用している職員でございますけれども、1名でございます。

○昌浦委員

いわゆる正職員数というのは何人なのか、まだお答えいただけていないのですけれども、いみじくも、今、御回答の中であったように、この1月から生涯学習課長と館長が兼任でしょう。それから、あと、漏れ聞くとところによると、ちょっと副館長もたまたま体調が思わしくない、それから女子職員も何かお休みになっていると、これでは組織的にがたがたになっていませんか。どうなのですか。正職員数と、それからこの組織的な対応はどうなっているのか。

○伊藤生涯学習課長

申しわけございません。正職員数については、そんなことも把握していないのかというふうに言われるかもわかりませんが、私を含めまして、正職員で7名だと思います。申しわけございません。把握していないのかというふうにおっしゃられるかと思っております。

れども、そのような状況かと思えます。（「答弁になっていませんよ。もう一回質問しますから」の声あり）

○昌浦委員

わかりました。正職員数は7名だということ。

私、冒頭申し上げましたね。いわゆる館長が常時いないのです。お隣の方の施設にいらっしやるでしょう。それはたまには行かれるでしょうけれども。

それから、副館長さんもちょっと体調が思わしくないと漏れ聞いております。それから、職員、これ女性の方ですね、お休みになっているようです。ですから、組織としてがたがたではないですかと、大丈夫なのか、そこは。

○伊藤生涯学習課長

がたがたというふうにはちょっと私は思っていないのですけれども、確かにいろいろな業務を遂行する上では、きついところはあるなというふうな感じではおります。

○昌浦委員

それを称して、私、がたがたと言ったのです。何のことはない、指揮命令系統がないのです。聞きに行くしかないでしょう。何か重要な判断を仰ぐときは、市民会館の職員が生涯学習課の方に聞きに行かなければわからないわけです。

また、この市民会館は夜まで仕事していませんか。そうすると、職員のローテーション的なことも、かなり厳しいのではないかと思ったので、がたがたではないですかと聞いているのです。それはどうなのか。

○伊藤生涯学習課長

確かに、9時半までの夜間勤務というふうなこともございますので、そのローテーション上を一つ見ても、確かにきついことはきついです。

○昌浦委員

そこまで認識されているのでしたら、何か是正策というのはないのですか。あなたは、ほかの中央公民館の方も兼務してらっしゃるのですね。そういうところで、職員の、例えば流動的な運用とか、それは考えられなかったのかということをお聞きしたいと思います。

あわせて、人事関係、こういう状況であるというのに、何らの手も打たなかったのか、あるいはわからなかったのか、どちらでしょう。

○伊藤生涯学習課長

生涯学習課そのものにつきましても、現在、生涯学習支援センターの方の、維持管理も含めてやっている関係上、やはり9時半までのローテーションというふうなことで、そういったところの応援なども得られれば、それにこしたことはないのですけれども、なかなか現実的にはそちらはそちらの方で、結構大変な業務になっているというふうなことでございますけれども、文化センターの中央公民館と市民会館につきましては、そのローテーションについては中央公民館とあと市民会館、一緒になってやっているというふうな状況でございます。

○内海総務部次長(兼)総務課長

こういった状況を把握していなかったのかというふうな御質問でしたけれども、状況は把握してございます。

ただ、今現在、その職員の中にそういった形で、すぐに対応できるだけの人間的な余力がないものですから、それともう一つは、やはりその病気になった職員の回復を期待していた部分がございます、なかなかそういった部分では、こちらが思っていたとおりの方向には進まなかったというような状況でございます。

○昌浦委員

回復をお待ちになっていた云々といっても、組織というのは日々動くのですね。いわゆる現場主義なのですか、やはり。よくあなた方が使う現場主義、困ったことはその市民会館の中で対処しろと、そういうことなのですか。

私は、やはりこういうときは、よその課などにも、昔社会教育部門の方にいた人がいっぱいいますよ。2カ月限定などで、どうしてそちらの方に回せないのですか。担当課長が嫌がるのですか。うちの方の戦力ダウンになるからとか、これは教育委員会なら教育委員会の、今、款項の部でお話ししていますけれども、やはりこういうことがないからこそ、メンタル系疾患のようなことが出てくるのではないのですか。任務過剰になってみたり、職員に過重な負担がかかっても、それはそのままというのは、私はちょっと納得いかないのですけれども、納得いくような方法があったら。何か職員に余力がないという話ですけれども。

○内海総務部次長(兼)総務課長

その場、その場の対応としてどうかというふうなことになりますと、いろいろな対応が出てこようかと思うのですけれども、決して人事の担当が、その部分について見逃しをしていたわけではなくて、それぞれのその現場、現場と相談をしながら、それぞれその対応策を講じて対応してきたというふうな状況でございます。

○昌浦委員

これ、なぜ私がこういう質問をしているかということ、市民の方から電話が来たのです。「体制的に何かおかしいのではないの」と、「それ何ですか」と聞いて、いろいろ調べてみましたら、こういう現状ではないですか。指揮命令系統的なものも含めて、この1月1日辞令なのでしょうから、いわゆる市民会館の館長は不在ではないですか。いろいろな市民が出入りするところです。第一線ですよ、はっきり言って。仕事に重い・軽いはないです。窓口業務を持っているところは、すべて市民との第一線で、多賀城市の顔となって頑張っているのです。

その中で、市民会館をこうやって不在が3名いるというのですか、実際的には。それで、今度9時半までのローテーション勤務を、不補充でやっていくなどというのは、これは私は到底、組織としてのありようを疑います。現場はいいと言っているのかどうかわかりませんが、なぜ補充しなかったのか、もう一回。

○内海総務部次長(兼)総務課長

補充しなかった、正職員としての補充というのはしてこなかったのですけれども、一時的にその部分についてのあてがいとしては、その非常勤対応というような形で行ってきたということでございます。

○昌浦委員

それでは、非常勤の方は9時半まで勤務していたのですね。

○内海総務部次長(兼)総務課長

これはローテーションの中には入っておりません。

○昌浦委員

ローテーションの中に入らないということは、正職員だけで回していたということでしょう。違いますか。今まで10日に一遍のローテーションが、7日に一遍とか、6日に一遍というローテーションで来るということでしょう。月に直せば二、三回余計に夜の勤務がある、私は勤務内容というのはよくわかりませんが、翌日また出てくるなどということもあり得るかもしれない、そういう、いわゆる市民会館の運営をやっていたのではないのですか。どうなのですか、どちらか、生涯学習課長でもいいですし、人事担当でも結構ですから、その辺は把握していて、それでもあなた方は頑張れますね、と聞いたのかどうか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

こういった形で運営をしていくということ自体については、それぞれの管理者と相談しながら、方向づけをしてきたということでございます。

○昌浦委員

わかりました。いわゆる市役所さんの方では、これを不都合と感じていなかった。しかしながら、市民の方では不都合を感じていたと。ゆえに、私のところにもお電話で問い合わせが来ました。

今後、こういうときというのは、やはりお互いに、何というのでしょうか、任務過剰にならないように、温かい人事異動のようなことも、あるいは臨時的にこうスライドしていくとか、そういうことの弾力的運用というものをお考えにならないと、非常にまずいのではないのかと。

それでは、平成20年4月から組織の再編でございますね。市民会館、係制廃止になるようなふうにも漏れ聞いておるのですけれども、それでいいのですか。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

平成20年4月からの教育委員会の教育機関につきましては、現在係を廃止するというようにしております。

○昌浦委員

これは中央公民館も同様ですね。それならば、4月から、いわゆる文化センター内にある、文化センターというのは通称ですね、中央公民館並びに市民会館、どういうふうな職員配置というふうになるのでしょうか。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

現在、市民会館につきましては、事業係と管理係がございます。あと、中央公民館につきましては、事業係がありますが、それぞれ係長あるいは主幹兼係長というものが配置されております。

平成20年4月から、今度の4月からは、それぞれ係は廃止されますが、市民会館につきましては副館長がそのまま職として残りますし、あと中央公民館につきましては、それなりの係長としてではなく、主幹としまして、その組織全体を取りまとめる立場の者が配置されるものというふうに理解しております。

○昌浦委員

では、根源的なことを聞きましょう。市民会館長は置くのですか。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

市民会館長は置くのかということですが、現在も置いております。ただ、人員の配置上、兼務になっているということでございまして、組織機構上は市民会館の館長については、現在もありますし、4月以降もあります。

○昌浦委員

どうも私の質問が間違ったようですね。兼務職を外して、正規職として市民会館長を置くのかどうか。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

これは人事配置上のことなので、教育委員会では、「はい」というふうにはちょっとお答えしにくい部分があるのですが、当然、そういうふうになるであろうというふうに理解しております。

○昌浦委員

では、質問を変えます。市民会館の指定管理者制度への移行などというのはお考え、たしか説明会が前にあったときに、何かあったような気がするのですが、現在までの取り組みと、平成20年度、指定管理者へ取り組む意向などがあるのかどうか。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

教育機関につきましては、指定管理につきまして、それぞれ進めてきたところでございます。これまでは総合体育館、市民プール、あとテニスコート、今度4月から公園施設といったしまして、多賀城公園野球場、中央公園サッカー場を含めて、指定管理としてやっているわけですが、行革といいますか、指定管理を進めていくという方針には変わりございませんので、当然に市民会館、中央公民館、あるいはその他の施設につきましても、手法はいろいろあるでしょうが、そういったことは引き続いて検討していかなければならないというふうに考えております。

○昌浦委員

引き続き検討ということなので、平成20年度で具体的な取り組みというのは、まだ今のところないわけですか。いわゆる指定管理者制度に移行する、この20年度の具体的な取り組み、それはないのでしょいか。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

引き続き検討していくということで、具体的に平成20年度にこれをどうするというふうなものは、ないと思っております。ただ、引き続き検討をしなければならないということでございます。

○昌浦委員

では、市民会館、大ホールなのでしょいかけれども、音響設備が素晴らしいということで、今後アピールしていきたいということが、我々に説明がございました。

では、そのアピール策というのは、具体的にどういうことなのでしょう。

○伊藤生涯学習課長

音響につきましては、前から多賀城の大ホールは非常に音響がいいというふうなことで、言われてきたわけでございますけれども、その辺の、その音響の性能のよさを再確認しましょうというふうなことで、去る2月1日に、当時設計をやっていただいた業者の方、それからその音響に携わった東北大学の、現在名誉教授ですけれども、曾根敏夫さんという方においでいただきまして、いろいろお話を聞いたところでございます。

その具体的なそのよさを、今後どのような形でPRしていくか、あるいは市民の方々にお知らせをしていくかというふうなことににつきましては、まだ具体的な方策というものは決まっておられません。

○昌浦委員

やはり戦略なのですね。そういう考え方を持ったならば、どういう方策を、平成20年度どうしていく、そしてこの市民会館を含めた文化センターに来館者をどれだけ呼ぶかというのは、やはりそういう戦略が立ったときに、すぐに方策を考えていなければならないと、ですから私、質問させていただいているのですけれども。

ならば、例えばインターネット等々を含めてやるとか、過去に利用した人に、もう一回、再利用の通知を出すとか、音響的にこのくらい反響板が乾いてきて、音がいいのですとか、お手紙を出すとか、方法は幾らでもあるのではないですか。

いわば、なぜこのアピール策について聞いたかという、これを戦略として位置づけて、頑張っていくと、この間聞いたのです。議員にそういうふうにお示しをいただいたと思うのです。たまたま私は2月1日、ちょっと所用がございまして、ちょっと御案内が直近近くに来たものですから、どうしても行けなかったのですけれども、機会があるならもう一度そのことを勉強したいと思うのですけれども、やはりこういうふうにしたときに、冒頭聞いた、市民会館の組織体制、また、病気でお休みの方のところに、確かに非常勤の職員の方が補充されたようすけれども、やはり正職の方をきちんと補充をして、市民会館というのはこういうものだというふうにしていく、それから、いる同僚の方たちの任務過重にならないように方策を練る、それから、そういうやはり人的なものをきちんと整備した上で、アピール策というのがあってしかるべき。

ですから、この最初の、いわゆる不補充というものに対して、私は、このアピール策との連動性などまるっきりない、皆無な状態ではないかと思ったわけです。

2点目、これから何か係をやめて、確かに主幹等を置いて、現状的には変わらないのだけれども、行く行くはいわゆる正職を外していくというふうな考えであるならば、これはやはり私は、いわゆる市民に対する一番の窓口的なものが、こういう生涯学習の施設なのです。ですから、そこには、本来的には、どこでもそうでしょうけれども、きちんと対応のできる職員、これがいて、最少の経費で最大の効果が上がると私は思っております。

ですから、やはりこの辺のお考えの中で、今後、指定管理者に移行するまでの間は、きちんと市の顔としての、教育だけではなくて、多賀城市の顔なのだということを意識するような職員を配置して、運用ですか、そういうのに遅滞ないようにこれからも進めていただきたいと思いますと思うのですが、これはどなたに答弁してもらえますか。

○鈴木教育部長

そうですね。特に社会教育施設、生涯教育施設、公民館も含めて、これは直接住民と接する最先端の施設であるということで、特に社会教育施設、こういった施設については、人

づくりというものが大きな役割を担うというのが、これらの施設のあり方だろうと思います。

ですがいまして、やはりそれ相当の人材を確保しなければ、そういうものは発揮できないだろうと思いますので、引き続き人事の方と相談しながら、それらに努めていきたいと思っております。

○昌浦委員

今の教育部長の答弁で、いわゆる教育側のお考えは示していただいたので、納得いたしました。

さて、今度は人事の方です。こういうふうに、いわゆる、かなり現状とは違うような、変則的な職場状況に置かれたときに、人事の方はどういう手を打って、遅滞なき行政の運用を図るようになるには、どういうふうなお考えをお持ちなのか、その辺の方針などを私にお示しいただければと思うのですが。

○内海総務部次長(兼)総務課長

問題の認識そのものについては、多分委員と一緒にのだろうと思います。

ですがいまして、今時点での即座な対応ということはなかなか難しいかと思っておりますけれども、4月に向けた対応を図っていきたいというふうに思っております。

○昌浦委員

まだわかっていないようですね。4月などとそういう悠長なことを考えてはだめです。きょう言われたら、あした、私はそう思います。現にこうやって、こういう状況ではないですか。どうなのですか。もう一回。

○内海総務部次長(兼)総務課長

きょう言われて、あしたというふうなものは、なかなか難しいのかと思っております。

ただ、問題そのものについての把握はしておりますので、ですから、職員の関係もございまして、そういったところに影響がなるべくないような形で、今後対応してまいりたいというふうに思います。

○昌浦委員

いや、わからないわけでもないですよ。年度末に助っ人組んで、異動ということは、異動というか、助けに行ってくれというのは、言われた職員も大変かもしれない。それ全然わからないわけではないです。

しかしながら、この困った状況をそのまま見過ごすということに対しての問題認識に、ちょっと私と人事担当者ではずれがあるような気がします。きょう言われて、あしたと言ったのは、それはちょっと事を性急に要求し過ぎているのかもわからないけれども、そういう状況のときに、やはり何らかの手を打って、関係部署とか何からの異動とかというようなものも、やはり教育委員会と連携をとって、「これどうなのだろうね」と、まるっきり市長部局の方からの異動ではないにしても、こういう方策はどのようなのだろうかとか、その辺はともに考えていくという考えもありますね。どうなのでしょう。

○内海総務部次長(兼)総務課長

先ほどからお話しておりますとおり、人事一本で決めているのではないのです。あくまで教育総務課であったり、あるいは現場の管理者であったりというふうな形で、相談をさせていただきながら、その中で選択をして、対応してまいったというふうなことでございますので、ですから、今とり得る方策として、委員がおっしゃられるような方策がとれるのだとすれば、それも選択肢だったかと思えますけれども、話し合っただけで決めてきた過程の中で、とり得る対応そのものが、ここでの非常勤による対応というふうなことであったということで、これは御理解いただけないでしょうか。

○昌浦委員

わかりました。

今後、こういう、例えば組織上、組織の構成員の中に欠ける状況があったときには、速やかな対応をと、これは何も教育委員会だけではなくて、いわゆる市長部局等々でも、例えば何%がということはないにしても、例えば7人いる課で3人がちょっと体調的なものとか、いろいろな理由で戦力にならないといったときには、やはり補充とかそういうのはきちんと考えていってほしいと。これは要望にしておきます。

次なのですけれども、学校教育課なのですけれども、いや、私、どうしてもやはり学校用務員さんの業務委託、これ一番最初に、いわゆる学校教育課の方で考えた施策ではなくて、（「何ページなのですか」の声あり）何ページじゃなくて、学校教育課のものですから、学校用務員業務委託料の件なのです。

これ、最初に発想として学校教育課の方ではなくて、総務部局の方でお考えになったのでしょうか。それだけ確認したいのですけれども。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

学校用務員につきましては、教育委員会が、あるいは総務課がということではなくて、基本的に、その学校用務員については、退職者不補充という市の方針がございまして、その退職者不補充の方針を受けまして、非常勤という形で対応してまいりました。

その非常勤職員につきましては、勤務時間が週30時間というふうな限られた時間でございまして、それは学校運営上、極めて不都合があるということで、それは学校現場の方から、何とかしてほしいというふうなことがありました。

しからばどういう方法がいいかというようなことで、それは学校用務員の業務委託ということで、その業務委託を開始したわけでございます。

それで、学校用務員業務につきましては、いろいろ偽装請負であるとかそういったことで御議論がございましたけれども、昨年、労働基準局の方に、その現在業務委託を行っている仕様書、業務内容、そういったものをすべてお話しいたしまして、これであれば学校用務員業務として大丈夫だろうと、法的に問題ないだろうというようなことで、学校用務員業務委託をしてきているわけでございます。

したがいまして、総務課がとか、あるいは教育委員会がというふうなことではなくて、これまでの経緯を踏まえて、現在このようなものになっているということを御理解いただきたいと思えます。（「わかりました」の声あり）

○吉田委員

148 ページ、災害対策に関して 1 点伺います。防災対策であります、砂押川や貞山運河に係留されているプレジャーボートなり、廃船の放置はもとよりでありますけれども、過日、1 月 29 日、文化センターで防災気象講演会がありました。

学者の先生、気象庁からの講話をいただいたわけではありますが、大変市民の皆さんも、また関係機関の皆さんも多数参加されて、盛会でありました。まさに時宜を得た取り組みであったと受けとめました。

そこでなのですが、河川法上は法的定めがないものですから、明確に河川法にのっとっての不法係留ということは、なかなかこれ断定的には言い切れない面があるので、私自身も苦慮しているのですが、自分の考えとしては当然不法係留だという受けとめ方をしているのですが、自動車であるならば車庫証明というような形で、法的な制度が定まっていますが、その証明がなければ自動車を所持できないという関係に相なっているわけですが、そのような形で、河川法上の定めがないということが、非常に問題になっていて、文化センターの講演の中においても、国内における、また、海外における、諸外国における地震による津波の内容なども、つぶさにお話をいただきました。

また、我々、国際的な状況の地震による津波などは、テレビ等で同様に生々しくその被害の状況などが、第 2 次災害として大変大きな問題になっている事態は、承知しているわけでありまして、いわゆるこの市の経過も私と同じ認識だと思っておりますが、市の環境対策上の計画書を見ても、これらについては不法係留ということを明記して、市の公文書でも書かれているので、同様の見解だと思っておりますが、これが一たん地震が起きて、津波が発生すると、凶器に変わります。大変な被害が拡大するという問題をはらんでいるわけです。

しかも、なかなか河川法上、規制ができないで、構築物まで設置して船を係留しているということで、貞山運河なり砂押川で言えば、河川の管理等は宮城県ですから、宮城県がその法的根拠を持たないものですから、放置されたような状態になっているという悪循環の現況なわけです。

そこで、県の方とも私もいろいろ打ち合わせなどをやってみましたけれども、言うならば、係留場所の建設が、とてもとても現状の数から言えばおぼつかない。また大変な費用を要するので、係留の場所の設置の年次計画を持っていながらも、財政的にはとてもおぼつかないという現況で、現状に至っているということのようであります。

いろいろなことを考えめぐらしてみても、このことに対する一つの方策としては、当然、法の改正ということが考えられますから、その取り組みについて、本市も県や国にきちんとした解決の方途としての法改正についての要望に努めるということが、まず第 1 点考えられますが、もう一つは、この現状認識を広く承知するというので、文化センターのあの講演会の場所でも、大代地区の区長さんが、この問題、課題について発言されておられましたけれども、明確ななかなか対応策についてのお答えはなかったような現下でありました。

そんな状況を踏まえて、ぜひ建設、国土、防災というレベル以外の立場でも、この問題については対応すべき課題だろうと思っております。先ほどちょっと市の計画における環境上の対策においても、明記されていることを一つ述べましたけれども、そんなことの取り扱いについて、改めて、当面の対策のその危険度ですが、放置しておくわけにはこれはいけません。人命にかかわることでありまして、そんなことで、この課題をめぐって、市と県との協議などをまず図ってみるというあたりからの取り組みを、取りつけることができないかどうかについて伺います。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

先日の、委員が紹介されました防災講演会の中で、区長さんから、津波のときに、この係留されていたプレジャーボートがミサイルのように飛んでくるのだというような話がありまして、びっくりしたのですけれども、この点につきましては、お話の部分のことも協議したのですけれども、まず不法係留船の所有者について、購入時または検査時に日本小型船舶検査機構で登録が義務づけられているのだそうです。ただ、個人情報保護の観点で、開示を望まない人については、開示してもらえないというような状況なのだそうです。

それで、こういう問題もありまして、県の方では、土木部の河川課で、平成19年12月から、本庁の河川課と各土木事務所で組織する、不法係留対策分科会というのを立ち上げて、検討を始めたということであります。

さらに、津波による被害を最小限に抑えていくためには、河川周辺住民のいち早い避難対策と、漂流物による被害の防止対策も非常に重要だということは、私も十分認識しておりますので、宮城県で組織しましたこの分科会の協議の確認を行いながら、不法係留について、一層宮城県に対して強く要望していきたいというふうに考えております。

○吉田委員

今お話しありましたとおり、小型船舶の協会に登録されているところまでの申し合わせはあるようですね。それ以上のものがないわけです。そこにも登録されていないものがたくさんおられるようですけれども、全体を把握するのにも、相当県の方でも手間取っているという、行政上の悩みもあるようです。

問題は、もう、何が問題かというのは、お互い承知されているのですが、今答弁あった内容で対処するにしても、県も抜本策がなかなか打ち立てられない現下にあるようですから、さきに前段にちょっと触れましたけれども、その取り組みをさらに十二分な取り組みにするとともに、法改正について、どうやはり宮城県自身も、河川管理者ですから、2級河川等については、考えているかということ、十分研究しながら、当然市の方でも、県や国の方との要望などにも取り組む考え方をお持ちであるかどうかについても、再度伺っておきたいと思えます。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

そうですね、県の方でもなかなか対応に苦慮しておって、こういった分科会を立ち上げたのだというふうに思います。

私たちの方の取り組みとしましては、法改正も視野に、そういったことの検討を進めてもらいたいということ、さらに要望してまいりたいと思えます。

○中村委員長

教育部次長より発言の申し出がありますので、これを許します。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

先ほど昌浦委員への説明の中で、「労働基準局」というふうに御説明申し上げましたが、「宮城労働局」の誤りでございました。申しわけございませんでした。

○佐藤委員

123 ページの、橋りょう維持補修に要する経費のところ、橋梁と言えるかどうか、大代の、今度壊すことがどうやら決まってしまうような人道橋についてでございます。あったものを、今まで何十年間か便利に使わせていただいたものが、なくなるというのは、大変住民にとっては、当面なれるまでは本当に不便なことで、いろいろ不満の声も大きく上がってくるのだと思うのですが、説明会をやるということですが、説明会の中で、どの程度までこの部分を補うような手法をとるのかというようなことでは、どういうふうなお話をされるのでしょうか。

○武田道路課長

お答え申し上げます。

人道橋につきましては、以前からの一般質問等でもありましたように、どうしても現状では、利用者に対して、非常に危険だと、即撤去しなさいというふうな状況下にあります。

今年度の予算でも計上をお願いしてはいますが、予算決定次第、3月の早い時期に、議会が終わり次第、まず地元の区長さん方と相談をしながら、それから地元の住民の方に説明を3月に行いまして、4月の早い時期から、できれば通行どめをしていきたいというように思っております。

○佐藤委員

一般質問でお聞きしたときに、代替案とはちょっとならないかと思いつつも、生協の前の歩道を整備するとか、あるいは大代橋のところに階段をつけると、たしか市長はおっしゃいましたね。橋のところへすぐ上がれるようにと、言っていませんでしたか。何かそんなふう聞いたような覚えがあるのですが、歩道をつけるということも含めて、とにかく歩道がないという意味では、本当に危ない道路になります。橋がないと、狭くて大変、お年寄りが特に病院に渡るときなどは危険な道路になるのですが、そういう意味では、どの程度、急いでやっていただけるのかということをお聞きしたいのですが。

○武田道路課長

お答え申し上げます。

担当課としましては、やはり危険なものは、市長も常々安心と安全というふうにお話ししていますので、単年度でやりたいという思いはございますが、こういう財政状況のもとでするので、3年計画で事業を行いたいと思っております。

まず、それで、平成20年度につきまして、190平方メートルの県の用地を買い上げて、21年度につきましては、用地の残った部分を買って、20年度で買い上げた用地につきましては工事を155メートルぐらいやりたいと。そして22年度に工事と、あと人道橋の撤去というふうな計画でございます。

○佐藤委員

3年かけてやるということなのですが、要するに早くやってほしいというお願いなのです。あそこは歩道が一部分はあるのですが、途中からもう全くなりまして、自転車、電動機付自転車のようなもので走る人や、三輪車で散歩する人やいろいろいますので、大変危ないという状況なのです。車も結構飛ばして来たりしますから、ぜひあの歩道の整備を急いでいただいて、橋のかわりにはならないけれども、これだけ整備したというようなことを、住民の皆さんにしっかり訴えるべきだというふうに思うのですが、何回聞いて

も同じでしょうから、よろしく、早く取りかかるようお願いを申し上げて、まずこの部分では終わります。

次、155ページの、学校副読本編さんのところなのですが、表紙のところの写真なのですが、学校教育課長は表紙の次、見開きのところですか、これなのですが、写真をざっと見ると、真ん中辺しか写っていないで、東西がぼっさり切り捨てられていると。多賀城跡もないし、砂押川から東は全くないと、こういう状況なのですが、これはちょっとやはり全体を写す写真にした方がいいのではないですか。「私たちの学校ある」とか、そういう意味では、子供たちがきゃーきゃー騒ぎそうな雰囲気も、そういうところから入っていくということもあるのではないかと思うのですが、これはことしはどうなっているのでしょうか。

○相沢学校教育課長

歳出の説明のときにも申し上げましたが、この学校副読本につきましては、学習指導要領が今週中にも告示されることを受けまして、平成22年度から使用できるように全面改訂をするということで、20年度と21年度、2年間かけて全面改訂をする予定でございます。

したがって、今、佐藤委員の御指摘にもありましたその外れているというような点につきましては、検討してまいりたいと思います。

○佐藤委員

東西も立派な多賀城市民ですので、ぜひ写真に入れていただいて、まだ間に合うようですので、よろしく願いをいたします。南北も当然全部入れていただくということです。

それから、177ページの、万葉まつり実行委員会のところなんです。DC絡みでいろいろ観光行政に対する注文がついていますけれども、まず、それもありませんが、このお祭りが全多賀城のものになっているかということ、私はちょっと振り返って見なければいけないのではないかとこのように思うのです。

なぜかと言いますと、大代の方は、このお祭りのときにでも、太鼓を習っている子供とか、あるいは区長さんとか、まちの役員さんとか、あるいは市のお仕事をちょっとしていらっしゃる方などは、ちょっとのぞいて見たり、役は振られているから出てくるような感じはしますけれども、それ以外の人が果たして本当にこれが多賀城のお祭りだということに認識しているかということ、なかなかそうでない雰囲気があるのですよ。皆さん御存じか御存じでないかわかりませんが、自分のまちの祭りだと感じているところでは、まだまだ希薄だなというふうに思うのですが、これは皆さん方はどのように感じていますでしょうか。お祭りをやる方たちは。

○伊藤生涯学習課長

万葉まつりにつきましては、当初の発足が100年構想実践委員会、その中でやられてきたものが独立して、今日に至っているというふうな状況でございますけれども、私としては、多賀城全市民に知っていただいているのかというふうな思いはございます。

ただ、今、生涯学習の中でこの万葉まつりというものをやっているわけですが、そういった全市民的に広めていくということになると、果たしてその生涯学習部門で抱えてといますか、担当していいのかというふうな思いは、常日ごろ感じているところでございます。

○佐藤委員

それは正しい認識だと思います。もう一定、何年間か重ねてきて、そして市のお祭りにしていこうという機運が盛り上がった昨今、やはりきちんと市のお祭りとして位置づけて、活動を組み立てていくということは、大事なことではないかというふうに思うのです。全市民がこぞって見に来れる、参加できるような状況をつくっていくべきだと私は思います。

一つの例として、お祭りが桃太郎旗がありますね、あれなどはこの辺しか飾ってなくて、大代の方は全然何もないのです。笠神も何もないですね。桜木もないですけども、とにかく何だか一部限定のお祭りで、本当に市民がみんな集まって楽しもう、盛り上げようというところでの工夫が、まだまだ足りないというか、全くしていない、と言うと語弊がありますから、皆さんが頑張ってるのでしょうけれども、そういう意味では、生涯学習だけの問題ではなくて、市全体としてそろそろ取り組んでいくべきではないのかというふうに思うのですがいかがでしょうか。

○伊藤生涯学習課長

ただいまも申し上げたとおりでございますけれども、やはり生涯学習の一環としてやっていくということにつきましては、何かもったいないなど。もったいないと言うとちょっと語弊がございますけれども、全市的なものとして、多賀城の一大イベントとしてますます大きくしていくということになれば、また違った考え方が出てくるかというふうな感じではあります。

○佐藤委員

ぜひ、その方向性であのお祭りをつくり上げていっていただきたいというふうに思いますので、御検討を強めて、進めていくことをよろしく願いをいたします。

それから、もう一つです。205ページの、給食調理に要する経費のところ、13節委託料のところ、食材発注業務委託料がありますが、これは4年の契約とおっしゃいましたね。

○相沢学校教育課長

さようでございます。

○佐藤委員

補正予算のときにちょっと聞いたのですが、何ですか、中国の食害の事件の影響でのあたりで聞いたときに、1カ月単位ですということもお聞きしたのですが、あれは何か違う食材の調達方法なのですか。

○相沢学校教育課長

献立表を示して、NECライベックスが受託業者でございますが、こちらに示しているというのが、1カ月単位ということでございます。

○佐藤委員

ちょっと勘違いしていました。

4年の契約で、4年だからこのぐらゐの金額に収まっていると言える部分もあるかと思うのですが、こういう今回のような食の毒事件が発覚などしたときに、今から何が起きるかわからないというようなときに、4年間まとめて発注して大丈夫なのかというようなことを、

ちらっと感じたのですが、その業者の緊張感とか、そういう問題でどうなのかというふうな思いもしたのですが、それはどんなものでしょう。

○相沢学校教育課長

委員は、多分4年という長いスパンの中で、業者の中にいわゆる緩みが起きるのではないかと御懸念されているかと思うのですが、今、まさに食の安全・安心ということから、こういう受託業者は、大変神経をすり減らすほどに、安全な食の提供ということにつきましては、関心を払っているかと思しますので、委員の御懸念は多分、杞憂になるのではないかというふうに認識しております。

○佐藤委員

のどもと過ぎれば何とやらとも申しますので、ぜひ中間、中間でチェックしながら、自分自身の管理も強めていただいて、安全な食材を子供たちに提供していくように、管理や監督を強めていっていただきたいというふうに思います。

もう一つだけ。質問だけです。いいですか。済みません。

189ページの、大代東地区テレビ共同受信施設組合負担金というのは、これは何ですか。一番上です。

○伊藤生涯学習課長

これにつきましては、大代地区公民館として、この地元の東地区テレビ共同受信施設組合へ出している負担金の1,000円ということでございます。

○中村委員長

ここで休憩に入ります。再開は3時25分です。

午後3時12分 休憩

午後3時25分 開議

○中村委員長

再開いたします。

最初に、学校教育課長より発言を求められておりますので、これを許します。

○相沢学校教育課長

先ほど、佐藤恵子委員の御質問に対する答弁の中で、給食センターの食材の発注業務と食材調理業務を、両方とも4年の複数年業務委託というふうに申し上げましたが、間違いでございます。食材の発注業務、これは単年度業務委託でございます。また、食材調理業務につきましては、4年の業務委託というふうに訂正させていただきたいと思っております。

○柳原委員

今の食材の発注のことなのですが、1年契約ということは、ちょっと食材の値上げが心配されているのですが、値上がりした場合、契約の金額でいいのか、それとも、給食費の方にはね返ってくるのかということ、ちょっとお聞きしたいのですが、

○相沢学校教育課長

まず、現在、学校給食費の食材の実費につきましては、保護者の方々からすべてちょうだいいたしております、小学校は1食 247円、中学校は 290円でございます。

現在、食材等の値上がりなどがありまして、一部の地域では給食費の値上げというような話も出ておりますが、本市では、給食費の値上げは考えておりません。

○伏谷委員

まず最初に、147ページの、消防団活動に要する経費、それから、その次 149ページの、同じく、それに関連するのですけれども、支援・育成に要する経費、それから 155ページの、学校教育課関係経費ということで御質問させていただきます。

いろいろな各種団体そうなのですけれども、やはりその構成としては、仮分数ということで、上の世代が非常に多く、下の方は細ってきているというふうなことが顕著に見られるわけでございますが、本市の消防団の組織といいますか、団員数も含めて、その辺の人数も把握をしたいのですけれども、お願いいたします。

○伊藤交通防災課長

まず、消防団の充足率についてでございますが、条例の定数では 250人でありまして、2月1日現在、直近のデータでありますけれども、消防団員数は 183名、充足率は 73.2%と相なっております。

それから、もう1点の、年齢の構成割合ということで理解してよろしいでしょうか。第1分団から第8分団、そして団長、副団長の本団というような構成をしておりますけれども、平均年齢は全体では、これまた本年2月1日現在では、平均で 49.5歳と。

ちなみに、一番若い分団では 45.6歳、一番高齢化しておる分団では 55.1歳と、約 10歳の開きがございます。そういった意味では、地域性があるのかというふうにとらえております。

○伏谷委員

今回もそうなのですけれども、間違いなく起こるこの宮城県沖地震というふうな想定のもとに、防災訓練も含めましていろいろな啓蒙活動を行っているのですけれども、やはり消防団といいますと、そういった防災に対する、まず初期活動ということには、かなり充ちなさると思います。それに即した訓練なども受けていますので、この辺のやはり 250名ということであれば、250名に近いその人員の確保ということを努力なされていると思うのですけれども、こういった啓蒙活動などについてはいかがなものでございますでしょうか。

○伊藤交通防災課長

まず、伏谷委員御自身も消防団の第5分団の団員で活躍されておられますので、消防団の実情については御理解されておられるかと思いますが、まず、消防団の団員の不足につきましては、これは全国的な傾向でございますが、ピーク時では、消防庁の統計によりますと、全国で 250万人もの地域消防団がございましたけれども、現在は 190万人を割って、180万人台というようなことで、多賀城市のみならず、全国的な傾向だというふうにとらえております。

それから、消防団員の募集、いわゆる団員の確保につきましては、これは平成 16年から市のホームページの方で、再来が予想されておりますところの宮城県沖地震等に備えまして、

地域消防団の充実・強化というのが、私どもは喫緊の課題であるというふうにとらえております。

そういった観点から、先般の消防団の分団長会議でも、これは昨年、一昨年から、私、こちらの方に着任してからずっと、いろいろな角度から、いろいろな会議でも議題として取り上げられておりまして、去る2月に実施されました消防団の会議でも、この確保について、いかなる方策をとっていかうかというようなことについて話し合いをいたしました。

それで、一番その不足している要因というのは、やはり前の時代とは違いまして、被雇用者、いわゆる会社勤めの方が大分多くて、勤務の関係でなかなか団員確保には至らないという各分団長さんを初め幹部の方々の意見でございます。

そういったことで、さきの幹部の会議においても、なかなか職場のオーナーの方、社長さん等の理解が得られない方がいらっしやいましたら、こちらの市の方からも直接事業所を訪問して、団員確保についてお願いするというふうな、そういうようなことで、とりあえずそういったお話し合いも持たれております。

○伏谷委員

今のような努力は、確かに行っているということで確認できたのですが、企業の方にもいろいろなそういった要請も図っておったということは確認しておりますが、やはり先週のお話にもあったように、農業委員の方も、各地区では女性の登用ということになっております。どうしても、やはりこういうふうになりますと、女性の手をかりずにはられないといえますか、やはり日々家庭を守っている奥様方もたくさんいらっしやると思います。そういった部分で、働きに出ているという先ほどの、なかなかそういう方が参加できないのであれば、女性消防団という位置づけも明確にしておく必要があるのかというふうに私は思います。

それと、並びに、若い消防団の意識なのでありますが、やはり、今、昔のように順々に親の言うことを聞いて、消防団になったというふうな形ではなく、やはり自分たちが地域から勤められ、もちろん自分の意識で入ってきている方がいるのでありますが、当初、私が入ったころには、消防学校というところに行かせていただきました。たしか2泊3日で、交通防災課の昔の古いシグマという車で護送されまして、非常に楽しかったという部分にはなかなかいかなかったのですが、でも、あそこで習ったことが、今、非常にベースになっているというのは自分自身あります。やはり何をしなければならぬかということが、非常にその消防学校の2泊3日のその経験値というのが今ありまして、その当時、救命救急ということに非常に、その意識を図ろうということで、救急救命の講師の方々のクラスもあったわけです。そういった方々の、並行して我々も教室のわきでやっていたのですが、非常に多かったのです。実際三、四百名ぐらいで、そういった講義を受けていたような感じもあったものですから、ぜひともこの若手も行きたいというふうに申し上げております。

そして、ここの育成に要する経費の中に、そういった形での予算組みをされているかどうか確認したいのですが。

○伊藤交通防災課長

ただいまの第1点目の、消防団、従来の活動の内容でございますけれども、従来は消火活動が主だったというふうにとらえております。そこで、近年、最近では、宮城県沖地震等の災害も想定されておりますことから、やはり大規模災害時には、救助、救出活動もさることながら、そういった高齢者、いわゆる災害時の要援護者に対する防災意識も普

及啓蒙するというような、そういった観点からもやはり地域消防団の役割というのは変化してきてるといいますか、そういった活動も広く展開していくというようなことで、担当としてはとらえております。

それから、従来は、伏谷委員も仙台のあの鶴ヶ谷の消防学校に派遣されたというようなことでありますが、ここ10年ぐらいは、消防学校には宿泊では派遣はいたしておりません。

と申しますのは、常備消防、地域で、私どもでは多賀城消防署ですね、そちらの方で、もちろん消防学校に派遣して、教官になって、また現場に戻っておられる署員の方もいらっしゃると思いますので、その塩釜地区消防本部の中での講習会で対応するというので、消防学校への派遣、宿泊を伴う研修はいたしておりません。

そこで、これは先ほど、最初の御質問にお答えした中でも、消防団の幹部研修、先月2月に、その幹部研修で、各地域消防団の要請があれば、常備消防の方でそれらの消防技術あるいは救急の講習会等もやるというようなことで、申し合わせがされました。

あと、もう1点ですが、そういった意味で、派遣に対する旅費は計上しておらないと、こういうことでございます。

○伏谷委員

初めに申し上げたその女性消防団のプランニング、ぜひともお願いいたします。

それと、学校教育課関係経費ということで、一つだけ確認させていただきます。先ほどから、各委員の方からもいろいろな質問等ございますが、「わたしたちの多賀城」ですか、こちらの改訂ということで、内容充実を図るために、この2年間で作成するということだと思うのですが、私も小学校時代、記憶にあるのが、やはりこの「わたしたちのまち多賀城」というのを、道徳の時間に、たしか週1回道徳の時間はあったと思うのですが、必ずこのときに、この本で授業を受けていたというふうな記憶があります。

ただ、最近、自分の子も含めて、この副読本をどういうふうに使っているのかというと、「いや、そういうふうな特定な時間は設けていない」。もちろん「総合学習」の中で若干行っているとは思いますが、今、この副読本の扱いというのは、つくった後に、こういうふうな指導要領でお願いしたいというふうに行っているのか、それとも担当の先生のお任せなのか、その辺の確認をしたいのですが、

○相沢学校教育課長

この「わたしたちの多賀城」、これは今年度使っているものでございますが、この副読本の活用は、小学校社会科、3、4年生が一番中心になるものでございます。

それで、そのほかには、「総合的な学習の時間」の中で、特にこの後半部分の多賀城の歴史、「歴史のまち多賀城市」、こちらは「総合的な学習の時間」でよく活用しているものでございます。

メインは、小学校中学年、3、4年生の社会科学習の副読本として活用をしているものでございます。

それで、この副読本の新しい学習指導要領に対応した改訂版をつくりますが、委員の御指摘のありました年間指導計画、この「わたしたちの多賀城」を使った年間指導計画も、あわせて作成する予定でおります。

○伏谷委員

その当時の、何を学んだかということ、記憶の奥底にちょっとあったものですから、そのことだけ一つ、この「わたしたちの多賀城」を、その当時の先生から言われたことがありました。

まず、人格形成をする中で、「おのれを知れ」と、自分を知るということは、自分の住んだまちを知ることが、一番の人間形成の初めの一歩になるのだということ、何かその当時おっしゃっていたのかなというふうに思っておりまして、それが非常にその「わたしたちの多賀城」というのに記憶が残ってありました。

まず、やはり、今回、議会というところを通して、まず皆さんに何を言われたかという、「多賀城の歴史を知れ」というふうなことを、本当に皆様から言われています。特に藤原委員の方からも、いろいろな本を示していただきまして、その流れも含めて、いろいろとこの多賀城の歴史というものの認識、これをぜひ小学生のうちから、本当に低学年のうちから、情操教育の中で取り組んでいただければ、やはりそういうところからの感受性とか気持ちとか、そういう教育というものが芽生えてくると思いますので、やはり歴史の教育というのも非常に大切なのだということ、答弁は要らないので、私の所見としてお伝えします。よろしくお願いいたします。

○根本委員

119 ページの、1 に、私道整備に要する経費 100 万円が計上されております。これは非常に重要な事業だとこのように思います。第四次多賀城市総合計画の政策大系に沿う、「安全で快適に暮らせるまち」と、このようにございますけれども、それに沿う事業であると、このように私は認識していますが、課長の認識はいかがでしょうか。

○武田道路課長

お答え申し上げます。

委員と同じ思いでございます。

○根本委員

そこでお伺いいたしますが、本年度は 100 万円が計上されております。昨年度も 100 万円ということで、平成 18 年度決算では、記憶がちょっと薄いのですが、400 万円ぐらいの予算の中で、減額になったと。100 万円ぐらいになったのではないですか。ここ 5 年間の当初予算の額というのはおわかりですか。

○武田道路課長

お答えします。

では、平成 15 年度から申し上げます。15 年度の当初予算につきましては 180 万円でございます。それから 16 年度 50 万円でございます。それから 17 年度が 650 万円です。そして 18 年度が 433 万円でございます。

○根本委員

ありがとうございます。結局、平成 18 年度決算で 100 万円ぐらいに減額しましたね。それは正しいですか。

○武田道路課長

お答えします。

減額したかどうか、今手元には資料ございませんが、執行はありませんでした。

○根本委員

先ほど、同じ認識に立っていただきました。この事業は非常に重要な事業であるという、そういう認識で一致しました。

市道の場合は、市で管理していますから、市で積極的に整備をしております。私道はその市道に認定されていませんから、その地域の方々が自分で申請をして、市の補助金をいただいて整備をすると、こういうことでございますので、こういう事業をやはり拡張していく、こういう考え方は非常に大事だところ思うのですが、平成 18 年度において、実施要綱が改正されましたね。私はたびたびこの問題を申し上げておりますけれども、やはり多賀城市の総合計画に沿った事業であるし、そしてまた、地域住民の皆様のその環境が整備される、特に私道ということですから、そういう地域に限っても、市では補助金を出しますと、環境整備してくださいと、こういうことの事業でありますから、その枠をやはり絞るのではなくて、平成 18 年度は絞ってしまいましたね。4メートル以上というふうになっていましたから、4メートルなくとも整備できるような、そういう環境整備を図ることが、私は総合計画に沿うものだとこのように思いますがいかがでしょうか。

○武田道路課長

お答え申し上げます。

この件に関しましては、去年の 9 月の議会でも、たしか根本委員の方から御質問あったかと思っておりますが、その際も、「平成 18 年度の改正を現時点では改正する予定はございません」というふうなお答えをしているところでございますが、現在も、18 年度の改正時の一般質問の回答の中で、改正した根拠のお話はしておりますが、その中で、「他市との整合を図りながら、本市の 80%という高水準の補助を、厳しい財政状況でございますから、50%に決定したので御理解いただきたい」というふうな、市長並びに当時の部長がお答えしているとおりでございます。現状認識では、私も今、そういう環境は変わっていないというふうな認識のもとに、そういういろいろな相談があれば、上司とも相談しながら、検討してみたいというふうに思っております。

○根本委員

4メートルなくとも、やはりその整備をぜひお願いしたいという相談が来たときに、「実施要綱にそういう条項があるので、できません」ということではなくて、その都度、もしできない場合でも、平成 20 年度においてはどのような市民の皆さんから、私道の整備の要望があったのか、しっかりチェックをして、受理したものだけではなくて、相談に来たことも踏まえて、しっかりチェックをして、皆さんの要望というものをしっかりと受けとめていただきたいとこのように思いますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

それから、125 ページの河川管理と、それから 137 ページの公園に関する関連の質問をさせていただきます。実は、七北田川がございます。新田の方の七北田川ですが、そこに堤防がございまして、以前に県の方から整備していただきまして、桜のある木の周り、整備をしていただきました。公園として、今、市の方で管理をしております。

最近、自分の体の健康を考えて、その堤防を歩く人が非常に多いです。朝、昼、晩と多いです。それから犬の散歩をしている方、こういうことで、県の方でも若干土手のあたりを整備して、通りやすくしていただいたとこのように、絶好の散歩コースとなっております。

こういうすばらしいところなのですが、あそこは車どめがありまして、車は入っていかれません。ところが、最近、バイクで若い人が走っている。そして、特にその公園のところをバイクで乗り回しているという相談がございました。非常にお年寄りが散歩の絶好の場所で、散歩をしているときに、バイクは非常に危ないのではないかと、こういうお話があるのですけれども、その河川の堤防をバイクで走ること自体が、現在ではいいのかどうか、まず確認をさせてください。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

この件については、今のところちょっと回答できません。ちょっと調べてみないと、明快な回答はできません。

○佐藤施設課長

今の質問は、七北田川の左岸側、ゲートボール場がございましてけれども、先ほど委員が、公園管理と言っておったようですけれども、実は、七北田川のたしか右岸側の田子地区の方で、最初にいろいろ公園とかゲートボールとか整備しまして、それで、左岸側の新田の方に全然そういう施設がないということで、地元の方の要望で、県の方の東土木の方でつくって、管理はたしか地元のゲートボールなどをやる方たちが管理している施設なのでございます。施設課の公園の管理ではございません。まず、その辺は1点、申し上げておきたいのですけれども、それで、バイクとかいろいろ堤防の方に侵入するというのでございますけれども、私も朝、あの辺、ジョギングとかウオーキングを毎日やっている人間なのですけれども、確かにバイクが入ってきて、非常に怖いなという感じがいたします。

それで、河川の管理というのは県の東土木でございまして、その辺の事情は、県の方に事情を話して、対処してみたいと思います。

○根本委員

この公園をやるときには、今の現市長、県会議員のときにも一生懸命応援していただきましたけれども、課長、認識がちょっと間違っていますね。あそこは県で整備して、管理は市に移管されたのです。それで、公園の清掃を、私、NDSクラブでやっているのですけれども、市から補助金をいただいて、補助金というのですか、謝礼金をいただいてやっているの、管理は公園の方でやっていますよ、間違いなく。そうですね、次長、間違いありませんね、これは。それはいいです。そのことが問題じゃないので。

問題なのは、今のバイクの問題なのです。車どめがあるということは、前は車が通っていたのです。何かあるときには取って、車で走る場合もあります。ですから、バイクは当然通れるという、そういう状況下にはあるのですね。

ですけれども、やはりそういう散歩コースになって、危険だということがありますので、あの現状を課長もよく御存じのようですので、もう一度調査していただきまして、危なくないような対応を、平成20年度にはとっていただきたいとこのように思いますがいかがでしょうか。

○佐藤施設課長

やはり県の方にその辺の実情を話して、対処したいと思います。

○根本委員

それから、145ページなのですけれども、ここに木造住宅地震対策事業費ということで、昨年に引き続き本年度も耐震改修工事に助成金を出すということで、この事業には評価をしたいと思います。

御存じのように、阪神・淡路大震災のときには、80%以上が圧死でしたね。それも家屋の倒壊、それから家具の転倒、こういうことがございました。それを教訓に、宮城県では、地震が来るということで、県民の皆さんも意識高揚しておりました。ただ、北部地震のときにも大きな地震がございました。家の倒壊もありましたけれども、家具の転倒で大変なけが、大体のけがの方が家具の転倒でありました。

そういう状況を考えますと、木造住宅の耐震改修工事と、それから家具の転倒防止策というのは、私は非常に大事な地震対策につながるところと思うのです。市民の生命の安全を図るためには、その二つが非常に大事だと。

一応ここで木造住宅については、予算措置をされているということでございますけれども、平成20年度において、その家具の転倒防止を市民に積極的にPR、あるいは啓発をやる、あるいは積極的に何らかの事業を行うかどうかわかりませんが、そういう取り組みについて伺いをしたいと思います。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

木造住宅の全壊、半壊、あるいは家具の転倒によるけが人というか、あの阪神・淡路大震災においては、委員おっしゃられたとおり、80%以上の方がそれで被害を受けているという実態は、私どもも把握しております。

9月議会で補正予算でお願いしました防災マップですが、地震防災マップ、今年度事業でつくっているわけですが、あさって5日の午後に、その配布するマップの見本を、委員の皆様にご紹介したいと思います。

その中で、耐震診断がいかに大切であるか、それから家具の転倒防止がいかに大切であるかということも、つけ加えて説明しておりますので、それで啓蒙を図っていききたいと思います。そのマップにつきましては、4月当初に全戸配布というような形で考えております。

○根本委員

よろしく申し上げます。

参考までに申し上げたいと思いますが、北部地震のときに、家具を押さえたり、金具でとめたりしたのも全部はがれたと、そういうケースがございました。東京の目黒区あるいは渋谷区、あるいは県内では巨理町などは、倒れストップベルトというベルトで、倒れないような措置をする、そういうのがもう有効的だということで、都を挙げてそれを推奨しているのです。

ですから、そういう研究もしながら、何でもつければ、市民の皆さん、いいのですよというのではなくて、やはり効果があるもの、こういったものもやはり行政の方でも研究をして、すばらしいものをやはり、安全なものをつけていただいて、倒れないようにするというのも、私は非常に大事かと思うので、一応参考までに申し上げたいと思います。

最後に、もう一つ御質問させていただきます。175ページ、ここに負担金、補助及び交付金の中で、多賀城市婦人会連合会補助金17万1,000円が計上されております。婦人会連合会の皆様は、本年度で60周年でしたか、の記念事業を行ったと思うのですが、婦人会の皆

様が、多賀城市の行政を支えるような活動を展開している、例えば、検診を行うときには、婦人会の皆さんが配置について、1日じゅうお手伝いをする、あるいは、別な何かの会合のときには、早く来て、いろいろな準備をしたり、こういう活動を展開しております。

そういう意味で、婦人会の皆さんのその日ごろのボランティア的活動、こういったものに私は感謝をしますが、市の行政を下支えしている、こういう私は感謝の考え方を持っているのですけれども、担当課長、いかがでしょうか。

○伊藤生涯学習課長

私も、今、委員おっしゃいましたような考え方でございます。

○根本委員

そういうしっかりと下支えしていただいていると、こういう婦人会でございまして、現実的には、例えば検診のときに人が足りなくて、新田から別な地域に行く、こういうのも車がなくて、タクシーで行ったり、弁当持参で、自分の手弁当で行くという、気持ちは大いに、皆さんのお役に立ちたい、こういう気持ちだけれども、なかなか経済的負担も伴っている、そういう現状も耳にしました。そういうことをしたときに、本当にその下支えをしていただいている方に、すべてボランティアでいいのだろうか、もちろん17万1,000円の補助金は出ていますけれども、果たしてそれほどの活動をしていただいている、支えていただいている婦人会の皆さんの補助金としては、17万1,000円が妥当なのかどうかということをお申し上げたいのですが、私はちょっと少ないのではないかと。

補助金カットの時代に、あえてこういうことを申し上げるのは、私は大変申しわけないと思います。しかしながら、その支えていただいている活動内容、こういうことからすると、私はやはりもっと上げるべきではないかという意見を持っているのですが、いかがでしょうか。

○伊藤生涯学習課長

補助金をお上げしている団体につきましては、数多くあるわけございまして、確かに今、委員おっしゃいましたように、歴史のある婦人会というようなことで、この多賀城市のいろいろなものに関して、いろいろお力添えをいただいているということは、重々承知してございますけれども、この補助金について、さらに増額を図るということにつきましては、なかなか困難というふうに考えてございます。

○根本委員

わかるけれど、困難だという、担当課長のお話でございまして、今の質疑を聞いていただきまして、市の副市長あるいは市長、総務部長、順番ちょっと逆になりましたけれども、ぜひそういうことも平成20年度において検討していただければとこのように思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

○中村委員長

今、質疑、藤原委員を予定しておるのですが、交通防災課長から発言を求められておりますので、発言を許します。

○伊藤交通防災課長

先ほどの伏谷委員の御質問の中で、私、たしか、全国の消防団員数、消防庁から発表されておる状況では、ピーク時では250万人を超えて、最近では190万人台を割り、180万

人というようなお答えをしたかと存じますが、一けた間違っております、現在 90 万人を割り 80 万人台だというようなことで、消防庁からは発表されておりますことを、訂正方、お願いを申し上げたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○藤原委員

都市計画課関係 1 件、教育総務課関係 1 件、学校教育課関係 1 件、文化財課関係 1 件、質問いたします。

まず初めに、137 ページの、中央公園の整備事業についてなのですが、これまでの議論をまとめますと、現在の中央公園の整備事業は、平成 25 年度までの事業認可なのだという話ですね、一つは。そして、私の一般質問については、歴史まちづくり法というのが今制定されようとしているので、この法律に基づいて、改めて計画を立てたいというようなお話しでした。

そうしますと、歴史まちづくり法に基づく中央公園の整備というのは、平成 26 年度以降になるということになるのでしょうか。どうですか。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

今の段階は、ちょっと計画的なお話を申しますと、今言われたように、中央公園は平成 25 年度で事業認可は切れます。引き続きまして、26 年度から、10 年間だと思うのですけれども、新たな事業認可を取るというようなことになります。

それと、歴史まちづくり法、これは、いろいろ先ほどからお話ししているのですけれども、今の国会に法律として出しております。それで、ことしの秋くらいから施行になると。

したがって、スケジュール的には、平成 20 年、21 年度で整備計画というのですか、その歴史まちづくりの中で計画書をつくり上げて、その中にいろいろ位置づけしていくと、その中には公園事業も入ってございます。

それで、まだ具体的に、こういうものだ、ああいうものだということはないのですけれども、その中で、一応中央公園としては、平成 26 年度から入ってくるというような形になると思います。

○藤原委員

ですから、その平成 25 年度で事業認可が切れるので、26 年度からはその歴史まちづくり法に基づく整備だというふうに理解していいのですかということなのですが、どうですか。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

その辺が、都市公園法でいう都市公園の事業認可と、今回の歴史まちづくり法とどうリンクしてくるのか、その中身がまだちょっと示されていないのです。したがって、中央公園は中央公園として独立してやって、その中に包含した形になるのか、それとも歴史まちづくり法の中での公園としてやっていくのか、その辺のフレームがまだちょっと出ていないということなので、その辺がことしの秋ぐらいいまでははっきりするだろうと、そういうふうに思っております。

○藤原委員

わかりました。

それから、特別史跡のところは基本的に県が整備をするのだと。それ以外の分を市がやるのだというふうに理解していました。

ということであれば、東北本線から玉川岩切線までは無条件に市の整備ですね。ところが、特別史跡の中で、中央公園に指定していた分もあったような気がするのです。そこは県がやることになっているのか、市がやることになっているのか、どうですか。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

特別史跡のエリアと中央公園のエリアがダブっている部分があります。例えばあやめ園とかという部分です。そういった中央公園のエリアについては市の方で整備を行うと。

○藤原委員

中央公園は、特別史跡であっても市が整備だということですね。

それで、南北大路、大分見通せるようになったと。皆さん、共通認識だと思うのですが、政庁から東北本線の間なのですが、ですから県が整備する部分と市が整備する部分とあるのですが、その間の南北大路は幅何メートルで整備することになっていましたか。県の話しで。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

中央公園内の大路の復元の幅員は 18 メートルです。

○藤原委員

そうすると、市が 18 メートルで整備して、県が 13 メートルということもないでしょうか、多分その 18 メートルで県も市もずうっと整備するのだという認識でいいのですね。

○佐藤文化財課長

政庁跡から外郭南門にかけては、県の方では 13 メートルで整備したいような考えを聞いております。

○藤原委員

外郭の南門までは 13 メートルですね、それと外郭の南門から東北本線までは、18 メートルになるということでもいいのですね。確認です。

○佐藤文化財課長

現時点では、外郭南門から中央公園までの整備については、幅員は未定であります。

○藤原委員

それはそれでいろいろな事情があって、こういう計画になったのだと思いますけれども、いろいろな方から、早く整備してほしいという声が出ていますので、一生懸命努力をしていただきたいというふうに思います。

それから、次に、155 ページの、副読本の関係です。学校教育課関係。ことしと来年で、平成 20 年度と 21 年度で改訂をやるのだということなのだそうです。それで、多賀城の海軍工廠の記述についてなのですが、私は、陸奥国府がつくられたことと、多賀城海軍工廠がつくられたことは、歴史時代の多賀城の二大事件なのだというふうに考えています。

歴史時代というのは、文字で歴史が書き残されるようになった時代という意味なのですが、それはどういう意味でそうかという、ともに陸奥国府がつくられたときも地域が一変した。それから多賀城の海軍工場のつくられたときも、4分の1が強制買収に遭いまして、地域が一変をした。そこが工場地帯になったり、学院大の工学部になったり、文化センターになったり、自衛隊の官舎になったり、あるいは丸山の公務員宿舎になったり、自衛隊になったり、塩竈の第三中学校になったりしている。

そうしますと、やはりその基本的な認識を、現在の多賀城を形づくる上では非常に大きな出来事だったということ、もう少し書いておく、盛り込む必要があるのではないかと、うふうに私は思っているのです。

改めて読んでみたら、海軍工場は3カ所出てくるのです。多賀城小学校の児童が急増したのだと。それは海軍工場ができたからなのだと、1カ所出てきます。それから、桜木の工場地帯の説明の中で、海軍工場がつくられて、そこが工場地帯になったのだというのが出てきます。それから、多賀城の人口が終戦前後して急にふえたのだと。それは海軍工場ができたからなのだと、3カ所、個別の記述として出てくるのです。

年表に至っては、海軍工場の力の字もないのです。年表については。

それで、私は、やはり今のままだと、多賀城の海軍工場というのは、少なくともこれの中では、もう桜木の工場地帯だけだったというふうなことになってしまうので、私は、1カ所でやはりきちんとまとめた記述を設けた方がいいのではないかと、うふうに思っているのですが、どうでしょうか。

○相沢学校教育課長

海軍工場につきましては、今、藤原委員の御指摘のとおり、確かに3カ所で取り上げられておりまして、多賀城小学校のその学校のこれまでの移り変わりの中で取り上げているほかには、御指摘のように、多賀城市の市の移り変わりの中で取り上げてまいりました。

新しい学習指導要領の、これまで我々がつかんでいる3、4年生の学習内容の改善点の中で、こういう部分に重点的に取り組んでいただきたいと。

例えば、節電、節水等資源の有効な活用について、具体的な事例を挙げ、取り上げる。地域の人々と協力した災害や事故の防止への努力について、具体的な事例を挙げて取り上げる。そして、伝統や文化等地域資源の保護・活用等について取り上げる。ということがありますので、委員の御指摘の海軍工場については、最後のこの伝統や文化等の地域資源の保護・活用の中に入ってくるか、ちょっとその辺のところは、学習指導要領の詳しい資料が今週中に出ますので、そこも合わせながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○藤原委員

これは小学校の子供さんが使うものなので、何でもかんでも入れるというわけにはいかない。教育的な配慮が必要だというふうには思います。

ただ、歴史関係、古代から近世まで20ページ使っているのです、後ろのところで。それとの分量からすると、直接的に今日の多賀城のまちを形づくった大事件だったのに、私はやはり誤解を招くのではないかと、このままだったら。

例えば、多賀城の4分の1が海軍工廠になったというふうに言われているのですけれども、どこの部分が海軍工廠になったかなどという図面などはこれに全然ないのです。ただ、桜木の工場地帯だけ工廠と書いてあるだけで。

ですから、教育的な配慮は当然必要なのだけれども、このままだったら誤解も生むと思うので、私は、やはりその点については、編集、執筆される先生方とよく相談していただきたいというふうに思うのですけれどもどうですか。

○相沢学校教育課長

新しい学習指導要領の授業時数でございますが、3年生は現在と同じ70時間で変わりはありませんが、4年生は5時間ほどふやされた90時間と。この副読本を一番使うのは中学年ということもありますので、ただいま委員からお話がありました海軍工廠につきまして、多賀城市史にも詳しく記述されていることでございますので、これらも参考にしながら、編集委員とも協議をしてみたいというふうに考えております。

○藤原委員

これは、歴史的な事実の問題なので、客観的な事実の問題なので、ぜひそういう方向で検討していただきたいと思います。

それから、159ページと169ページの、学力検査の問題です。これは全国一斉の学力検査ですけれども、小学校は6年生の国語、算数、委託先はベネッセ、それから中学校は国語、数学で、委託先は内田洋行だというふうに理解してよろしいのですか。

○相沢学校教育課長

そのとおりでございます。

○藤原委員

この結果は、いつわかるのかと。このテストの結果はいつの時点でわかるのかというのが1点。

それから、ベネッセと内田洋行がどういう会社なのかという点について、説明をお願いします。

○相沢学校教育課長

文部科学省が実施いたします全国学力学習状況調査につきましては、実施は4月の第4週と、そして、その結果を取りまとめ、発表するまで約半年ほどかかると。したがって、10月に入っての結果の公表ということになるだろうと思います。

それから、この取り扱い業者でありますベネッセ、それから内田洋行については、私の知り得る範囲でお答えいたします。

ベネッセは、もともと出版社でございます。本の出版会社、こちらは教育問題に大変関心が高い出版社でございます。独自のベネッセ研究所という機関も設立いたしまして、全国の児童・生徒の、例えば不登校の状況をまとめているとか、あるいは、基本的な生活習慣についての調査結果をまとめて発表しているとか、現在そういう活動をしている会社でございます。

それから、内田洋行につきましては、私がまだ学校の教員のころ、内田洋行さんといいますが、教材を学校に納入してくださる業者というふうに認識をしております。

○藤原委員

たしかベネッセは進研ゼミという教育雑誌を出しているところですね。たしかうちの子供もやっていたような気がするのですが、要するにデータを業者がつかむわけですね。そういう進学塾をやっている業者、進学を仕事としている業者が、子供たちのデータをつかむことになるわけですね。そのデータについては、その業者が使うなどということは恐らくないのだろうけれども、その点はまず大丈夫なのかということが1点です。

それから、二つ目、採点が非常にずさんだというような報道が一部にありました。その点は大丈夫なのかと。

それから、三つ目なのですが、普通、テストというのは、学校の試験というのは、先生が、教師が、自分がやった授業をどれだけ子供たちが理解しているのかと、そして、自分の授業の改善に使ったり、あるいは子供の傾向をつかんだりして、絶えずフィードバックしながら指導に役立てるものだと思うのです。

春に試験をやって、結果がわかるのが秋だと、かまやつひろしの何か歌に、暑中見舞いが秋だったとかというのがありますが、それ以上長い期間ですね。これで先生方が指導に生かせるということに、私はならないのではないかとこのように思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○相沢学校教育課長

まず、業者が子供の成績を把握すると。特にその業者が受験等にかかわりのある業者なので、大丈夫かという委員の御指摘でございますが、私は、文部科学省がこの学習状況調査を実施しますというときのパンフレット、教育委員会あて、あるいは学校あてのパンフレットの中に、このように書いてあるのです。

「個々の市町村名や学校名を明らかにした公表は行わないなど、学校間の序列化や過度な競争につながらないように配慮」というようなこともありますので、私は、この業者がデータを受験業者等に出していくというようなことは、考えられないというふうに思います。

それから、2点目の、採点がずさんではなかったかという御指摘でございますが、大変申しわけありません。この点については、私はよくわかりません。

それから、第3点目の、テストというのは、そもそも教師が、自分がやった授業のフィードバックとして見るものではないかと。したがって、4月に実施したものを、10月、秋口になってからやるということはいかがなものかということでございますが、私は、この学力学習状況調査というのは、確かに委員が御指摘のように、1教師が自分の学習指導の評価としてやるという、そういう視点もあるかとは思いますが、むしろ、学習指導の成果を全国的な視野に立って見ることも、学校にとっては、子供たちは、今、確かに多賀城で学んでいる子供たちですが、高校生、そして大学生になれば、県全体に散らばったり、あるいは全国に散らばっていく、進学をしたり、就職をしたりしていくわけです。常に自分たちだけの、あるいはこの1学校だけの立場で評価をするというのは、私は子供の将来を考えた場合、なじまないのではないかと。むしろ全国的な位置づけでの学力あるいは学習状況を把握、分析することが、子供たちには必ず役に立つだろうと、そのように信じているものであります。

○藤原委員

ベネッセあるいは内田洋行が、ほかに情報を漏らすということは、まあ余り考えられないのではないかとこのように思うのです。やはりそれぐらいの守秘義務ぐらいは、文部科学省との間で

取り交わしているような気がするのですが、私が懸念しているのは、ベネッセ自体が進学を業としている会社なのです。ベネッセコーポレーション自体が。ですから、そういうことを心配しているのです。その点ではどうか、答弁いただきたいと思います。

それから、採点がずさんとかというのは、これはもう何十万件なのかよくわからないのですが、膨大な採点をやるわけですね。それも委託しているわけです。ですから、当然採点する方も、いろいろなアルバイトや何やら雇って、採点をするというような状態になっているようです。

ですから、その点で、大丈夫なのかという意見がいろいろ出ているわけなのです。犬山市の教育委員会ではこれは拒否、やらないというふうなことになっています。

そういう点で、今後も、今回2回目なのですが、重大な注目はしていきたいと思うのですが、業者自体が進学を業としている会社なのだという点について、その情報の管理の問題ですけれどもどうなのでしょう。

○相沢学校教育課長

先ほども申し上げましたが、私は、確かにこのベネッセが受験というようなことにも踏み込んだ会社であるという点は承知いたしますが、先ほども言いましたように、子供の不登校でありますとか、あるいは基本的な生活習慣についての調査結果をまとめて、教育委員会あるいは各学校に届けたりしている、そういう機関でもありますことから、大丈夫であると、そのように信じたいとこのように考えております。

○藤原委員

不安の一面を感じさせるような感じの答弁でしたけれども、まあこの点については、今後とも注目していきたいということで、次にいきたいと思います。

189 ページ、文化財課関係です。文化財の普及啓発に要する経費なのですが、ことし、デスティネーションキャンペーンの年であるのですが、文化財課としては、多賀城碑が重要文化財になってちょうど10周年に当たると、記念すべき年だというふうに思っているのですが、それについて、何かことしこういうことをやるとかというようなことは、考えていらっしゃるのかどうかという点が1点です。

それから、2点目、2010年、これはもう奈良遷都1,300年ですね、これはもうすっかり共通認識になりまして、大変うれしく思っています。

多賀城ではどういう年なのかと、2010年が見ていましたら、多賀城の発掘50周年に当たるのではないかと。1960年に、発掘に先立って航空写真を撮ったのです。その1960年を発掘調査元年にしているはずなのです。そうすると、ちょうど2010年は発掘50周年になるはずなのですから、その辺の認識はどうでしょうか。

○佐藤文化財課長

お答えします。

まず、第1点目の、多賀城碑については、平成10年6月30日に、国の重要文化財に指定されて、ことしでちょうど6月で10年を迎えるわけですが、現在、展示室の常設展示室において、多賀城碑のコーナーを設置しておりますが、毎年6月に開催している速報展、発掘された遺跡の展示に合わせて、多賀城碑コーナーをさらに充実した内容で展示していきたいと考えております。

2点目の、多賀城の発掘が始まってから50周年を迎えるということだったのですけれども、これについては、これから具体的な内容について、何かする方向で検討したいと考えております。

○藤原委員

これは間違いないですね。たしか、10年前に商工観光課長が、まだ埋蔵文化財の所長のときに、たしか発掘40周年の何かをやったはずなのです。ですから間違いないと思います。

ですから、ただ単に平城遷都1,300年だというだけではなくて、多賀城の発掘が、全国でわからなかったようなことを、次々と発見したという歴史もあるので、やはりそれは、ちょうどこの50年と1,300年がぴたっと合致するので、それはそれで私は多賀城でも気合を入れて、頑張ったらいいのではないかというふうに思うのですが、教育長、いかがでしょう。

○菊地教育長

多賀城の歴史に非常に熱い思いをしている藤原委員、先般は壺の碑について10周年というふうなことで、特別史跡というふうなことで、しっかりと定着したそのときには、紅白の幕を張って、そして記念行事をやったというようなことでありますので、これについては、今、文化財課長がお話しになったように、何らかの取り組みをしていきたいというふうなことで、お答えしているとおりであります。

なお、そういえば、昭和35年というふうになりますね、1960年、そこから50年というふうなことでありますので、ちょうど奈良というふうなつながりもぴったりというふうなことでありますので、文化財課を中心に、これに対しても何らかの対応ができるのかどうか、意味のある年になるということはそのとおりだと思います。

○藤原委員

それは頑張って、私も頑張りたいと思います。

最後に、「子ども議会」、これは必ずしも教育委員会のところではないのですけれども、先ほど話題になっていたので、去年やった「子ども議会」なのですから、午後1時からでしたね。あれは授業がなかったのですか。

○相沢学校教育課長

あの時間の扱いにつきましては、特別活動への参加というふうに、各小学校長にお願いしたところでございます。

○藤原委員

それは、出た子供だけが特別活動に参加したという扱いにしたということですか。ほかの子供たちは何をしていたのですか。

○相沢学校教育課長

ほかの子供たちにつきましては、学校でその時間、例えば体育でありますとか、音楽でありますとか、通常の授業をしていたということでございます。

○藤原委員

私も、「子ども議会」をぜひ見させていただきたいと思ったのですが、何かあったのです。伊藤議員でしたか、何かあって、聞けなかったのです。

私は、「子ども議会」について、一概に否定はしません。全国の議会の中では、共産党の議員団が、「子ども議会」をやれやれと言っているところもあるのです。ですから、一概に否定はしないのです。

ただ、授業から抜け出させてまで、やらなければならない事業なのかということになると、私は非常に疑問がある。そこまでしてやらなければいけないのかと。まだ夏休みだとか冬休みだとか、春休みだとか、そういうときに、市長なり、議長なり出て、子供たちと一緒にそういう場を持つというのは、それは私は否定しません。しかし、市長の側が、子供の事情も無視をして、市長の事情に合わせて、ほかの子供が授業をやっているのに、その該当する子供を授業から抜け出させて、扱いは特別活動への参加とはいうものの、授業を受けられないわけです。そんなにしてまでやる事業ではないと私は思うのです。

ですから、やる時期については、私は、もう少し配慮した方がいいのではないかと。私は子供のときの記憶は鮮明に残っているのですが、一回授業を抜けてしまうと、それを取り戻すのがなかなか大変なのです。大学に入って、2日、3日授業を休むのとはわけが違います。小学校のころの1時間というのは。

ですから、そういう点で、これはもう少し教育的な配慮が必要なのではないかと、役所の側の都合だけに合わせるのではなくて、教育的な配慮が必要なのではないかというふうに私は思うのですけれどもいかがですか。

○澁谷総務部長

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、そういう部分も含めながら、協議をして、実施時期等も含めまして、検討していきたいということで、前回、前にお話あったときに回答させていただいたものですから、その辺も含めて検討させていただきたいと思っております。

○藤原委員

ちょっと、私が質問しないうちに、その辺も含めて検討したいというようなことを言わないでください。私、教育委員会の方の認識を伺いたいのです。市長に合わせて、何も教育委員会がそこまでつき合う必要はないと思うのです、私は。何人子供が来たか、私よく覚えていないのですけれども、そういうふうにしてまでやるべきようなものではないと。スポーツで例えば優勝して、県大会に行くとか東北大会に行くとか、そういうのと次元が違っていると私は思うのです。

ですから、私は、やはりああいう時間設定は間違いだったというふうに思うのですけれども、そういう認識はありませんか。

私は、あのとき、平日の午後1時からやるということを見て、主催者に最初多賀城市議会も入っていたのです。私はそんなのはどこでも了承した覚えがないわけです。それで議長に聞いたら、「いや、私は何も聞いていない」という話だったので、あれは議会に関係なくやったのだというふうにわかったのですけれども、教育委員会の認識としては、ああいう市長部局からの申し入れに対して、何か疑問を言うぐらいの、「ちょっと待ってください」ぐらい言うような感覚があってもいいのではないかと私は思うのですけれども、教育長、どんなものですか。

○菊地教育長

「子ども議会」については、いろいろな要望がありまして、子供たち、あすの市民をつくるというふうなことで、非常に意味があると思います。

ただ、初めての年で、この提案があって、校長会とも相談をしてみたのですが、できれば夏休みにしたかった。これはそういうふうに考えておりました。

ただ、学校のいろいろな行事関係その他との調整がなかなかつかなくて、それが実際に始まった、スタート時点がちょっと遅かったものですから、非常に無理があったなというふうな認識をしております。

それで、当然正常な学校の授業というふうなことがありますので、その中から抜けるというようなことは、非常に難しいなというふうなことがあったのですが、これをやるというふうなことになって、校長先生方とお話をしまして、やむを得ずといいますか、その時点になったというふうなことで、来年度、同じような形といいますか、「子ども議会」を続けていくというふうな、私の立場としてはそういうふうに思っているわけですので、そういうことのないように進めていきたいというふうに考えております。

○藤原委員

教育長から、やむを得ず応じたという答弁なのですよ。今のは。ですから、私は、やはり応じた教育長が、教育委員会が悪かったのではないかと思うのですけれども、市長サイドでもごり押ししたのではないですか、これ、違いますか。どうですか。

○澁谷総務部長

ごり押しということではございません。やはりこの小学生、中学生に多賀城の市政とか議会とかについて、知っていただく機会としては、大変いい機会なのだということで、実施時期については、教育委員会サイドでいろいろと調整してくださいという形をさせていただいたものですから、その中で、先ほど教育長もおっしゃったような形であったと思っております。

ただ、次回の部分について、いろいろな反省点があるという部分もありましたので、その辺を平成 20 年度の方に生かしていきたいということで、答弁させていただいたわけでございます。

○藤原委員

まあ、前回のようなことはないだろうと信じて、これで終わることにします。

○中村委員長

あと何人いらっしゃいますか。

では、ここで休憩にいたします。再開は 4 時 50 分をお願いします。

午後 4 時 37 分 休憩

午後 4 時 49 分 開議

○中村委員長

再開いたします。

ここで皆様方に申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○雨森委員

簡単に2点ぐらいお願いします。

もう既に関連で出ているのですが、消防団の活動の内容について、147ページの中に入ると思うのですが、1月5日ですか、出初式、多賀城では屋内でおやりになっているようなのですが、以前は、平成4年か5年ごろですか、外でやっておられたのです。

多分、市町村におきまして、非常に、何といいますか、出初式で放水されたり、あるいはまた、はしご乗り等々で非常に華やかといいますか、カラー写真でよく報道されております。

多賀城の場合は、水源の場所とか放水場所がないとかというようなこともあったようですが、何か年々、部屋の中にももってしまう傾向にありまして、非常に何か寂しいなという感じがするのです。

ですから、やはり消防団というものを認識させるためにも、子供たちにも、ああいった放水、あるいはまた、放水によるあの玉割りですね、ああいったものがやはり、小さいとき、ああいうのがあったよというような思い出づくり等々、そういったものもこれから検討なされていくのか、そういった件について1点お尋ねいたします。

○伊藤交通防災課長

消防団出初式の開催場所等についての御質問であります。これから検討してまいりたいとこのように思っております。

○雨森委員

では、検討されるということですので、これはこれで終わります。もうこれ以上突っ込むこともございませんので。

では、149ページです。先ほど吉田委員からも、プレジャーボートの件で、あるいはまた、いろいろとそのお考えが出たのですが、これは私も一般質問の中に、市民の安全・安心ということで取り上げておたのですが、質問は取り下げさせていただきました。

ということで、ちょっと確認したいのですけれども、不法係留というのは、工作物、2級河川、県の川ですね。ですから管理者は知事です。ですから、その不法係留しているプレジャーボートに、違法行為にプラスになる部分もあるのですけれども、今、工作物ですが、プレジャーボートを係留するためくいを打っております。あれは県知事の認可をもらっていないのですね。と思います。もらっているのがあるかどうかわかりませんが、いずれにしても、ないということで、私は平成4年に東土木まで交渉しまして、念仏橋のところの堤防に車どめをつけてもらったのです。県の方がやってくれました。そういったこともあったのですが、あっという間に破壊されまして、今、跡だけが残っているのですけれども、県の方も努力してくれたのですけれども、そういうことで、堤防に車が入らないようにということで車どめをしたのです。跡だけ残っております。

そういうことで、ちょっと確認したいのですけれども、工作物は知事の認可を取らずに、業者がプレジャーボートを売るためにさっつけてやるという、平成4年ごろはそういう話だったのです。ですから、今はどうなのですか、工作物は知事の認可なのですが、認可

を取っているのか、恐らく取っていないと思うのですが、それでプレジャーボートを係留することが法律違反なのか、その辺ちょっと確認したいのですが。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

係留するための工作物を河川の中に設置するということであれば、当然それは河川法によるそういう許可なりが必要ではないかというふうに考えております。

○雨森委員

それから、河川の中に工作物をつくるということは、知事の認可が必要だということですね。

それで、ボートを買ってもらうために、何か夜間、くい打ちをするというような、当時そういう話があったのです。ですから、プレジャーボートが不法なのか、係留しているのが、この工作物自身が不法なのか、そういったところがちょっと分かれると思うのです。ですから、漁船の場合は、くいを打って、そして係留していますね。ロープを引っ張れば一気にほどける。ですから、そういう点がちょっと私疑問だったものですから、再度確認してみたいと思っておりました。その点については、私の質問おわかりになりますか。船自身がというふうになるのか、ちょっとそれを。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

今御指摘の件も含めまして、先ほど回答したように、県の方と協議してまいりたいと思っております。（「そうですか。ではよろしくお願ひします。それで終わります」の声あり）

○米澤委員

167 ページの、スクールカウンセラーと、そして、私、余り認識のないこの「心の教室相談員」について。

スクールカウンセラーについては、相談件数とか、もし内容について教えていただければ知りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○相沢学校教育課長

スクールカウンセラーは、県の派遣によりまして、各中学校に配置されております心理療法士・カウンセラーでございます。

平成 18 年度の相談の実績でございますが、多賀城中学校ですと相談件数 196 件、第二中学校ですと 203 件、東豊中学校 342 件、高崎中学校 337 件というふうになっております。

相談の内容につきましては、不登校問題、学校不適應、友人関係の問題、あと学校の成績、学校生活に関する事、それから進路等になっております。

それから、「心の教室相談員」と申しますのは、これは多賀城市が独自に配置しております、子供から見まして、親や教師になかなか相談できないことも、相談員の方には気軽に相談できると。あるいは、生徒の悩みや不安、ストレスのいい解消の相手になっているというようなことで、この「心の教室相談員」は、週 3 日、1 日当たり 4 時間ということで、各中学校に校長の推薦を受け、教育委員会で承認をして配置している方々でございます。

○米澤委員

ありがとうございます。私がなぜこれを質問したかといいますと、中学になってからではなくて、これはやはり小学校からの問題が、引き続きこれは引きずっている状態というのが、私はそれが、問題点が非常に要因としては大きいのではないかと思います。

なぜならば、やはり小学校4年生、5年生あたり、中学年、高学年になるに従って、友人関係からいろいろな問題で、不登校の問題もこの時期から発生しているというのが少なくないと思います。

担任の先生も、いろいろな手段で生徒たちといろいろな話し合いをされていても、なかなか親御さんに伝わるまでの間というのは時間があると思います。親御さんが知った時点で、もうさらに悪化している状態というのも、多分否めないと思うのですが、私は逆に、今のこの中学からではなく、いわゆる小学校からの「心の相談室」などを設けてはどうかと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○相沢学校教育課長

先ほど、委員の一つ、スクールカウンセラーで説明が不足した点があります。それは、この専門の心理療法士を県の予算で各学校に、中学校に配置していますが、その相談の対象は、その中学校の生徒に限らず、隣接する、例えば東豊中学校ですと東小学校が同じ学区でございますね。この小学校の子供、それから保護者、そして小学校の教員も相談の対象としているものでございます。

○米澤委員

カウンセラーについては、今、十分丁寧な説明でわかりました。

ただ、私が申し上げたのは、やはり子供たちが率先して自分から相談できる相手という、その「心の相談室」、それ自体を私は小学校から設置していただきたいというのが、小さい胸を痛めながら学校に行く日々を、あと何日で休みというのを数えながら行っている子もおります。やはりそういう事態を考えると、どんなに胸を痛めながら学校に行っているのかと思うと、本当につらいなと思います。そういった時点でも、やはり小学校から設置していただくことを検討していただけないでしょうか。

○相沢学校教育課長

委員からは、「心の教室相談員」を小学校からということのお話でございましたが、小学校に対しましては、子供の心の声といいますか、主に養護教諭が、あるいは特別教育支援のためのコーディネーターの方が中心になって、子供たちの声を聞いておりますが、「心の教室相談員」の小学校対応につきましては、少し検討させていただきたいとこのように思います。

○竹谷委員

若干中座して申しわけございませんでした。

聞いたところ、私が聞こうとしている案件は聞いていないようですので、お伺いをしたいと思います。

まず一つは、131ページ、130ページからですけれども、清水沢多賀城線の関係が記載されております。資料9の39ページに工事箇所が記載されておりますが、13番用地買収3.26平方メートル、建物移転2棟だけの説明になっておりますが、工事請負費として4,781万3,000円計上しているわけですけれども、この工事は、どういう工事をどのようにされるのかお伺いしたいと思います。

○武田道路課長

お答え申し上げます。

工事内容でございますが、4,781万3,000円、この内容でございますが、道路改良工事延長235メートルでございます。

○竹谷委員

延長235メートル、幅員何メートルで、完全に通行できるような完成形になるのか。

これは城南区画整理で都市計画街路として工事をし、グレードアップしながらやった工事の延長線だと思いますが、城南区画整理で行った工事と同じような状況の中でこの235メートルをやろうとしているのか、その辺についてお伺いしたいと思えます。

○武田道路課長

今年度の工事内容でございますが、幅員は12メートルから28メートルでございます。

○竹谷委員

12メートル、車道が12メートルなのですか。車道が12メートルで、歩道を含めて28メートルという解釈でよろしいのですか。

○武田道路課長

ちょっとお待ちください。ちょっと手元に資料がございませんので、後ほどその辺申し上げたいと思えます。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

この工事なのですけれども、今、竹谷委員が言われたように、城南区画整理で終わった箇所から志引団地まででございます。

ただし、志引団地の方は、全幅が12メートルでございます。今回の清水沢多賀城線は28メートルでございます。それを28メートルで城南と同じ幅で途中まで行きまして、途中からシフトをしまして、幅員を狭くしまして、志引団地の方の断面に合わせる、そういう工事でございます。

○竹谷委員

そうしますと、この28メートルの幅員は、志引団地の取りつけのところまで買収はしておりますね。あの状況を見ると、そうすると、そこから絞って行って、12メートルにつけるといって、残地がそこに出ますね。現実的に志引の方は広くないですから。ですから、どういうふうな形態なのか、言葉ではわからないのですけれども、もしあれであれば、後で行ってもいいのですが、ちょっとどういう形態になっていくのか。

それと、これで全面開通になってしまうのかどうか。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

用地買収は、志引団地の手前まで、若干手前まで28メートルで買収してございます。

それで、そこから大体15メートルぐらいなのですけれども、その分は残地を余さないように、そこからシフトして、工事をしていくというようなことでございます。

○竹谷委員

そうすると、両方歩道はついていくということですね。

そうすると、完成はこれで完成ですか。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

一応、今の段階では、先ほどシフトした部分は暫定形の開通でございます。それ以外は完成断面になりますので、すべてそれで今のところは開通できると、そういう見通しでございます。

○竹谷委員

そうすると、ここの 28 メートルまでは、城南と同じようなグレードアップでやってくるというふうに認識しておいてよろしいですか。まさかあそこは、城南があそこまでやったのに、ばたーんと黒の舗装の歩道を、片側 12 メートルずつつけるのではないでしょうね。どういうふうな設計になっているのか、少なくともあれのグレードの中で志引までくっつけないと、何だか、何のために城南でグレードアップしたのか意味がわからなくなると思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

その辺ちょっと確認したいと思うので、少しお待ちください。

○竹谷委員

その工事の件はわかりました。グレードアップになっていると。

ただ、私の今の質問、ここをやりますと、今度はここからの車は志引団地に入っていきます。志引団地のメイン道路にどーんと入っていきます。その交通対策の考え方と、それから、志引の歩道、歩道がありますけれども、あれもいろいろ、もうぐだぐだになっていますね。というのは、昔のやり方ですから、切り口がいっぱいあって、いろいろ問題があります。ああいう点を考えた場合に、この開通によってある程度統一的に整備をしていかないと、交通安全対策で、志引町内会からの問題点が発生してくるのではないかというように見ているのですけれども、それと同時に、通学路にもなっております関係から、相当交通対策について、意を用いていかなければいけないという路線と見ているのですけれども、その辺はいかがでしょう。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

志引団地の方なのですが、これはまちづくり交付金の中に整備事業として入ってございまして、当然、志引団地の方まで接続する際には、いろいろ歩道と車道のマウンドアップとかと、通過交通の関係で、今考えているのは、マウンドアップをやめて、フラットの、車道と歩道の段差をなくすような工事を、今の予定では平成 21 年度に予定してございます。

○竹谷委員

砂押川に橋をかけて、八幡小学校に抜くのが本来の工事日程でしょうけれども、そこまでやれというのは無理でしょうから、グレードアップ部分は後で教えてください。特にここはそういうことを考えながら、平成 21 年、22 年でも結構ですから、長期的にもこういう計画でやっていくのだということを、できるだけ住民の前に明らかにして、協力をいただくような路線だと思いますけれども、そのようにひとつお願いしたいと思います。

グレードアップの部分はわかりましたか。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

今確認しましたら、一応暫定整備ということもありまして、一応黒舗装で施工するというようなことでございます。

○竹谷委員

あくまでも暫定整備ですか。まち交を入れて、暫定整備という工事はできるのですか。これは補助金が入っているのですよ。そういうことではちょっとまずいのではないですか。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

車道とか幅員形態については、完成断面なのですからけれども、歩道の分だけを、黒舗装で、暫定と言ったらあれなのですからけれども、そういうふうな手法で平成 20 年度はでき上がっていくと、そういうことでございます。

○竹谷委員

いや、私、後で城南の歩道の件もお聞きしようと思ったのですけれども、少なくとも黒じゃなく、お金がないのはわかりますから、ブロックを積んで、平板でやれと私は今、言いません。少なくともカラー舗装ぐらいにして、車道と歩道の区分をやって、城南の場合は黒で、こっちは茶色ですか、自転車専用道路のようにつくったのですけれども、少なくともあの程度のものにしなければ、ちょっと城南区画整理にあれだけやっておいて、何で市でやるのはこうなるのとなるので、金の問題はわかるのですけれども、やはり余りそういうところがないようにした方がよろしいのではないかと。つけ加えて言えば、城南の今やっている歩道もそうです。遊歩道もそうです。黒舗装のようでも、少なくともあれも、単なる、我々はモデルでつくったのが、用水のそばにあのイメージを持って、城南の区画整理は事業費を抑えて、ああいうモデルをつくっている。市は、あのときはお金がないので、うちの方で必ずやるからという条件で、では組合も解散するのがおけると大変だから、ここで組合を解散しましょうとピリオドを打った。今度やれば、我々にお話をして、指導してくれた整備とは、市がやる整備が全然違う。これは私、あそこに住む住民もそうですけれども、そこにかかわってきた方々がどう思うでしょうか。少なくともグレードをぽんと上げろとは言わないけれども、普通の遊歩道と若干変わったようなやり方をすることが、大事なのではないかと思いますけれどもいかがでしょうか。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

今、竹谷委員から言われたとおりでございまして、私も平成 10 年、11 年、城南におりまして、城南の方ではいろいろ、やれやれと言いながら、市に戻ったら何だと言われると、ちょっと非常に心苦しいところはあるのですけれども、ちょっともう一度、城南小学校の歩道につきましてはカラー舗装でやるというようなことで、城南でやったまではいかならないのですけれども、それなりにカラー舗装でいたいというようなことで考えております。

また、清水沢多賀城線につきましては、ちょっと私も今平面図を見てやっているのですけれども、当然、歩行者と自転車と、何らかの形で色をつけて、分けなければならないのかというふうな認識ではおります。

○竹谷委員

いや、城南にやれというまで、私は本当は「やれ」と言いたいのですけれども、それをやらされてきた方ですから、そうして、ましてや、まち交を取って、さあやろうとしたら、

どこだかにまち交を持っていかれてしまったですし、もっとグレードアップする予定だったのですけれども、あのときは、「悠久ろまん」の名前までどこだかに取られて、後からこっちが後づけになったことも思いがありますけれども、それはそれでいいと思うのです。ただ、やったものよりもぐーんと差がつくような整備だけは、ひとつ慎んでほしいと。

特にあの路線は、区画整理に参画した人と、参画しない住民の間で、多少ぎくしゃくした、よく知っていますね、ところでもありますので、その逆なでしないような整備方法をぜひつくっていただきたいということは、ここで論議してもしようがないですから、願いをしておきたいと思います。完成してから、こうじゃなかったのではないかということを書れないように、ひとつ気をつけてお願いをしたいと思います。

それから、137ページ、133ページもですが、玉川岩切線の関係です。行政評価の関係の25ページ、これはだれもまだお聞きしていないというので、ちょっとお聞きしたいと思えます。玉川岩切線は、これでいくと、いろいろな意見、話もありましたけれども、完成になると、平成21年4月には開通するというふうに、まず確認してよろしいですか。今の計画段階では。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

今の現時点では平成20年度末に完成して、供用開始は21年度の頭かというふうに見ております。

○竹谷委員

そこで、いつも私、話題にしております中央公園の野球場の関係が出てくるわけです。今、いろいろ市から、我々もどうやろうということで相談を受けました。その工事を、今年度1,300万円で作ろうという、これがその計上だと思えますけれども、とりあえず、開通と同時に、グラウンドを使用して、通行人に通行車両に邪魔にならないようにしなければならぬというのが、大きな課題なのですけれども、バックホームの方を今の線路側に持ってくるのか、いろいろ我々御意見申し上げたのですけれども、その辺はこの完成と同時に、整備計画はされる予定ですか。

○佐藤施設課長

中央公園整備事業の平成20年度の工事でございますけれども、1,300万円という予算で、市道水の入線西側、あの高平踏切を拡幅しておりますけれども、その北側の水の入線の西側の歩道に、腹づけして園路をつくりたいというのが一つです。

それから、来年から本格的に西側の野球場をつくっていくに当たりまして、グラウンドの排水溝等の整備、これは400ミリの暗渠の工事なのですけれども、それを来年度は予定しております。それで、本格的にその野球場の方に入るのは、平成21年度からになります。

○竹谷委員

そうすると、平成21年度、開通したときから、野球場を使うというのは困難になるような気がするのですけれども、唯一の球技の広場である中央公園、1年間使えないような格好になるのではないかと、実は私心配して、前々からこのことを質問し、早目にやっていただくようお願いしてきたのですけれども、もしボールが通行している車に当たった場合に、いろいろな問題が出てくるのですけれども、その辺、トラブルはどういうぐあいに解決していこうという発想なのでしょうか。少なくとも、そういう事故の防止のために、最大限の努力をしておかなければいけないのではないかとというような気がしているのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○佐藤施設課長

供用開始が、県で公言しているとおり平成 20 年度ということになれば、野球場の方の整備が 21 年度からということになると、現在の位置での使用もちょっとあり得るのかということがございます。

できるだけ、我々としても、1 年でも早く、限られた予算ではありますけれども、やりくりをしまして、本格的に南側に、JR の線路側に持って行って、本格的に利用するのは二、三年後、先になると思うのですけれども、努力して、できるだけ早く供用したいというふうに思っております。今のところは平成 20 年度までにはちょっと間に合わないという状況でございます。

○竹谷委員

事務方では、予算がないので、そういうような答弁でしょうけれども、はっきり言って、事故が起きたらどうしようかと思っているのです。ですから、もう 3 年ぐらい前からこの問題を私は予算委員会で取り上げてきて、そういうふうに体制を組んでいってくれと、組んでいってくれよと、私は、多分、当時ここに出席しておられる方で、認識されている方もおられると思いますが、私は少年野球をやっている関係もあるのですが、ソフトボールの関係もありますし、あそこを使う団体は大体関係しているものですから、これは大変なことになるなあと、唯一の広場がなくなってしまうと、これは 1 年間なり 2 年間、そのスポーツが途絶える、多少やめなければいけないようなことも出てくるのではないかと。

もし事故を発生させたら、その団体の責任で、賠償保険の問題、いろいろな問題が出てくるのではないかと。そう思わないですか。課長に聞いても、課長は、金がないから、そうやらざるを得ないと、部長、まず、あなたはどのような認識でそういう計画の予算折衝のとき、どのような感じでお話しされているのですか。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

今回の中央公園の整備につきましては、竹谷委員も御存じだとは思いますが、そのスポーツ少年団とか、そういう団体の方たちといろいろ打ち合わせをして、それで多賀城市のこういうふうな計画というのをいろいろ示しながら、進めていたというふうに私はちょっと認識はしていたのです。

○竹谷委員

ですから、私は開通の前に、開通をすると同時に、唯一やらなければいけないのは、南側に移さなければいけないから、その工事を早くやらなければいけないということは、あの会議でも提案しているわけです。最大限のことはこちら、あとのものは、例えば附属品でトイレとか、水道とか、側溝の切り回しとか、そういうものはいいけれども、まずこちらに持ってきてというのを優先しないと、大変なことになりますよという発想の中で、あの会議でも質疑してきたような気がしているのですけれども、もしそういう質疑でないというようにとらえられているのであれば、ちょっとあれかなと思っているのですけれども、参加した人たちみんなに聞いても、ここにいる方も参加した人なのですけれども、そういう認識でお話ししてきたので、この予算を見て、できるのかと、最低限のことができるのかということに危惧したものですから、お聞きしたのですけれども。

私は、できるだけ、補正でも何でもいいですから、とりあえずこちらにもって、あちらの開通の以降に、自動車事故とかそういうのがないようにやるべきではないのかということをおもうのですけれども、これ、今、ここで変えてもらおうとしても、なかなか答えられないと思いますので、その辺を含めて、再度、予算を持っているところはどこですか、公室

が予算を持っているのですか、公室も、そこにいる人も関係者ですからあれですが、公室も含めて、市長、副市長を含めて、これは他の市町村からも来て、この球場を使う関係から、けれどもお金がないのはわかりますけれども、何とか工面でもして、南側にバックネットだけは移して、向こうの玉川岩切線にそういう、最大限、事故の発生しないような努力をしてほしいと私は思いますけれどもいかがでしょうか。

○鈴木副市長

今、お話を伺いまして、待望の玉川岩切線が開通をして、開通したらグラウンドが使えなかったということでは、ちょっと笑い話にもならない、そういうことだと思いますので、プランニングいろいろ練ってきてはいると思いますけれども、その辺のところを確認しながら、万全を期すように対応を検討させていただきたいと思います。

○竹谷委員

ぜひひとつ、プランニングはしてありますので、今言ったことを踏まえて、ひとつ御協力のほどをよろしくお願いを申し上げたいと思います。

ただ、もう1点、いいですか、委員長。（「はい、どうぞ」の声あり）135ページ、都市公園の施設維持管理費負担金の関係で、私、去年でしたか、昨年の決算委員会か予算委員会かで、地区公園とかいろいろな公園があるのですが、水洗トイレの清掃の単価をお聞きしました。それと、観光行政でやっている末の松山の水洗トイレの委託費と単価が違うのではないかと。同じものでありながら、時間単価を一緒にすべきでないのかという質問をさせていただきました。今回の予算編成に当たって、その辺はどのように反映されているか、確認したいと思います。

○伊藤市長公室長

昨年も竹谷委員から同じような内容の御質問をいただきまして、現在、商工観光課としては、契約形態は全く違うものの、その単価について地元と現在協議をしていると。地元が受けてくれるかどうかちょっとわかりませんが、今、そういうふうな、単価的には余りかけ離れないようにということをやっていると。

ただし、公園愛護団体がやっているトイレの清掃のものとは全く単価的には違いますので、シルバーが常に歩いて清掃しているような単価にはなるべく合わせたいというような、今現在、取り組みをしているというところでございます。

○竹谷委員

いや、同じ水洗トイレですから、これはのぞみ園の生徒もやっているのではないですか。少なくとものぞみ園の生徒さんがやっているもの、やはりこちらの末の松山でやっている単価が、単価折衝で、それより高いのであれば、末の松山の方はちょっと上げてやって、のぞみ園さんにもっともっと拡大してもらおうようなことも含めて、私はやるべきではないのかと。そういうボランティアでやっているのは安くてもいいのでは、やはりバランスが欠けるのではないのかと。

ですから、どうしても末の松山の1時間当たりとか、1回当たりの単価がここだというのであれば、やはり他の公園も単価をそこにある程度合わせてやるのが、私は重要ではないのかと。そうしないと、私は均衡がとれないのではないかと。財政が厳しいのはわかりますけれども、安いのは安いでもいいや、高いのは高いの、それでは、交渉力の高い人たちには高く、交渉力の低い人には安くでは、私はそれは行政としてやるべき姿勢ではないのではないのかというふうに思いますので、ここでとやかく言いません。そういうのを踏まえ

で、できるだけ、同じ作業であれば、1時間なり2時間当たりの単価になるか知りませんが、1回当たりの単価になるかもしれませんが、その単価基準は統一化していただくようお願いしたいと思います。いかがですか。

○伊藤市長公室長

関係する課と調整してまいりたいとこのように考えてございます。

○竹谷委員

よろしくお願い申し上げます。

○板橋委員

とりあえず、8款の119ページの道路維持補修に要する経費と、127ページの都市計画審議会の件に関してと、あともう一つ、三つ目は、137ページの9の負担金、補助及び交付金の加瀬沼と国営みちのく杜の湖畔公園の件でお聞きします。

まず、119ページ、道路維持補修に要する経費、これは市道の補修に要する経費で約6,000万円、その中で、道路パトロールもされているということで、市道のこれから整備しなければならないという約、アバウトでもよろしいので、平方メートル数は幾らぐらいで、今年度はどれぐらいの面積を整備するのか、これが全体の整備をしなければならない道路の補修面の、大体あとは何%ぐらいの効率でもって整備を行っていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○武田道路課長

お答え申し上げます。

道路維持補修に要する経費の中ですね。その修繕料ですか。修繕料につきましては、先ほどもお答えしましたが、いわゆるパトロールとか、いろいろな市民からの苦情とか、要望等に対応するための一式ということで計上してございます。

○板橋委員

計上はわかるのです。パトロールしてどれだけ市道が傷んでいて、どういうふうにしてあと整備を単年度でやっていかなければならないかという、そういう計画的なものを見ながら、予算というのを計上してくるのと違うのですか。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

ここに計上しております修繕料でございますけれども、これは計画を決めて、整備するというものではございません。毎年、道路課の方には、大体400件から500件くらい、要望なり苦情なり、いろいろ来ます。ですから、そういうものに対応するための予算ということでございます。ですから、いろいろ、あそこやってくれとか、ここが壊れているとか、あそこどうなのだというような、そういうものに対応するための予算ですので、こちらの方から、あそこ何平方メートルするかということではないのです。

その整備は、別な科目に入っている工事の方の、例えば123ページの6の単独事業というのがございますね。これが、いろいろパトロールをして、ここからここまで悪い、ではこれを年次計画でしましよと、そういうふうな予算でございます。したがって、こういうふうな予算として分けているということでございます。

○板橋委員

そういうふうにして御答弁してもらえばいいのです。そうしますと、119ページの分は、これは緊急を要する道路の整備というような科目設定でよろしいのですね。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

緊急というか、やはり道路や施設を管理している以上、やはりいろいろ修繕的なものは持っていなければならないと、そのための予算というふうに考えてもらってください。

○板橋委員

それでは、124ページの、6番の単独事業費、これは年度計画で行うという科目の予算設定ですね。ことしはどれぐらいの、キャパでもって整備をされるのですか。その辺をお聞きします。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

それは、資料9の、39、40ページに位置図がありますけれども、位置図が見つらくて申しわけないのですけれども、中には継続的にやっている箇所、または新規に入ってくる箇所、これが今の道路課の予算の体系で、今のところ最大にやり得る工事というようなことでございます。

○板橋委員

今年度はここに載せている。そうしますと、あとは、当初にもお話ししたように、道路パトロールしていると。これから整備しなければならないのがどれほどのキャパ、メーター数と面積は今現在予定されているのですか。

○武田道路課長

先ほどは失礼しました。先ほど、私、修繕料と勘違いしましてお答えしました。委託料ですと、まず、「違いますよ。委託料は聞いていません」の声あり)

○後藤建設部長(兼)下水道部長

全体と申しますと、今現在ある程度調べているところはあるのですが、まだその辺、データとして、本来であれば、本来ということ失礼なのですが、今から10年くらい前の話ですと、道路課の予算も年間2億円とか3億円の時代がございました。それは、全部調べて、年次計画をつくって、今後の10年間というようなことで、そういうスパンでもってやっていた時代がずうっとございました。

その後、今の不況になりまして、道路課の予算もだんだん、だんだん低くなってきたと。今は四、五千万円しかないというようなことで、本来はもっとやりたいところがあるので、すけれども、今の限られた予算の中で、今のところはこれしかできないと。全体となると、結構量的にはございます。今ここで延長何メートル、舗装の面積が何平方メートルということはちょっと言えないのですけれども、そういうのを後は少しずつ年次でやっていくと、そういうことでございます。

○板橋委員

それでもって道路を整備すると、5年、10年で亀裂は入らないですね。ただ、下水道の本管の布設とか、水道の幹線の本管の耐用年数が来ての布設がえ、そういう工事をした後に、五、六年ぐらいすると多少陥没して、地割れ、アスファルトの割れが出てきている。そうなってくると、その工事をした後の埋め戻し、鎮圧の仕方が緩いがために、おのずと道路

が下がっていくのではないですか。それで舗装面が割れてくる。基準というのがあるのはある程度わかります。砕石をどのくらい敷いて、そこにアスファルト何センチメートル、市道、県道、国道によって厚さが違うというのはわかります。そういう下水とか水道工事をした後の最終的な検査の仕方が、少し問題あるのではないですか、そういうことはないのですか。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

問題と、それはどういう問題かちょっと私も、一応、道路の場合、一応新しく舗装した場合には、基本的には3年間の掘り返し規制がございます。それ以降ですと掘ってもいいということなのです。

最終的な占有者に関しましては、道路課の方で、きちんとやっているのですけれども、ただ、一回カッターを入れてやりますと、やはり何年か後にはどうしても下がってくるということがあります、これは。必ず100%真っすぐということではないのです。

ですから、そういうのがいろいろ出てきた場合には、時間的な問題もありますけれども、占有者の方に再度やらせたり、あとは時間が経過しているのであれば、道路課の方で、ある一定の区間を舗装の打ちかえをもう一度すると。

そういうようなことで、お互いその辺は、占有者の方と話をしながらやっているということでございます。

○板橋委員

そういう2度、3度の手間をかけないように、やはりそういう下水道とか水道工事、道路を掘削して、あとは埋め戻す段階で、もう少し的確な御指導をしていただければ、3年、5年で道路が下がったり、アスファルトの路面がひび割れたりするのは、少なくなるのではないかと思いますので、その辺を今後よく指導をしていただきたい。

結局、後から下水道の工事をした方だけが道路の状態が悪いのです。その辺をやはりよくパトロールしていただいて、改善、今後新規に工事する場合は、気をつけて御指導をした方がいいのではないかと。そうしますと、余計な修繕費も余り単年度でかからないというふうに私は思うのです。

127ページの、都市計画審議会のことでお聞きしたいのですが、審議会の直近の会議があったのはいつごろで、どういうことに対して会議を持たれたか。

あとは、審議会の会議の内容ですか、内容といいますか、どういうことを審議するのか、その辺ちょっと再度、私も認識をもうちょっと持ちたいと思いますのでお願いします。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

平成19年度につきましては、今まで4月から開いておりませんが、3月中旬に1回開く予定になっております。

それから、平成20年度については、今のところ具体的な案件もありませんけれども、一応開催する予定となっております。

それから、都市計画、いろいろ公園であるとか、街路であるとか、区画整理であるとか、そういった都市計画決定する前に、審議会にかけて、その意見を聞くということでございます。

○板橋委員

平成 19 年 3 月のは、どういう内容なのか、今お話には、行っただけで、なかったですね。

それと、用途変更も入りますね。入りませんか。そういうことももう少しわかりやすく、具体的に、端的にお話ししていただきたいのですが。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

平成 19 年度の 3 月に予定している審議会につきましては、駅北の再開発関係の都市計画決定についてでございます。

それから、今、委員からお話しありました通称線引きといいますか、市街化調整区域を市街化区域に編入するという件についても、都市計画決定となります。（「委員長」の声あり）

○相澤委員

緊急で申しわけないですけれども、サイレンが鳴っているので、みんな心配なのです。もしも情報がいただけるならお願いしたいのです。

○伊藤交通防災課長

ただいま火災情報が入りましたので、御報告申し上げます。

場所は東田中二丁目 9 の 8、タウンハウス藤沢アパート、延焼中ということで情報が入っております。

場所につきましては、JA 多賀城支店前から石井小児科さんの方に向かいまして、ちょうど坂を上り切って、下がりますね。あの下がったちょうど南側、ちょっと山になっておりますけれども、そこにありますタウンハウス藤沢が延焼中と、こういった状況でございます。（「どうもありがとうございます」の声あり）

○板橋委員

137 ページ、9 の国・県事業負担金の加瀬沼公園、あと国営みちのく杜の湖畔公園の建設事業の負担金、これはあと何年ぐらい負担金を払わなければならないのですか。

それと、あとは数字的には同じ数字がずうっと推移するというので、その件に関してちょっとお聞きします。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

国営みちのく杜の湖畔公園につきましては、平成 25 年度に完了する予定となっております。

それから、負担金につきましては、大体このくらいの、平成 20 年度予定している金額で大体推移するものと思っています。

それから、加瀬沼の方ですけれども、いつまでというのがちょっと資料がないので、後でお答えしたいと思います。

○阿部委員

私も質問したいことはあるのですが、時間も時間ですから、そのかわりに当局に対して注文をしておきたい。いいですか、委員長、質問じゃありませんけれども。（「はい」の声あり）委員長いいですね。（「いいです」の声あり）

それでは、一つ、不要の説明が多い。私は問いにしっかりと答えてほしい。これが一つ。

二つ目、誤りの答弁をして、訂正をする。随分きょうありましたね。またなのか、またなのかという感じがしました。自信のないことは言ってもらいたくない。今、この場を逃れればいいということではよろしくないと思います。

三つ目、「検討する」ということは、輕易に使うべきではない。もし言うならば、いつまで検討したいと、その時期を明確に言ってもらいたい。そうでなければ、輕易に「検討する」ということは使ってもらいたくない。

以上、3点を、ずうっと議論を聞いておまして、当局の答弁にそういう感じをしましたので、これは記録にはっきりととどめておいていただきたいというふうに思います。

要するに、課長、部長は、市長にかわって答弁しているという認識をしっかり持って、そしてやるべきである。私はこれまで一般質問や何かで、何度となく、補佐道ということを申し上げております。皆さんは聞いているでしょう何回も。その辺をしっかり踏まえて、そしてやっていただきたい。市長は困っていると思いますよ。これにつきまして、副市長、答弁して、聞いて、あとそれで終わりますから。

○鈴木副市長

これは、確かに、今、阿部委員から御指摘のとおり、そういったことはまま見受けられるのがまず実態だと思います。

そういうことで、一番最初の、不要な説明が多いということについては、我々も非常に気をつけたいと思います。できれば、質問の方も端的に御質問いただければ、答弁する方も不要な言葉が減るのではないかというふうに思います。それはこちらからお願いをしたいところでございます。

あと、それから、誤りの訂正、これも非常に多かった。これも事実でございます。これは、くれぐれも誤りのないようには答弁はしたいと思いますけれども、中には誤ることもございますので、そのときはひとつ御容赦をいただきたいと思います。くれぐれもそれは回数は少なくするように努めさせていただきたいと思います。

あと、それから、「検討する」ということも、確かに御指摘のとおり、ちょっと多かったような気がいたします。「検討」ということの答弁をしますと、いわゆる前向きな姿勢というふうなとらえ方を一般的にされがちでございますので、本当にできる見込みがあつてであればいいのでございますけれども、今おっしゃられたように、その場を通り過ぎるための「検討」という表現はよろしくない。それは我々一同、しっかりと自覚をして、これから臨ませていただきたいと思います。（「ちょっと、今の件について」の声あり）

○中村委員長

まず……（「いやいやだめです。今の、議事進行について議長が意見を言ったのですから」の声あり）

○藤原委員

いや、私は、議長が言った上の二つについてはそのとおりだと思います。

ただ、その「検討する」ということについて、余り枠をはめるのはどんなものかと。「検討」の枠にはかなりの幅があるので、こちらの側が、本当にそうなのかどうかというの、持ち返って検討させてくれというのもあるし、その是非、事態をです。それから、一番前向きなのは、やはりやる方向で検討しますというのもあるし、いろいろな枠があるわけであって、ですから、それを一律に、いつまでにやるかという以外は、「検討」という言葉を使ってはいけないというのは、ちょっと私は、当局に対して、「検討」という言葉を使うに当たっての枠のはめ過ぎだと、それについては。

ですから、それは「検討する」と言ったら、あと、次の議会もあるわけですし、議会と議会の間に、「あれどうなったのだ」と聞きに行ってもいいわけですし、それは余り、私は、「期限つきでなかったら検討という言葉を使うな」というのは、ちょっと枠のはめ過ぎだというのが私の意見です。

ですから、それについては、ちょっと必ずしも議長とは同意見ではないということを表示しておきます。

○中村委員長

あとほかにいますか。今の件です。

○相澤委員

私の手元に辞書があって、「検討」というのを今調べさせてもらいまして、一応申し上げておきたいと思います。

「検討とは、十分に調べて研究すること」という語句の解釈がありますので、私も今の藤原委員の意見に賛成いたします。

○中村委員長

関連で、いないですか。

○竹谷委員

今の件について、阿部委員の思いはそうだと。「検討」というものについて。ただし、全員が、この参画している委員が全員がそうではない、そういう思いではないということだけ、お互い確認しておいていただければよろしいのではないかと。

そうでないと、今の意見が全員一致で、先ほどの3項目が理解されてしまうと困るので、そういう意味での解釈をしていただければ幸いではないかと思しますので、そのように解釈していただきたいというふうに思います。

○中村委員長

深谷委員、何かありますか。（「質問です」の声あり）質問3人ですか。

休憩いたします。再開は6時10分です。お願いします。

午後5時57分 休憩

午後6時08分 開議

○中村委員長

再開いたします。

2件ほど。先ほどの火災の件に関して、交通防災課長の方から状況報告がありますので、お聞きください。

○伊藤交通防災課長

それでは、先ほど発生いたしました火災情報について御報告申し上げます。

住所は東田中二丁目9番8号、タウンハウス藤沢アパートの火災ということです。目標は石井小児科さんの手前、JA多賀城支店側、ちょっと上り坂からやや下った中腹の南側、ちょうど急な山のところのアパートでございます。

17時47分で鎮火をしたというような報告が入っております。

それで、そのアパートの一室をほぼ半焼というようなことで、女性の方お一人が煙に巻かれ、火傷をしている模様ということで、同17時49分に救急車要請で、今搬送中というようなことでございます。呼びかけには反応しておると、このような報告をいただいております。

以上、御報告申し上げます。

○中村委員長

建設部次長から発言を求められておりますので、これを許します。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

先ほど、板橋委員から御質問ありました加瀬沼公園の負担金の関係でございますが、加瀬沼公園の整備事業の事業期間が平成23年度までとなっておりますから、23年度までは負担金はあるものと考えております。

○深谷委員

済みません。2回目なのですが、まず、今、火災の話があったので、地震があったらその火災が起ると、そういう対策のこととの含みで一つ御質問させていただきます。

資料7の149ページの、防災対策の充実に要する経費で、先ほどと同じなのですが、ちょっと一つ聞き忘れまして、市民の人によく聞かれるのですが、「多賀城市の地震計はどこにあるのだ」というのを聞かれまして、調べたら、この庁舎の地下1階にあるというのはわかっていたのですが、ここは建てる段階で、とても地盤を強くして、その地震計がその強くした上に乗っているのか、壁についているのか、ちょっと見ていないのですが、なので、市民の人が体感している震度とテレビに出ている震度が違うというか。それで、その地震計の位置を、多分こういうのは、前からいろいろな方から言われていたのかと思うのですが、今後その地震計の位置を、ここから、例えばその石碑というか、その碑の隣のところに移すとか、そういうような対策というのはお考えの中にあるのでしょうか。

○伊藤交通防災課長

ただいまの地震計の御質問ですが、委員おっしゃるとおり、この庁舎西側の地下に地震計を設置しております。

本市の地震計の震度数が、ほかの周辺団体よりも少ないのではなかという問い合わせは確かにございます。

そこで、私どもの方では、設置者が宮城県でございますので、県の方にその辺についてお話ししましたところ、県の判定では、私どもの震度計、5段階評価のうち、Cランクというような評価が出されまして、その評価については、委員御指摘のとおり、設置環境に改善すべき点が見受けられるが、初動対応の判断に利用する即時の地震情報のための震度を観測できる環境にあり、気象庁、消防庁では問題ないと判断しているというような、そういった結果が報告されております。

○深谷委員

わかりました。では、その市民の皆様が体感しているのと、そのCランクということで、そういうふうに出ていることに関しては、何ら災害上、問題は、そういうふうになったときの問題はないという認識でよろしいですか。

○伊藤交通防災課長

私どもの地震災害時の初動体制の判断基準としては、本市の、ただいまお話しいたしました庁舎の震度計ではなくして、宮城県の県で発表している区域の中での初動体制、発表されている初動体制で、震度によって対応していると、こういうような状況でございます。

○深谷委員

わかりました。ありがとうございます。

○柳原委員

179ページの、成人式に要する経費のところですけども、ことし、私も成人式に参列させていただきまして、ことしから実行委員会形式で成人式を行うということで、私も非常にいい成人式になったなと思います。

特に、先生方が出てこられて、学校の思い出を語るどころなどは、非常に感動して、じんときたのですけれども、生涯学習課の方で参加された方の感想ですとか、今回成人式をやってみての子供たちの評価とかありましたら、ちょっと聞かせていただきたいと思いません。

○伊藤生涯学習課長

ことしの成人式につきましては、実行委員会ということで、市内の4中学校の卒業生を実行委員として開催したところでございますけれども、本来であれば、生涯学習課の考え方といたしましては、この卒業生ということではなくて、いわゆる一般市民の方々にその実行委員となっただきまして、そしていろいろと成人式のあり方、そういったものを考えていただく、懇談会のようなものの中で実行していきかけたのです。本当は。

ところが、公募をしたのですけれども、なかなか応募していただける方がなかったというふうなことで、卒業生12名によって実行委員会を組織したところでございますけれども、そういった関係もございまして、その実行委員となったその卒業生、反省会を開いたところでございますけれども、その中で、我々がこういうふうな実行委員としてやって、果たしていいのだろうか、そこにどういう意味が含まれているかはちょっとわかりませんが、ちょっと荷が重かったかなという意味合いもあったのかなと。

それから、逆に、こういうふうな機会に、そういう実行委員としていろいろ協議する機会を与えていただいたことに対して、本当に感謝しているというふうなこともございました。

それで、そのままといいますか、卒業生だけで今後もやっていくというふうなことだけではなくて、やはり、生涯学習課で当初考えておりました、広く市民の方々、そういった方々から意見をいただくというふうな方向が、その実行委員の中からもお話が出たというふうなところでございます。

全体的な感想といたしましては、自分たちがこういう機会に、こういうふうな場に参加をして、本当に思い出に残るというふうな感想でございました。

○柳原委員

ぜひ一生に一度の非常に感動的な式に、来年もなればいいなと思っています。

それで、やはり一般市民の方も一緒に成人を祝って、本当に社会に巣立っていくことを一緒に祝っていただける式になったらいいと思います。来年もどうぞよろしく頑張ってください。

○板橋委員

駅前の土地区画整理事業に対しての起債など、あとは、今、用地買収が終わって、市の公有地としてお持ちで、今後のその分を売却したい面積等、予算とあとは起債が幾らぐらいかかって、今現在、何割ぐらい進んでいるかというふうな、詳細にわたっての資料をお願いしたいのですがいかがでしょうか。

○佐藤建設部理事(兼)多賀城駅周辺整備課長

資料をお出しするのは一向に構いませんけれども、作成する資料の内容をもう少し詳しく教えてほしいのですけれども。

○板橋委員

駅前の土地区画整理事業の総面積に対しての公園用地、あとは道路用地、それに対してあとは民地としての面積の度合い、あと、今回 A 地区と B 地区に対しての建物を建てる市の持ち分、それと、今まで市の起債としてお金をお借りした額、最終的には幾らまで予算として市の方で負担しなければならないのかというのが、大枠わかりますから、それに対しての償還の年数とかあると思います。ということは、これだけの厳しい世の情勢、あとは財源ですから、これから幾らほど、何年に渡って支払いしなければならないか。それに対して、やはり体力が持ちこたえられるかどうかというのが、一番の一つの要因になってきますので、その辺をある程度自分なりに勉強したいものですから、今お話しした範囲内の資料をお願いしたいと。

○中村委員長

板橋委員、きょうは予算委員会なので、今聞いていると、四つぐらい何か質問しているのです。（「何も質問していないです」の声あり）それで、結局、当局がどう答えればいいのかわからないと思うのです。ですから、これとこれをまず最初に……。

○佐藤建設部理事(兼)多賀城駅周辺整備課長

最初の、区画整理事業に関する総面積だとか、公園用地、道路用地、民有地との割合については、事業計画書、第 4 回の事業計画書がございますので、これで資料にかえたいと思います。

それから、再開発につきましても、先日説明した資料以外のものはございませんので、それを再度提出したいと思います。

なお、板橋委員が御所望であります起債等につきましては、財政担当の方と調整した上で、お出ししたいと思いますけれども、担当の方と確認して、議会中に間に合えばお出ししたいと思いますけれども、起債が何年にもわたっているものですから、それを全部集計するにはちょっと時間がかかるとお思いますので、それは、どうでしょうか、委員長、議会の方にお出しすればいいですか、委員会の方にお出しすればいいですか。それとも板橋委員だけでよろしいのか、ちょっと確認してほしいのですけれども。（「全員でしょう。皆さんをお願いします」の声あり）

○中村委員長

では、共通認識を得るために、全員をお願いします。本委員会中をお願いします。

○佐藤建設部理事(兼)多賀城駅周辺整備課長

では、申しわけありませんけれども、本議会中に出せるように努力したいと思います。（「わかりました」の声あり）

○板橋委員

よろしくをお願いします。

二つ目、147ページの、消防水利維持費の件に関して、ここの中身をちょっとお聞きしたいのですが、水槽の撤去工事が2カ所あります。これちょっとの間、説明していただいたとき、聞き忘れたものですからお願いしたいのですが、これに関しての、今現在どれだけの防火水槽が、市内に何カ所あるのか。

それに対して、砂等がたまって、多少底の方がヘドロ状態にはなっていないのか、それに対しての水槽の維持管理をどのように今まで行ってきていただいているのか、それをお聞きしたいと思います。

○伊藤交通防災課長

お答えいたします。

まず、質問は2点あったかと思いますが、まず1点目は、平成20年度で計上しております防火水槽の撤去工事の場所でございますが、市川地内とそれから下馬地内の2カ所でございます。

それから、もう1点の、防火水槽の数については幾つかということでございますが、これは市内には172カ所に防火水槽がございます。

それで、同防火水槽の維持管理についてはどのようにされておられるのかという3点目について、これについては常備消防、多賀城消防署の方で、巡回で水位等を調査しておりますし、さらには地域消防団の方でも管轄区域内の防火水槽を定期的に点検していると。

○板橋委員

一番最初に聞いたのは、撤去工事になるということで、何のためにこれを撤去しなければならないのかということをお聞きしたのですが、違ったでしょうか。

○伊藤交通防災課長

お答えを申し上げます。

まず、1カ所目については、下馬地内でございますが、これにつきましては、宅地造成といえますか、開発と言っているのでしょうか、他の土地利用のために防火水槽が支障を来したというようなことで、撤去を求められたと。

もう1カ所の、市川地内につきましては、駐車場として活用するので、撤去してほしいというようなことでございます。

○板橋委員

どうもありがとうございます。

次に、165ページ、教育用コンピューター整備事業費（小学校）、あとは173ページの中学校ですが、それで、小学校は児童約2名に1台、中学校の場合は生徒1名に1台というふうな形で配備されているのは間違いないと思うのですが、それに対しての、もう大分なりますから、教育的な形での、今、子供たちに対しての指導、活用状況、それをお聞きしたいのです。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

台数につきましては、小学校が各学校が22台の6校の全部で132台、中学校が生徒1人ということで、1校当たり42台の4校で168台でございます。

各学校の授業での活用につきましては、それぞれ学校で使う教科用のソフトなどを入れておりますので、そういったソフトを活用して、授業の中で使っておりますし、またインターネットなども活用しているというふうな状況でございます。

○板橋委員

当初、各小中学校に配備したときよりは、活用状況は大分多くなっているということで、いかんせん、今はIT時代ですから、小学校もやはり児童1人に1台ぐらいの配備をもうそろそろやってもよろしいのではないですか。大体1学級40人というのは、そんなにないでしょう。小学校6校で、平均35人ぐらいではないですか。そうしますと、ある程度、各小学校の児童の入学してくる、地域的にももう大体掌握されていると思いますから、過去に私、こういうことを聞いていますから、その辺もう十二分にデータとしてお持ちだと思いますので、もう今後小学校にも、児童1人に1台コンピューターを活用できるというふうなことで考えることはできますか、できませんか。相当これからも時間かかりますか。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

小学校につきましては、22台ということは、平成15年から2校ずつ配置してきたところでございます。あと、中学校につきましては、前に中学校は22台ということだったので、平成11年度から42台に切りかえております。

ただいま委員の方から、小学校につきましても、児童1人当たり1台というふうなことでございますが、教育委員会としてもそういうふうにはしていきたいのはやまやまでございますけれども、財政的な面もありますし、また、コンピューターの利用は、少人数といえますか、そういったようなところでも活用できますし、いろいろな場面でいろいろな使い方ができますので、必ずしも台数が多いから、IT教育が進むというものではないというふうに考えております。

また、ソフトなどにつきましても、平成 19 年度の場合は高崎中学校でございますけれども、パソコンを更新する際においては、各学校の情報処理の担当の先生を交えて、ソフトを選定しておりますので、そういったことも含めて、パソコンは小学校においても、中学校においてもそれぞれ有効に活用されているというふうに認識しております。

○板橋委員

どうもありがとうございます。

再度お聞きされるとして、懇切丁寧に御説明していただいたのだらうとは思いますが、私はそこまでお聞きしようとは今回思っておりませんでしたので、時間的にも大分経過していますので、ある程度お聞きになったことに対して、端的にお答えしていただければいいのではないかと思いますので、どうも済みません。余計なことを言いました。（「余計なことまで説明して済みませんでした」の声あり）

○板橋委員

これで 3 問目ですね。（「4 問目でしょう」の声あり）4 問ですか。

205 ページ、給食調理に要する経費のところでお聞きしたいのですが、ドリームランチ多賀城はもう何年になりますか。あれつくってから。稼働してから。

○相沢学校教育課長

平成 14 年 8 月 27 日が給食開始でございますので、5 年と 7 カ月かと存じます。

○板橋委員

5 年過ぎましたね。それで、センターをつくる時、残食の堆肥化のお話がありまして、その機械を導入する、導入しないで、最終的には導入しなかった。あの当時 300 万円か 400 万円ぐらいだったのでしょうか。それで、今、年間、残食の東部衛生処理組合に搬入されている年間の平均的な費用はお幾らですか。

○相沢学校教育課長

東部衛生処理組合の方ではなく、実は平成 19 年 8 月から、仙建工業が利府につくっております食品リサイクルセンター、こちらの方に運び込んでおります。

それから、平均的な費用でございますが、平成 18 年度は 113 万 1,900 円、17 年度が 119 万 6,160 円、それで本年度分ですが、まだ確定しておりませんが、残食率が大体 19.6% と見込まれますことから、18 年度同様 113 万円前後の処分費用になるかと見込んでおります。

○板橋委員

そうすると、利府の仙建に行っても、やはり費用はかかっていますね。そうしますと、これ年間 100 万円以上になってきていると。それで、生ごみ処理機を導入して、循環型社会に持っていく、まあ堆肥化して、当初は費用はかかりますが、もう 5 年もすると機械のものをとってしまいますね。

そして、子供たちにもやはり地産地消で、地元の食材を少しずつふやしていただきたいのですが、いかんせん、生産の方が追いつかないということで、農協の学校給食部会でも大分苦慮をされておりますが、一応そういう残食に対しての、やはり資源化というような形で、地元でそれをうまく資源化するようなお考えは、今後持たれるのか、それとも機械を

買って、持とうとすることを、前向きに考えるのか、今の仙建にずうっとそのまま残食は供給して、堆肥化してもらおうと。

仙台市の場合ですと、学校給食のものを資源用として堆肥化しているのです。あとは塩竈にカット野菜専門の工場が、企業がありまして、そこで野菜くずを肥料として活用するべく、機械を導入して、営業をされているところもありますし、そういうような形で、学校給食のやはり残食に関しては、地元で、そういうふうな形で今後肥料化にしていくことを考える余地はあるのかないのか。

○相沢学校教育課長

まず、生ごみ処理機でございますが、本体価格が、本年度調べた資料によりますと、300キログラムのごみ処理で、買い取りで1,615万円と。それからリースで月に27万5,625円、年間330万7,500円。このほかに電気代、あるいは中に入れる分解させるための酵素等を入れる保守点検費用が、年間152万9,000円ということで、トータルで年間480万円以上かかるということがわかりました。

現在、仙建工業でのリサイクルで113万円台ということでございますので、今の厳しい市の状態では、仙建工業でのリサイクルが最も適切かと考えております。

○佐藤委員

済みません。119ページの道路維持補修のところ、板橋委員が先ほど、マンホールのところのへこんだりというようなお話がありましたけれども、大分手入れをよくしていただいて、こうフラット化になってきていたような気がするのです。

ちょっと私の経験したことをお話ししながら、お願いをしたいのですが、うちの近所で、その道路のマンホールにつまずいて、鼻の骨を折ったお年寄りがいらっしゃいまして、これは本人にも多少原因があって、余り大ごとにはならなくて、早速手配をしましたら、道路課で敏速に対応していただいて、マンホールを切って、そして道路とフラットにして、安全になったということがありますが、市内の道路を、マンホール、水道、下水道を含めて、バリアフリーの観点から、平らにしていくという方向性を、修繕費の中で強めていただきたいものだというふうに思いまして、板橋委員の議論を聞いていたのですが、ぜひそういう目でこれから道路を修繕するときも、眺めていていただきたいというふうに思うのですがいかがですか。

○武田道路課長

お答えします。

その方向で検討したいと思います。

それから、先ほどの道路課の方で対応してくれたという案件ですが、これは水道業者さんの方に私の方からお願いしまして、即対応していただいたということでございます。

○佐藤委員

どこで対応していただいても、即間髪を入れずにやっていただいたので、大変感謝をしております。これからもどうぞよろしく願いいたします。

○松村委員

177 ページ、史都多賀城万葉まつり実行運営委員会補助事業についてということで、先ほど佐藤委員の方からも、万葉まつりが全市的なものになっていないので、今後いろいろ工夫が必要ではないかというお話がありました。私も本当にそのように思います。

それで、実は、私、昨年万葉まつりが 10 周年という佳節を迎えていたということもありまして、実行委員の方からちょっといろいろ声をかけていただいたりしまして、経緯もありまして、ちょっと応援させていただきました。陰の方で。

そうして、私も初めて万葉まつりにかかわらせていただきまして、実態がわかったのですが、やはり運営している委員の方がかなり高齢化しているということと、あと、やはり協力者が少なく、市外から、塩竈とか仙台からの方の協力者がいろいろ裏方の方をやってというのが現状でありました。本当にこれだけの祭りなのに、やはり市民の協力というよりも、むしろ市外の人の方が一生懸命これをしているという実態に私も直面しまして、本当に皆さんでこれからこの祭りを守っていかなければならないと思っていた状況であります。

市長も、ことしの DC に向けて、多賀城の魅力を積極的に宣伝していきたいという中のイベントとして、多賀城のあやめまつりと、あと万葉まつりを挙げております。あやめまつりは商工会の方でやっていますので、結構とても盛況でありますけれども、史都多賀城万葉まつりに関しましては、先ほど言いましたように、生涯学習課と実行委員のメンバーと一緒にやっているということで、現状はそのような状況であります。

そういう意味から、担当課を検討するというところでしてほしいという、生涯学習課の課長の話もありましたけれども、ぜひそのようにしていただきたいと思います。

皆さん方の声としては、やはり地域コミュニティ課の方で、市民参加を呼びかけるという意味からも、そちらの方がいいのではないかなという声もありましたので、最後でありますけれども、一応お伝えしておきたいと思ひまして、話させていただきました。（「答弁は」の声あり）では、お考えはいかがでしょうか。

○鈴木地域コミュニティ課長

大変申しわけございません。私の方ではそういうふうな事業を、生涯学習課から受け取って、できるような状態ではないというふうにお答えせざるを得ないのでございますが。

○澁谷総務部長

万葉まつりの部分につきましては、市民がみずから立ち上げている部分だと思うのですが、そういう意味からすると、役所がかかわる部分は、当初は役所が随分かかわってきていると思うのですが、そういう意味からすると、やはりこういうお祭り、もしくは各団体の事業もそうだと思うのですが、やはりこれからは市民がみずからやっていけるような環境づくりという部分が、役所の役割なのかなと思っております。

ですから、市民活動サポートセンターができたというのも、そういう部分があると思ひますので、できるだけひとり立ちができるような形で、市の方は応援していきたいと思っております。

○中村委員長

以上で一般会計の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 26 号 平成 20 年度多賀城市一般会計予算を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○中村委員長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中村委員長

お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村委員長

御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

あす 3 月 4 日は午前 10 時から特別委員会を開きます。

本日はどうも御苦労さまでした。

午後 6 時 44 分 延会

予算特別委員会

委員長 中村 善吉